

# 令和2年 第4回定例会

令和2年12月 8日 開会

令和2年12月17日 閉会

網 走 市 議 会

令和2年網走市議会第4回定例会会議録目次

〔12月8日（火曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	1
開会宣告	2
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長のあいさつ	2
日程第2 議案第1号～第9号	4
散 会	7

〔12月10日（木曜日）第2日〕

議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
説明のため出席した者	9
事務局職員	9
開議宣告	9
本日の会議録署名議員	9
日程第1 議案第1号～第9号	10
散 会	10

〔12月15日（火曜日）第3日〕

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
説明のため出席した者	13
事務局職員	13
開議宣告	13
本日の会議録署名議員	14
日程第1 一般質問	14
古田議員	14
岩永企画総務部長	14
林学校教育部長	16
澤谷議員	17
酒井市民環境部長	17
桶屋健康福祉部長	17
永本議員	18
桶屋健康福祉部長	19
吉田建設港湾部長	22

田口観光商工部長	26
岩永企画総務部長	27
村椿議員	28
吉田建設港湾部長	29
桶屋健康福祉部長	29
川合農林水産部長	31
川原田議員	36
桶屋健康福祉部長	36
岩永企画総務部長	38
水谷市長	45
田口観光商工部長	47
酒井市民環境部長	50
後藤庁舎整備推進室長	53
山田議員	53
岩永企画総務部長	53
吉田建設港湾部長	57
酒井市民環境部長	59
栗田議員	60
桶屋健康福祉部長	61
田口観光商工部長	63
延 会	65

[12月16日(水曜日)第4日]

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	67
説明のため出席した者	67
事務局職員	67
開議宣告	67
本日の会議録署名議員	67
日程第1 一般質問	68
近藤議員	68
林学校教育部長	68
酒井市民環境部長	71
小田部議員	72
林学校教育部長	72
三島教育長	75
吉村社会教育部長	76
桶屋健康福祉部長	77
川田副市長	81
岩永企画総務部長	83
水谷市長	87
松浦議員	87
田口観光商工部長	88
林学校教育部長	89
桶屋健康福祉部長	92

川合農林水産部長 .....	97
平賀議員 .....	100
酒井市民環境部長 .....	100
田口観光商工部長 .....	101
岩永企画総務部長 .....	108
桶屋健康福祉部長 .....	109
林学校教育部長 .....	112
散 会 .....	115

[12月17日（木曜日）第5日]

議事日程 .....	117
議事日程第5号の追加及び変更 .....	117
本日の会議に付した事件 .....	117
出席議員 .....	117
説明のため出席した者 .....	117
事務局職員 .....	117
開議宣告 .....	118
本日の会議録署名議員 .....	118
諸般の報告（追加） .....	118
日程第1 委員会審査報告案10件（議案第1号～第9号） .....	118
日程第2 委員会審査報告案1件（請願第13号） .....	119
日程第3 議案第10号～第15号 .....	119
諸般の報告（追加） .....	120
日程第4 委員会審査報告案6件（議案第10号～第15号） .....	121
日程第5 その他会議に付すべき事件（1件） .....	121
閉会宣告 .....	122

1 2 月 8 日 (火曜日) 第 1 号

令和2年第4回定例会  
網走市議会会議録第1日  
令和2年12月8日(火曜日)

○議事日程第1号

令和2年12月8日午前10時00分開会  
日程第1 会期の決定  
日程第2 議案第1号～第9号

川原田 英 世  
栗 田 政 男  
近 藤 憲 治  
澤 谷 淳 子  
立 崎 聡 一  
永 本 浩 子  
平 賀 貴 幸  
古 田 純 也  
松 浦 敏 司  
村 椿 敏 章  
山 田 庫 司 郎

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)  
に付すべき  
事件(1)  
議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正予算  
(説明)  
議案第2号 令和2年度網走市国民健康保険特別  
会計補正予算(同)  
議案第3号 令和2年度網走市介護保険特別会計  
補正予算(同)  
議案第4号 令和2年度網走市後期高齢者医療特  
別会計補正予算(同)  
議案第5号 令和2年度網走市水道事業会計補正  
予算(同)  
議案第6号 網走市公の施設に係る指定管理者の  
指定について(同)  
議案第7号 市道の路線認定について(同)  
議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の策定について(同)  
議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の変更について(同)  
請願第19号 学校給食の一部集約及び調理業務等  
の民間委託をしないよう求める請願  
(文教民生委員会付託)  
請願第20号 学校給食の今後に対して民意を取り  
入れる請願(同)  
請願第21号 学校給食の調理場集約化に対し段階  
を踏むことを求める請願(同)  
請願第22号 学校給食の品質向上を求める請願  
(同)

○欠席議員(1名)

工 藤 英 治

○説明のため出席した者

市 長 水 谷 洋 一  
副 市 長 川 田 昌 弘  
企画総務部長 岩 永 雅 浩  
市民環境部長 酒 井 博 明  
健康福祉部長 桶 屋 盛 樹  
農林水産部長 川 合 正 人  
観光商工部長 田 口 徹  
建設港湾部長 吉 田 憲 弘  
水道部長 脇 本 美 三  
庁舎整備推進室長 後 藤 利 博  
企画調整課長 北 村 幸 彦  
総務防災課長 田 邊 雄 三  
財政課長 古 田 孝 仁

.....  
教 育 長 三 島 正 昭  
学校教育部長 林 幸 一  
社会教育部長 吉 村 学

○出席議員(15名)

石 垣 直 樹  
井 戸 達 也  
小 田 部 照  
金 兵 智 則

○事務局職員

事 務 局 長 武 田 浩 一  
次 長 伊 倉 直 樹  
総務議事係長 神 谷 浩 一  
総務議事係主査 寺 尾 昌 樹  
係 早 渕 由 樹

午前10時00開会

○井戸達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和2年網走市議会第4回定例会を開会します。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には次の議員から欠席の届出がありましたので報告します。

欠席、工藤英治議員。

本日の会議録署名議員として、永本浩子議員、古田純也議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告は既に印刷してお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 次に、議員派遣についてですが、議長において網走市議会会議規則第125条の規定に基づき、お手元に配付しております議員派遣の報告のとおり派遣しましたので報告いたします。

○井戸達也議長 次に、本定例会に当たり提出されました請願4件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり関係常任委員会に付託しましたから承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定について議題とします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について、発議を求めます。

近藤憲治議会運営委員長。

○近藤憲治議員 一登壇一 本日をもって招集されました本年第4回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る12月4日午前10時から、及び本日午前9時30分から議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますととも

に、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと存じます。

まず、議会運営委員会当日におきます本定例会の付議予定案件は、議案9件、その他会議に付すべき事件1件、さらに本議会で関係委員会に付託されず請願4件の合わせて14件であります。

また、一般質問は、通告期限までに11名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は本日から12月17日までの10日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願いを申し上げます、本委員会の結果報告といたします。

○井戸達也議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおりの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定しました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもって印刷して配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 それでは、ここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 令和2年第4回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集を頂き、御審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げます案件は、郊外地区光回線整備事業、水道会計出資金、保育所等換気対策事業などの新型コロナウイルス感染症対策事業、歩道整備事業などの追加を主な内容とする一般会計補正予算と、国民健康保険特別会計のほか二つの特別会計、水道事業会計の補正予算、

公の施設に係る指定管理者の指定、市道の路線認定並びに辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定と変更についてであります。

議案の細部につきましては、後ほどそれぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、この機会に最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御報告を申し上げます。

初めに、農業についてですが、今年は降雪量が少なく雪解けも平年並みであったことから、農作業は例年同様4月中旬から始まりました。その後、天候に大きな崩れもなく、農作物の生育はおおむね順調に推移をいたしました。

J Aオホーツク網走によりますと、麦類の取扱額は計画比約5%増で、秋まき小麦の規格品比率は93.5%と平年を上回っております。また、てん菜の取扱額は計画比約5%の増となっており、糖分含有率につきましてもほぼ平年並みの17%、豆類の取扱額も計画比約5%の増となっております。バレイシヨでん粉の含有率はほぼ平年並みの21.5%でしたが、収量が低かったことから取扱金額としては計画比約16%の減でしたが、麦類、てん菜などがそれをカバーして、農作物としての全体の取扱額はほぼ計画どおりとなる見込みとなっております。

青果についてであります。タマネギなどの一部作物が新型コロナウイルス禍による影響により市況価格が下落したため、取扱額は計画比で約4%の減となる見込みであります。

酪農につきましては、乳価が据え置かれたことでほぼ計画どおりの見込みですが、畜産については新型コロナウイルス禍による影響で肉用牛の市場価格が下落したことで、取扱額は計画比約5%の減少となる見込みです。

その結果、J Aオホーツク網走の現段階での予測によりますと、農業生産取扱額全体では、豊作であった前年と比較いたしますと約9%の減、計画と比較いたしますと約5億円下回る約232億2,000万円の見込みとなっております。

次に、漁業についてであります。11月末までの網走漁協の漁獲状況は、主要魚種であるサケが昨年に引き続き全道的な不漁となっておりますが、網走では漁獲量で4,412トン、対前年比96%、金額約31億2,000万円、対前年比119%と漁獲量は前年並みですが、金額では全道的な不漁による魚価高のため昨

年を2割ほど上回っております。なお、サケにつきましては、現段階で単協としての漁獲量では全道一となっておりますが、漁獲量はピーク時の3分の1程度あり以前厳しい状況となっているところであります。

ホタテは漁獲量が1万3,629トン、対前年比73%、金額で約14億9,000万円、対前年比53%となり、漁獲量は豊漁であった昨年の7割、金額では5割と昨年を大きく下回りました。

網走漁協全体では、漁獲量では5万4,510トン、対前年比100%と前年並みとなりましたが、ホタテが魚価安となったことなどから、金額では約86億2,000万円、対前年比92%と昨年を下回りました。

西網走漁協の漁獲状況は、網走湖のシジミは漁獲量が98%、金額100%と前年並みとなっております。

ワカサギは漁獲量で対前年比125%、金額で対前年比106%と前年を上回りました。

また、シラウオ漁が5年ぶりに行われ、網走湖全体では漁獲量が対前年比105%、金額で対前年比102%と昨年を上回っております。

能取湖ではホタテ成員が、漁獲量で対前年比103%となったものの、魚価安による金額で対前年比43%となりました。

サケは漁獲量で対前年比86%となりましたが、網走と同様に魚価高となったため金額は153%と昨年を大きく上回り、能取湖全体では漁獲量で対前年比104%、金額で対前年比90%となりました。

西網走漁協全体としては、漁獲量で4,958トン、対前年比104%、金額で16億7,800万円、対前年比94%となっております。

次に、観光の動向についてですが、本年4月から9月までの上期の観光客の入込数ですが、35万4,000人で、対前年比46%、延べ宿泊者数は13万4,000人で対前年比54%となりました。

第1四半期の4月から6月までにつきましては、5月に発出された新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言による外出自粛の影響によりまして、入込数、宿泊数とも大きく減少をいたしました。

第2四半期の7月から9月までにつきましては、網走に泊まろうキャンペーンやスポーツ合宿の底支え、どうみん割やG o T o トラベルなどの施策の効果に加え、シルバーウイークにおいては道内容の動

きが活発であったことから入込数、宿泊者数とも回復傾向が見られてきたところであります。

上期の外国人観光客の宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症による海外への渡航規制などの影響によりまして、外国人全体として前年比2%となりました。

また、上期の観光施設の入館者数につきましても、新型コロナウイルスの影響で国内客、外国人観光客、特に団体の観光客が激減しておりましたが、7月から9月におきましては、各種施策により個人道内客の動きが活発であったことや修学旅行の受入れが増加したことなどにより回復傾向が見られ、オホーツク流氷館は前年比27%、博物館網走監獄で前年比35%となりました。

次に、建設工事についてですが、11月末までの発注率は約91%で工事・業務の発注はおおむね完了をいたしました。

現在施工中の工事につきまして、引き続き早期完成に努め工事の進捗を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策についてですが、4月20日に開催した第1回臨時会で可決を頂いた補正予算の第1弾から、今定例会に上程している補正予算の第13弾までの緊急対策の総額は約60億円強で、そのうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国や道からの補助金として51億円を見込んでおります。

緊急対策の内容につきましては、大きく5つの取組に分けた予算額と主な事業について御説明をいたしますと、1つ目の感染症予防対策は、約2億3,000万円の予算で、これまで市として感染防止対策に必要なマスクや消毒液などの資器材の購入や避難所や集会施設の対策備品の購入、トイレの洋式化改修、子育て施設や小中学校の感染防止資器材の購入、小中学校の手洗い場への給湯の非接触型蛇口への改修、スクールバスの増便などに取り組んでおります。

2つ目の生活支援対策は、約37億2,000万円の予算で、これまで国の事業として一律10万円給付の特別定額給付金や子育て世帯や独り親世帯に向け臨時特別給付金を給付してまいりました。また、市独自の生活支援といたしましては、国の支援に上乘せする形で子供一人当たり1万円を給付したほか、東京農大の学生を対象に支援をしてきたところであります。

3つ目の経済対策は、約6億5,000万円の予算で、これまで経済的に大きな影響を受けた飲食店や宿泊施設、交通事業者や水産加工事業者に加え、感染に対して最大限の配慮が求められる医療施設や介護・福祉施設を対象に支援金を給付してまいりました。給付状況としては、おおむね見込んできた給付対象者への給付は終わっております。

また、感染症により低迷をしている消費を喚起するため、プレミアム付商品券や飲食券を販売したほか、市内の宿泊施設の利用を促進するキャンペーンや助成制度を設けるなどの支援を継続して取り組んでおります。

4つ目の新しい生活様式対策は、約13億9,000万円の予算で、これまで春先の学校の臨時休校を踏まえ、国が補正予算を計上し前倒しで実施する小中学校のGIGAスクール構想に基づき、今年度中に全ての児童生徒へパソコン端末を配置できるよう準備を進めております。

また、感染防止に努める公共施設の一つの在り方として、図書館に来館しなくても読書ができる環境を確保するため、インターネットを活用した電子図書館を12月15日に開館をいたします。

5つ目のその他の対策は、約6,000万円の予算で、これまでごみ処分場における生ごみの選別作業での感染リスクを低減させるため、処理スピードの向上と作業員の密を解消するための破袋機の増設をすることとし、今月中に入札できるよう準備を進めております。

以上、行政諸般の動向について申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応を続けながらも市民生活と地域経済の影響を考慮し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に取り組んでまいりますので、議員の皆さまをはじめ、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、今定例会の御挨拶とさせていただきます。

---

**○井戸達也議長** 次に、日程第2、議案第1号から議案第9号までの合わせて9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

**○岩永雅浩企画総務部長** —登壇— ただいま御上程いただきました議案第1号から議案第4号及び議

案第6号並びに議案第8号、議案第9号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号から第4号までの令和2年度網走市各会計補正予算について、御説明を申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で11億3,480万8,000円を追加、国民健康保険特別会計で3,893万9,000円を追加、介護保険特別会計で506万円を追加、後期高齢者医療特別会計で121万円を追加しようとするものでございます。款項の区分及び金額につきましては、各会計議案第1表に記載のとおりでございます。

2、債務負担行為の補正でございますが、債務負担の限度額を新たに設定するものでございまして、一般会計の網走市総合福祉センター管理委託料ほか計8件の合計で3億5,771万1,000円とするものでございます。追加の内容は、一般会計議案の第2表のとおりでございます。

3、地方債の補正では、一般会計の保健衛生事業債の限度額追加並びに総務管理事業債、道路橋梁事業債及び港湾事業債の限度額変更といたしまして、限度額6億1,400万円を追加しようとするものでございます。追加の内容は、一般会計議案の第3表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書を御覧願います。

それでは、一般会計から御説明を申し上げます。

事項別明細書7ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源となります歳入の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただくことで御了承いただきたいと存じます。

初めに総務費の一般管理費、郊外地区光回線整備事業では、国の補正予算及び臨時交付金を活用し、郊外地区の光回線の整備に係る経費として10億1,090万円の追加でございます。

同じく市民活動費、集会施設感染症対策補助金では、臨時交付金を活用し集会施設の感染症対策に対する補助金として155万円の追加でございます。

民生費の障がい者福祉費、障がい者福祉支援事業では、障がい者自立支援システムの改修に係る経費として132万円の追加でございます。

その下、遠隔手話サービス事業では、臨時交付金

を活用し遠隔手話サービスに係る経費として31万5,000円の追加でございます。

同じく、高齢者福祉費、介護保険特別会計繰出金では、介護特会のシステムの改修に係る繰出金として336万円の追加でございます。

その下、後期高齢者医療特別会計繰出金では、後期特会のシステム改修に係る繰出金として96万8,000円の追加でございます。

その下、簡易陰圧装置設置支援補助金では、簡易陰圧装置の整備に対する補助金として660万円の追加でございます。

同じく、保育所費、一時保育事業では、国の交付金の基準額の増に伴う経費として370万2,000円の追加でございます。

1枚めくっていただき、9ページを御覧願います。

同じく、保育所等換気対策事業では、臨時交付金を活用し換気機能付エアコンの設置に係る経費として400万円の追加でございます。

同じく、扶助費、生活保護事業では、前年度国庫負担金の精算に伴う経費として954万円の追加及び財源補正でございます。

衛生費の保健衛生総務費、水道事業会計出資金では、導水管更新に対する出資金として1億2,614万円の追加でございます。

商工費の観光振興費では、オホーツク網走マラソン開催負担金へのスポーツ振興くじの助成に伴う財源補正でございます。

同じく、観光施設費、展示用動画素材撮影事業では、展示用動画素材の撮影に係る経費として363万円の追加でございます。

土木費の道路橋梁新設改良費、道路ストック修繕事業では、国庫補助金の減額に伴い2,330万円の減額でございます。

その下、潮見鱒浦線歩道整備事業では、歩道整備に係る経費として3,620万円の追加でございます。

その下、北西3丁目斜線歩道整備事業では、国庫補助金の減額に伴い920万円の減額。

その下、一中グラウンド線歩道整備事業では、国庫補助金の減額に伴い1,030万円の減額でございます。

1枚めくっていただき、11ページを御覧願います。

同じく、港湾建設費の国直轄港湾整備事業負担金

では、国の事業費の減額に伴い1,800万円の減額でございます。

消防費の消防組合負担金では、前年度繰越金の確定等に伴い2,543万2,000円の減額でございます。

教育費の教育委員会費、教員住宅確保対策事業では、入居者の移転補償及び空き室の家賃相当額の補償に係る経費として511万5,000円の追加でございます。

その下、スクールバス密集対策事業では、臨時交付金を活用しスクールバスの増便に係る経費として770万円の追加でございます。

以上が、令和2年度網走市一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税で2,333万円を減額しようとするものでございます。

1枚めくっていただき、12ページを御覧願います。

この表は一般会計に係る債務負担行為の支出額に関する調書でございます。

13ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調書でございます。

次に、国民健康保険特別会計を御説明申し上げます。

19ページを御覧願います。

総務費の基金積立金、国民健康保険事業準備基金積立金では、前年度繰越金を基金へ積み立てるもので2,178万1,000円の追加でございます。

諸支出金の償還金、過年度保険給付費等交付金償還金では、前年度の精算に伴う返還金として1,715万8,000円の追加でございます。

次に、介護保険特別会計を御説明申し上げます。

25ページを御覧願います。

総務費の一般管理費、保険業務費では、介護保険システムの改修に係る経費として506万円の追加でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計を御説明申し上げます。

31ページを御覧願います。

総務費の一般管理費、医療給付事務費では、後期高齢者医療システムの改修に係る経費として121万円の追加でございます。

以上が、令和2年度網走市各会計補正予算の内容でございます。

次に、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料33ページ、資料3号を御覧願います。

ここに記載をしております網走市総合福祉センターほか4施設につきましては、令和3年3月末でそれぞれ指定管理者制度の指定期間が終了いたします。そのためこれらの施設の新たな指定管理者につきまして、選定委員会におきましてそれぞれ記載の団体を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき本会議の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料36ページ、資料5号を御覧願います。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、総合計画を策定するものでございまして、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間でございます。

計画を策定する辺地は、中園、平和と東網走の3地区で構成する中和東辺地、山里辺地、稲富辺地、丸万と実豊地区で構成する丸実辺地、音根内辺地でございます。

事業内容でございますが、郊外地区の光回線の整備を行うもので、事業費は5地区で4億90万1,000円でございます。

次に、議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料37ページ、資料6号を御覧願います。

平成30年度及び令和2年度に策定をした総合整備計画について、本年度以降の事業追加に伴い計画を変更しようとするもので、郊外地区の光回線の整備費として、能平辺地で2億3,568万4,000円の追加、嘉越辺地で2億5,495万6,000円の追加、浦士別辺地で5,542万5,000円の追加、栄清辺地で1億459万5,000円の追加、国営土地改良事業の負担金として能平辺地で2,610万6,000円の追加、嘉越辺地で1,212万8,000円を追加しようとするものでございます。

以上、議案第1号から議案第4号及び議案第6号並びに議案第8号、議案第9号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく

御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○井戸達也議長 水道部長。

○脇本美三水道部長 ー登壇ー ただいま御上程を頂きました、議案第5号令和2年度網走市水道事業会計補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料32ページ、資料2号を併せて御覧願います。

補正の内容でございますが、導水管更新事業費の一部につきまして、水道管路耐震化事業として本年度より地方財政措置の対象となりましたことから、一般会計からの出資を受けることとなり、資本的収入予定額の財源を補正しようとするものでございます。

議案第1条は総則でございます。

第2条は資本的収入及び支出でございます。

予算第4条に定めております資本的収入の予定額を補正するものでございます。

初めに、第1款資本的収入、第1項企業債を1億2,610万円減額し2億6,390万円とするものでございます。

次に、新たに第4項出資金を追加し、その額を1億2,614万円とするものでございます。

また、補填財源につきましては、資本的収入が資本的支出に対して不足する額及び当年度分損益勘定保留資金を議案第2条本文のとおり減額するものでございます。

第3条は企業債でございます。

予算第6条に定めております限度額の予定額を補正するものでございます。内容につきましては、限度額3億9,000万円を1億2,610万円減額し、2億6,390万円とするものでございます。

以上、議案第5号につきまして提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第7号市道の路線認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料34ページ、資料4号を御覧願います。

今回認定しようとする路線は、スカイヒルズ潮見線でございます。

路線の認定理由でございますが、当該道路は都市計画法に基づく開発行為に伴い整備され、完了後帰

属を受けましたことから市道認定するものでございます。

なお、認定の内容及び位置につきましては議案資料に記載のとおりでございます。

以上、議案第7号につきまして提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま提出されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、後日各会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は所管の各常任委員会に付託し、細部審査を行うこととなります。

---

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

開会当初に決定しました審議日程に従いまして、再開は10日、午前10時といたしますから参集願います。

本日はこれで散会とします。

大変御苦労さまでした。

午前10時32分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井 戸 達 也

署名議員            永 本 浩 子

署名議員            古 田 純 也

12月10日（木曜日） 第2号

令和2年第4回定例会  
網走市議会会議録第2日  
令和2年12月10日(木曜日)

○議事日程第2号

令和2年12月10日午前10時00分開議

日程第1 議案第1号～第9号

○本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正予算  
(各委員会付託)
- 議案第2号 令和2年度網走市国民健康保険特別  
会計補正予算(文教民生委員会付託)
- 議案第3号 令和2年度網走市介護保険特別会計  
補正予算(同)
- 議案第4号 令和2年度網走市後期高齢者医療特  
別会計補正予算(同)
- 議案第5号 令和2年度網走市水道事業会計補  
正予算(総務経済委員会付託)
- 議案第6号 網走市公の施設に係る指定管理者の  
指定について(各委員会付託)
- 議案第7号 市道の路線認定について(総務経済  
委員会付託)
- 議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の策定について(同)
- 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の変更について(同)

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
川原田英世  
工藤英治  
栗田政男  
近藤憲治  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
古田純也  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 川田昌弘  
企画総務部長 岩永雅浩  
市民環境部長 酒井博明  
健康福祉部長 桶屋盛樹  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 田口徹  
建設港湾部長 吉田憲弘  
水道部長 脇本美三  
庁舎整備推進室長 後藤利博  
企画調整課長 北村幸彦  
総務防災課長 田邊雄三  
財政課長 古田孝仁

.....  
教育長 三島正昭  
学校教育部長 林幸一  
社会教育部長 吉村学

○事務局職員

事務局長 武田浩一  
次長 伊倉直樹  
総務議事係長 神谷浩一  
総務議事係主査 寺尾昌樹  
係 早渕由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、松浦敏司議員、山田庫司郎議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

---

○井戸達也議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第9号までの合わせて9件を議題とし、大綱質疑を行うわけですが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の各常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。そのように決定しました。

---

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議の審議日程に従いまして、各委員会において議案を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は15日、午前10時としますから参集願います。

本日は、これで散会とします。

御苦労さまでした。

午前10時01分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井 戸 達 也

署名議員            松 浦 敏 司

署名議員            山 田 庫 司 郎



1 2 月 1 5 日 (火曜日) 第 3 号

令和2年第4回定例会  
網走市議会会議録第3日  
令和2年12月15日(火曜日)

○議事日程第3号

令和2年12月15日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問(古田議員、澤谷議員、永本議員、村椿議員、川原田議員、山田議員、栗田議員)

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
川原田英世  
工藤英治  
栗田政男  
近藤憲治  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
古田純也  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席をした者

市長 水谷洋一  
副市長 川田昌弘  
企画総務部長 岩永雅浩  
市民環境部長 酒井博明  
健康福祉部長 桶屋盛樹  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 田口徹  
観光商工部次長 秋葉孝博  
建設港湾部長 吉田憲弘  
水道部長 脇本美三  
庁舎整備推進室長 後藤利博

企画調整課長 北村幸彦  
情報政策課長 高橋剛  
総務防災課長 田邊雄三  
職員課長 寺口貴弘  
財政課長 古田孝仁  
税務課長 高橋勉  
戸籍保険課長 清杉利明  
生活環境課長 近藤賢  
健康推進課長 永森浩子  
社会福祉課長 江口優一  
介護福祉課長 高橋善彦  
子育て支援課長 高畑公朋  
子育て支援課参事 小沼麻紀  
健康福祉部参事 細川英司  
農林課長 佐藤岳郎  
農林課参事 中塚威史  
観光商工部参事 前田関羽  
建築課長 小原功  
都市整備課長 立花学  
都市管理課長 澁谷一志  
都市管理課参事 石井公晶

.....  
教育長 三島正昭  
学校教育部長 林幸一  
学校教育部次長 小路谷勝巳  
社会教育部長 吉村学  
学校教育課長 小松広典

○事務局職員

事務局長 武田浩一  
次長 伊倉直樹  
総務議事係長 神谷浩一  
総務議事係主査 寺尾昌樹  
係 早瀬由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、村椿敏章議員、石垣直樹議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、一般質問を行います。

前例に従い、通告順に発言を許します。

古田純也議員。

○古田純也議員 ー登壇ー おはようございます。志誠会の古田純也でございます。

通告書に従い、一般質問させていただきます。

まず、お知らせメール@あばしりについてお伺いいたします。

各種イベント情報やその他生活に関する情報、災害時における災害状況などの緊急情報など様々な情報から希望する情報を配信されているサービスです。私も利用させて、大変有効に活用させていただいておりますが、現在このサービスに登録されている人数は把握されているのでしょうか、お伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 お知らせメール@あばしりの登録者数でございますが、本年11月末現在で2,911名の方に登録を頂いております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ありがとうございます。

かなり多くの方が登録されているということなのですが、メールなので文字なのですけれども文字以上に情報を伝えるという最近の機能でLINEアプリというのがあります。このお知らせメール@あばしりについて、メールとLINEの両輪でサービスを配信することは可能なのでしょうか。

例えばこのLINEを使うことによりまして、感染情報や、または最近私もちょっと体験したのですが、認知症の徘徊者などの捜索協力がLINEによって姿がわかるとか、それから分別のごみの種類などを見やすくするためにもLINEアプリの活用があればと思うのですが、この辺は可能なのでしょうか、お伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 現在当市では広報紙のような月一回の情報発信手段のほかに、公式サイトをはじめお知らせメール@あばしり、ツイッター、フ

ェイスブックなどを活用し、紙媒体、電子媒体、FMラジオなど複数の手段を用いて情報の発信に努めているところでございます。

モバイル端末ユーザーのSNSの利用におきましては、LINEの利用割合が高いというデータもございますので、LINEを活用した情報発信が有効なものと考えております。また、LINEは情報発信のみならずAIを活用した各種証明書発行に係る手続や問合せなど、様々な活用方法があるというふうに認識もしております。

現在新庁舎建設に合わせ、ICTを活用した行政手続など研究を始めておりますので、先進都市の事例を参考としながら導入について検討してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。期待したいと思います。

続きまして、市職員の副業についてお伺いいたします。

厚生労働省でも人生100年時代について、100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高教育、大学教育が、さらに社会人の学び直し、生涯にわたる学習が重要だと述べています。

私ごとですが、先日年金定期便が届き60歳時点の見込み金額が記載されておりました。年金から引かれるもの、所得税、住民税、介護保険料、健康保険料を引きますと、大変青ざめる金額でした。私は52歳になりますが、年金をもらう65歳までに政府がおっしゃる2,000万円の貯金をするということは到底無理だと思っております。

もちろん高齢者でも元気で働ければ働きますという環境は今もありますが、果たして10年後はどんどん働く環境もAIに奪われ、働きたくても働けない環境も予想されると思います。

そこでお聞きします。

在職期間中、特に早い時期から退職後のイメージを、そのために準備、知っておくこと、しておくことが重要だと私は思いますが、現在職員へのリタイヤメント教育は行われているのでしょうか。また、行っていないとしたら、必要について見解をお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 高年齢者雇用安定法の改正が本年3月に成立をし、民間における70歳までの

就労確保措置が来年4月から努力義務化されるなど、人生100年時代を迎える中で雇用に関する法整備が進みつつあり、地方公務員につきましても定年を段階的に65歳までに引き上げることなどを内容とした地方公務員法の改正案が国会で継続審議中でございます。こうした中、お尋ねのリタイアメント教育につきましては現在研修という形では行っておりませんが、職員が58歳になる年度に退職後のライフプラン作成のポイントなどを紹介した参考図書を配付をしております。また、共済組合による年金説明会を開催するなど、退職後の生活に資する情報提供に努めているところでございます。

今後も職員ニーズに応じたリタイアメント教育について検討してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 今58歳から教育を受けられるというお話をお伺いしたのですけれども、58歳で今聞いても遅いのだよというような、よく僕は退職者とお話を聞いていたものですからちょっと質問させていただきました。

そこで、社会保障制度や高齢を取り巻く労働環境の先行きが不透明な中、市職員の中にも将来の生活に不安を抱いている方がいると思います。引き続きリタイアメント教育を用いていただきたいと思っております。

そこで私の考えですが、現職期間中から退職後の準備ができたらしらうでしょう。例えば各専門課で得た知識、人脈を生かし起業を試みる。もちろん市民を交え行えば新しい雇用の場をつくれると思っております。

東京農業大学の学生も4年間を過ごしたこの網走に就職したいと希望している方も多いようです。人口減少、人口流出にも歯止めがかけられると私は思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 職員の副業あるいは兼業についてのお尋ねだというふうに思いますが、地方公務員の兼業につきましては地方公務員法に規定する職務専念義務のほか、公務能率や公平性の確保、職員の品位の保持などのため、国家公務員と同様に許可制が採用されております。

近年地方公務員も地域社会のコーディネーターなどとして公務以外でも活動することが期待されている場面があり、許可基準を明確にし兼業許可の公平

性、透明性を確保することで、地域活動に関する兼業に取り組む自治体があることは承知をしております。しかしながら、退職後の生活準備や新たな雇用創出を目的とした起業は服務上の課題も多いとも認識をしております。

民間労働政策におきましては、兼業や副業が促進されている現状もあることから、引き続き先進自治体の事例や近隣自治体の動向などを踏まえ兼業制度について研究をしております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 大変コロナということを迎えて、生活も一変するような環境、また私たち予測していないような時代にこれから入りつつありますので、公務員だからといって在職期間中は安心・安全で暮らしていますが、退職後はやはり皆さん不安を抱えている職員もいらっしゃると思いますので、今後また検討を期待したいと思います。

最後の質問になります。

網走市の近年の出生数の推移についてお伺いいたします。

平成27年度では281名の出生数も令和元年には184名と、一気に100名も減少している状況です。

今後の市としての見通しをお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 網走市の出生数の見通しでございますが、議員御指摘のとおり平成27年には281名であった出生数が平成28年には244名、平成29年には252名、平成30年には231名と推移をし、令和元年には184名と大幅な減少となりました。

この傾向は全国的にも同様で、昨年の全国の出生数は86万5,234名となり90万人を割り込み、厚生労働省人口動態統計におきまして、1947年以降最低の出生数となりました。

当市における今年の出生数は190名と見込んでおりまして、減少傾向には一旦歯止めがかかった形となりましたが、コロナ禍の影響を受け全国の妊娠届出数が前年度比大幅減で推移をしていることから、来年の出生数も減少することが予想されております。

当市の令和元年における合計特殊出生率1.38が今後も引き続く仮定した場合の1年当たりの出生数は、令和7年までの5か年では205人、その後令和12年までの5か年では186人と、出生数が減少していく傾向であることから、今後出生数が増加する可能性は低いものと想定をしております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 大変、私が小学生時代のときには網走の人口も4万8,000人ぐらいあった記憶がありますが、それが今は3万5,000人を切っているという、どんどんどんどん少なくなっているというのが目に見える数字なのですけれども、やはり子供が今後少なくなるという部分では大変問題が生じる、その生じる一つの課題として、生徒や児童数の減少に伴い、現状今修学旅行の交通費、個人負担が人数が減ることによって上昇するのではないかという懸念があるようです。

中学生の修学旅行は通常3泊4日で計画され、遠い目的地をバスで移動している移動時間が長く感じると。

そこで私の考えですが、期間を2泊3日、1日減らす。道内の修学旅行の場合、移動だけの一日というものを、では行き先を東京に変えてはどうかと。1時間半ぐらいで東京に行ければ、移動してそのまま都内の多くの施設をたくさん見学することもできる。早い時期から飛行機に乗れる経験もできる、見聞も広めるという意味で、もちろん生徒数が今よりも少なくなるということがありますので、市が負担をしてくれると考えるなら、将来的には検討の余地もあるのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 修学旅行につきましては、学習指導要領の特別活動として示されており、平素と異なる生活環境にあって、自然や文化などに親しむとともに集団生活の在り方や公衆道徳などについて体験を積むという目的を達成するため、内容や行程を定めて行っています。

過去におきましては、北海道の歴史や産業について体験を通して学ぶ機会を設ける、見学体験を通して様々な職業観に触れるキャリア教育の一環として計画を立てるなど、自校の教育課程に沿った内容で目的地や行程を決定し実施しているところでございます。

また、北海道教育委員会より宿泊数や行程の距離数、引率教員の旅費などの基準が示されておりますことから、各校ではその基準に沿って計画を立てております。

保護者負担につきましては、年度により人数の増減だけではなく宿泊費や食事代、施設利用料の増減がありますことから、これまでも各校で旅行者と

相談しながら例年と比べ大幅な負担が生じないように内容や行程を決めています。

日程や行程、目的地につきましては、これまでも金銭面だけではなく目標や内容を随時見直し変更してきております。基本的には北海道教育委員会が示す基準の中での変更は可能でありますので、今後も目的や内容と保護者負担を勘案しながら実施していくよう学校に対して助言してまいりたいと思いません。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。

続いて、今後児童や生徒に配布されるタブレットについてお伺いいたします。

100人ぐらい人数も減少するというところで、今後大幅に減少されたら配られたタブレット、例えば100人も人数が変わるということで利活用されないようなタブレットも出てくると考えます。そういった場合、どのような活用をされるのか。

私の考えとしては、利活用されなくなったタブレットはぜひ高齢者の方々に貸出ししながら、オンラインに慣れてもらう、寿大学や市民大学の受講や最近始めました電子図書の利用などができるといったような環境整備にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 GIGAスクール構想の1人1台端末の整備は多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するため、学校教育活動における授業内での様々な形成の利用を踏まえ整備するものでございます。

この端末につきましては、児童生徒が利用することを目的に国の補助金の活用を図って整備するものでありますけれども、状況や使用可能な台数など、そのときの状況を見ながら可能な限り柔軟に対応してまいりたいと思いません。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 台数が減って、余った分は返すということなのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 今回整備しましたタブレットにつきましては返還するものではなくて、例えば児童が持ち運びしたときに破損してしまったですとか、そういった部分で予備で整備している部分もございまして、決して児童生徒が減って使わなくな

ったからタブレットを返還するというものではございません。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 すみません。ちょっと私の理解が。

例えば平成27年度には281名に貸し出しました。令和元年度に184名に減少が移ります。となると、台数が余るというようなイメージだったのですけれども。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 各年度によって児童生徒の多少減少ですとか、あるいは増減があるかとは思いますが、そういったものも含めまして今回一応5年間のスパンで考えての整備を進めたところでございますので、一応5年間はこの形で進めたいということで考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 理解いたしました。

私からの質問は以上です。

○井戸達也議長 澤谷淳子議員。

○澤谷淳子議員 ー登壇ー おはようございます。公明クラブの澤谷でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

たった今古田議員の質問でもありましたとおり、出生数が低いことは大変よくわかりました。その少子化対策の一環として現在政府では、34歳以下で年収約480万円未満の新婚カップルに新生活をスタートする際の住まいについて、引っ越し代、住居費、これには家賃、敷金、礼金、引っ越し費用の実費でその支払い済みの領収書を提示するなどして、30万円を限度に1年間新生活の支援を行っています。

しかし、この制度は自治体負担半分で制度化されていることから、道内で取り入れているのは11月時点で室蘭市など24市町村のみで、少子化対策の意図がありながらも懐事情も相まって支援を見送る自治体は少なくありません。

そこで、初めに当市では34歳以下の新婚世帯は年間にどのくらいいるのでしょうか。また、その数は以前に比べどのような傾向にあるとお考えでしょうか、お伺いします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 当市における新婚世帯数についてであります。直近3年間の婚姻届出数につきましては平成29年度は155件、平成30年度は117件、平成31年度は150件となっており、10年ほど前

の平成22年度の206件に比べ減少傾向にあります。

また、そのうち34歳以下につきましては平成29年度は93件で、婚姻届出件数に占める割合としては60%、平成30年度は79件で68%、平成31年度は97件で65%となっております。

今後も少子化の進展と人口減少に伴い婚姻件数は減少傾向が続くものと考えております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 そこで、国の少子化対策の一環としての新婚世帯へ支援していくことは、平成28年度からスタートしているのですが、この支援制度の検討というのは当市ではされたことはおありでしょうか。また、網走市としてはこのような支援制度について、どのような認識でいるか、そのお考えを伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 少子化対策としての新婚生活への支援に対する考え方でございますけれども、当市におきましては事業の実施を検討した経過はございませんが、結婚に伴う経済的な負担を軽減するため、新婚世帯を対象に新生活のスタートに係る家賃ですとか、引っ越しなどにかかる費用を支援する事業であり、また婚姻件数を増やし出生率を高めるといった少子化対策の一環として2016年に始まった制度であるというふうに認識をしております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 ここで室蘭市の例を御紹介させていただきます。

室蘭市も本年令和2年度から支援を始めたばかりでした。新婚世帯を市の立地適正化計画に定める住んでもらいたい地域へ誘導する施策を兼ねた支援事業となっているため、子育て支援、少子化対策でありながらも都市政策推進課が担当しているとおっしゃっていました。また、出産を機に改めて引っ越しをするケースが多いことから実態を十分に考慮し、室蘭市独自の出産世帯にも同等の支援を行っています。これは新世帯の引っ越しに着眼した独自の支援ですから、もちろん交付金もこの部分はありませんが結婚、出産世帯の2年目も支援します。2年目は上限30万円を12万円にして支援していました。カップルの合算収入が条件を超える世帯も多いそうで該当から外れることもよくあるそうですが、11月末現在で新婚世帯9世帯、出産世帯4世帯の合わせて13世帯が都市計画地域へ引っ越し、支援決定したそう

です。費用対効果はすぐにはっきりとわからないものかもしれませんが、都市計画の一環としても少子化対策としても、室蘭市の取組は新世帯へのよい支援だと感じています。

経済的理由で結婚、出産を考えることに踏み出せない若者を後押しする支援により、将来に向け地域の空洞化や担い手となる若い世帯がいなくなることを防ぐことにもなるまちづくりにもつながる支援になっていると考えますが、当市のお考えと室蘭市のように福祉、建設、まちづくりの部門が課題を共有し政策立案につなげていることも必要と考えますが、当市では部門間の連携などというものはどのようにされているのかも伺いたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 結婚出産を応援する施策への考えと部署間の連携についてでありますけれども、本格的な人口減少や少子高齢化が進み女性の社会進出や働き方改革など結婚、子育てを取り巻く環境に大きな変化が生じているため、結婚から出産を応援する施策の取組は少子化対策の強化につながるものと考えております。

結婚や出産、子供・子育てに関する施策、事業につきましては様々な部署が連携するため、第2期計画におきましても町内における推進体制の充実により、役割分担と連携を掲げているところでございます。

今後におきましても、結婚や出産、子供・子育てに関連する施策の充実を図るため、関係部署で課題と情報を共有しながら施策の効果的な推進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 政府予算の来年度概算要求で、この新婚新生活支援事業を拡充する案が9月21日の北海道新聞で報道されると、私のところにもすぐ御息子が結婚された親御さんから、これから結婚する方から問合せが入りました。そこで改めて、この来年度令和3年度の新婚新生活支援事業を確認してみました。

昨年発表された2015年版の統計ではありますが、25歳から34歳までの未婚者に独身でいる理由の一つに、男性の約3割、女性の約2割弱が結婚資金が足りないと、経済的理由を挙げていました。また、結婚年齢の晩婚化、未婚化も少子化の一因として記されるところですが、女性が一生のうちに子供を産む数、合計特殊出生率は1.36人と低迷しています。し

かし、結婚後の夫婦には2人、もしくはそれ以上の子供が生まれているようです。そこで政府が来年度令和3年度はカップルの年齢条件を39歳以下に、年収も約540万円未満に拡大して新婚新生活支援事業を予算に盛り込みます。

自治体の負担なのですが、モデル事業となれば交付金の負担も3分の2まで引き上げるそうです。結婚という選択をするとき、スタートにかかる経済的負担を軽くし、そのタイミングを逃さないで済む、このような支援の後押しは少子化対策になるといってよいと思います。当市での導入をぜひお願いしたいところですが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 政府が進める支援事業の当市での導入についてであります。来年度国におきまして年齢や収入要件の緩和を行うことは承知しており、該当する世帯にとりましては経済的な理由で結婚に踏み出せない場合の後押し、また結婚を考える機会となる制度であると考えられるため、先ほど議員からもお示しありましたが、全道で24市町村が実施をしているというふうなことでございます。そういった先進地の取組を参考といたしまして、前向きに検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 ぜひよろしくお願いいたします。

もう今も出会い、出産、不妊治療、子育て支援といった少子化対策が既にありますが、その中の新世帯の住まいについてもダイレクトに支援をしていくことも大変大切だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

戸籍保険課の窓口婚姻届を出した方には支援の御案内をして新生活スタートの費用申請をぜひ行っていただいて、それが出生届にもつながって、若い世帯が減ることなく網走市がいつまでも元気で市民の皆さんが網走に住み続けたいと思っていただけることを願って、以上で質問を終わります。

○井戸達也議長 永本浩子議員。

○永本浩子議員 一登壇一 おはようございます。

公明クラブの永本でございます。

私はさきに通告させていただきました3項目について質問させていただきます。

それでは、まず1項目めの高齢者対策について伺いたします。

2018年3月に出された第7期高齢者保健福祉計画

によりますと、2015年度は28.4%だった高齢化率が2018年度には30.8%、本年2020年度には31.7%、2025年度には33.4%になると推計されております。これは、住民基本台帳の実績値を基にした数字で、2018年度以降は推計値でございましたが、実際にはどうだったのでしょうか。また、第7期では2025年度の推計まででしたが、来年3月に出されると思われる第8期の高齢者保健福祉計画ではさらに2025年度以降の推計もされていることと思っておりますので、当市の高齢化率の現状と今後の予測についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 当市の高齢化率の現状と今後の予測についてであります。令和2年11月末現在における総人口は3万4,630人、このうち65歳以上人口が1万1,217人で高齢化率は32.39%、昨年同期比較で0.62%上昇している状況となっております。

当市における今後の高齢者人口の予測であります。団塊の世代が75歳に達する2025年を境にほぼ横ばいの傾向が続き、2030年の後期高齢者人口のピーク時以降僅かずつ減少傾向に転ずると想定されますが、64歳以下の人口も減少していくため、高齢化率の上昇は当面続くものというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 2020年度は31.7%の予測が出ておりましたけれども32.39%ということで、やはり予測よりも少し多い形で高齢化率が進んでいるものと思われま。

この第7期の推計値では75歳以上の後期高齢者が2025年にはぐんと増えると予測がされております。これは今部長もおっしゃいましたけれども、団塊の世代の方々が全員75歳以上になるためだと思っておりますが、当然単身の高齢者も比例して増えてくるものと思われま。全国的にも5人に1人が65歳以上で高齢者のみの夫婦の世帯も入れて半数以上、その約3割が独り暮らしの単身世帯となっております。私のもとにも配偶者を亡くして孤独死を心配する相談が増えてまいりました。当市もそうした状況を踏まえて生活支援体制整備事業やさわやか収集など様々な見守りや安否確認の対策を講じておりますが、その現状と課題をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 当市の見守り安否確認対策の現状と課題についてであります。地域の支え合いを目的とした生活支援体制事業、生活支援と安否確認を目的とした高齢者等さわやか収集、ふれあいホットコール、食の自立支援サービス、さらには民間事業者と連携をした独居高齢者等見守り協定など様々な対策を講じているところでございます。

課題といたしましては、支え合いを進める上で必要となる地域の理解、また閉じ籠もりなど生活不活発になった高齢者の把握と関わるためのきっかけづくり、こういったことが課題であるというふうに考えてございます。

今後におきましても高齢者の増加が見込まれ、地域住民や事業者等による見守り、安否確認の必要性が一層高まると考えられるため、地域と連携した体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 まさにおっしゃるとおり、そういった状況が刻々と迫ってきておまして、そうした中で私もこの生活支援体制整備事業が市内全域で取り組んでいけると大変よいとは思っておりますが、それができる地域もあれば、町内会や自治体が既に崩壊状態で機能していなかったり、町内会組織そのものがない地域もあり、地域によって格差がある中で市内全域をカバーするのは大変難しいのではないかと感じております。高齢者の見守りや安否確認は、やはりあの手この手で様々な角度からカバーしていくことが大切なのだと感じております。

そこで全国の各自治体の取組を調べてみると、当市もやっているかもしれませんが、民間企業との協働やまたITを活用した取組が目を見ました。特に乳酸菌飲料メーカーに委託して、単身高齢者への声かけ運動をしているところが多いようです。例えば釧路市は、家に閉じ籠もりがちな満70歳以上の独り暮らしで親族や近隣などとの交流は少なく、介護保険サービスや配食サービスなどの利用が全くなく安否確認の必要な方という、かなり絞り込んだ条件で週2回乳酸菌飲料の配達員が声かけを行い、本人の安否を確認して乳酸菌飲料を渡すというもので、昭和55年から40年も続いている事業だそうです。利用者は直近の令和2年10月で261人、年間の予算は約269万円、無料で乳酸菌飲料をもらえるので利用者には好評で、それ以上に遠くにいる親族から感謝されているとのことでした。この訪問で月に二、三

件は安否確認の事案があるそうです。

兵庫県では県とこの乳酸菌飲料企業が協定を結んで、愛の訪問活動と銘打って取り組んでおり、配達員が玄関で倒れているところに遭遇し、救急車を呼んで助かったという事例もあるそうです。また、乳酸菌飲料の配達見守り訪問をふるさと納税の商品の一つにして、遠くに住む子供が高齢の親のところに配達を依頼し、安否や体調の変化などをメールで連絡し安心を届けるという取組をしている自治体もあります。

また、北海道七飯町では、行政と遠方の親族や近隣住民など1人の高齢者に対して3名の協力員が連携して独居老人等見守り支援事業を行っており、見守りシステムとしてIT技術を組み込んだ複合センサー「いまイルモ」を導入しております。これはカメラがついているのではなく、人の動きに反応するセンサーで寝室と居間、トイレの3か所に設置して人の動きの有無をモニタリングするものです。カメラだとプライバシーの侵害にもなりますがセンサーなのでその点の心配も少なく、建物の改装をしなくても置くだけでよいという手軽さもよかったです。また、高齢者自身に異変があれば、この「いまイルモ」のボタンを押すと協力員の誰かがすぐに駆けつけられる体制をつくっております。平成28年から始めたそうですが、「いまイルモ」20セットの購入費約200万円は全額国の補助事業で持ち出しはなし、システム利用料で年間約40万円、現在17人が使用しており、本人も安心して遠方の親族からは大変好評だそうです。

今後の超高齢化社会を見据えて、これまでの施策ではカバーし切れない部分にこうした民間企業との協働やITの導入を検討することも有効なのではないかと思えます。

当市でもかつては乳酸菌飲料メーカーと連携した見守り事業を行っていたそうですが、利用者が減少したため取りやめたと伺いました。釧路市では40年も続いて今なお261人も利用者がいるのに、なぜ当市ではうまくいかなかったのか、その点の分析も含めて今後の見守り事業に対する見解をお伺いたします。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 民間企業との協働やITの活用についてでありますけれども、民間事業者との協働につきましては、先ほども答弁いたしました。新聞販売店等や郵便局、乳酸菌飲料メーカー、

生命保険会社、コンビニなどを含めた30か所の事業所、店舗と地域における見守り活動の協定を締結しているところでございます。

乳酸菌飲料メーカーによる声かけ、安否確認につきましては当市におきましても平成18年度まで訪問サービスによる安否確認として事業化していたところでありまして、利用者の減少に伴い廃止したという経緯でございます。

またITを活用した見守り、安否確認の取組は当市においてはありませんが、機器を使用した取組といたしましては一人暮らし等緊急通報システムのほか、道営住宅におけるシルバーハウジングでは入居者の動きや水の使用に反応するリズムセンサーが設置されておまして、在宅生活における不安解消が図られております。

今後におきましても需要はさらに高まるものと推察されることから、既存の見守り事業を継続するとともに先進地の取組を参考といたしまして、新たな見守り、安否確認のシステムを研究してまいりたいというふうに考えてございます。

**○井戸達也議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** 私も今回いろいろ自治体の取組を調べてみて、網走市の見守り事業はかなりいろいろな角度からやられているなということとは本当によくわかったところです。

ただ先ほどもちょっとお聞きしましたが、この乳酸菌飲料メーカーと平成18年までやっていたけれども、利用者が少なくなったという、その釧路市との違いというのはどのように、何か網走は、釧路は週2回なのですけれども、網走はもっと多くてちょっとあまりにも訪問回数が多くて高齢者がちょっと嫌になってしまったというような話も聞いたのですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 乳酸菌飲料メーカーによる声かけ安否確認のことについてでありますけれども、当時は相当数利用者がおられたのですが、最後18年度末にはもう一桁台の利用者だったというふうに記憶をしております。

網走市のシステムとしては毎日乳酸菌飲料をして毎日お声がけをするというようなことであったようで、高齢者によってはその毎日の声が煩わしいですとか、そういったお話も当時あったというふうに記憶をしております。そういったところで長く続かなかった、開始はちょっと何年かはちょっと記憶し

てございませんけれども、平成18年で利用者がどんどん減っていった事業の廃止に至ったという経緯だったというふうに思います。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私もそういったお話を伺って、やっぱり多分あまり毎日だと煩わしいというのがあったのだらうなと思いますし、釧路の場合はそれを週に2回だけに限っている点とか、社会全体としてあまり自分のプライバシーに立ち入ってもらいたくないという、こういう雰囲気が若い人から結構高齢のところまでそういった雰囲気も出ている中で、もしかしたらこのやり方自体をまた検討していただければ、今後使える民間企業との連携の一つにもまたしていけるのではないかなと思っております。

今回本当に質問するに当たって、様々な事業を行っている自治体に直接お電話をして実情をお聞きしましたが、この安否確認の事業そのものが例えば黄色い旗運動など、かつてはすばらしい取組と言われたものも十数年たって自然消滅していたこととか、また国の報告書にはモデル事業として紹介されていても実際には全く根づいていなかったりということ、この事業の難しさも痛感したところであります。

市としてはもう、かなりいろいろな角度でやっていたという現状でありますけれども、今後を考えるとやはりその中でもどうしても漏れてしまう部分、また支える側の地域の力が弱くなっている部分、そういった部分を考慮して、また新たな角度の検討もお願いしたいと思います。

そして、第7期高齢者保健福祉計画を見ると、65歳以上の高齢者独居世帯数の増加とともに高齢者就業数の増加も示されております。元気でまだまだ働ける高齢者の増加は大いに歓迎するところですが、先日70代で元気に働いている方から御相談を受けました。御主人に先立たれて現在独り暮らし、今は元気に働いているが一人だと何かあったときにとっても心配だ。あしたの朝、目が覚めていないかもしれない。かといって、子供には負担をかけたくない。年金でも入れるようなシニア向けシェアハウスをつくってもらえないかという内容でした。元気だと当然介護度はつかないので施設には入れません。市営住宅の単身向けは数が少なく、倍率が高くてなかなか当たりません。コロナ対応で建設が遅れている高齢者世帯地域優良賃貸住宅も完成しても10戸しかありません。また、サービス付き高齢者向け住宅は安否

確認と生活相談がついておりますが、家賃が高くて年金生活者には難しい現状です。特に高齢女性の年金額は家計の主力を担っていた男性に比べると非常に低く、御主人に先立たれて一人になった単身高齢女性の貧困と、またその人数が今後ますます増えていくことが大きな社会問題にもなっております。

この高齢者向けシェアハウスの件は昨年の会派代表質問でも取り上げさせていただき、市側からは今後の住宅供給におきましては需要の動向や国の制度の動向などを注視して対応してまいりたいとの答弁を頂きましたが、国も単身高齢世帯が平成27年の601万世帯から10年後の平成37年、いわゆる団塊の世代の方々が全員75歳以上になる2025年には100万世帯増えて701万世帯になると推計し、一方増え続ける空き家対策も兼ねて平成29年新たな住宅セーフティーネット制度として、高齢者や障がい者、低所得の子育て世帯など住宅確保要配慮者を対象に空き家等を活用した支援制度を創設しております。国土交通省からもシェアハウスガイドブックが出されており、家主に対する支援制度や家賃補助などが詳しく紹介されております。

こうした国の制度を活用して、都心部では民間企業やNPO法人などが多くの高齢者向けシェアハウスを運営しております。また、栃木県小山市では民間の福祉サービスの会社が空き家をリフォームした「もうひと花」というシニア女性向けシェアハウスを立ち上げ、年金でも支払える月3万円という低価格で、介護等が必要になったら介護保険を使って自分の会社のサービスを利用できるというシェアハウスを運営しております。

高齢者向けのシェアハウスは欧米では既に広がっている居住形態であり、キッチンやトイレを共同で使うため通常の賃貸住宅よりも家賃が低く低所得の高齢者にとっても入居しやすく、複数人からの賃料が得られるため、貸す側としても空室が出て一人に1戸を貸すよりも賃料収入が安定すると言えます。何よりもお互いの安否確認や支え合いが自然に生まれやすく安心感や認知機能の低下を予防できるというメリットが大きいことも確かです。

当市も低所得の子育て世帯向けの住宅セーフティーネットに取り組んでいることと思います。若い世代だけでなく元気で働ける高齢者の皆さんが安心して住み続けられるまちにするためにも、今までの高齢者住宅とは違う角度のシニア向けシェアハウスは必要なのではないかと考えますがいかがでしょうか

か。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 近年、民間主導の共同居住型賃貸住宅であるシェアハウスが、安価な家賃負担で他の入居者と交流しながら共同生活ができることから、若者を中心に注目を集めており、中には高齢者を対象としたシェアハウスも事例が出てきておりますが、このような共同居住型賃貸住宅については、入居者と貸主相互の条件が合致することが必要と考えております。

現在、市の住宅施策は平成27年度策定の網走市住生活基本計画に基づき進めておりますが、今後の住宅供給におきまして新たな居住形態の需要の検討等を含めて今後調査研究してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ、いろいろな事例が全国的に今出てきているところだと思いますので、中には高齢者と若者が一緒に住むタイプのシェアハウスとか、先ほど紹介したように介護が必要になったときも安心してその後も見てもらえるような形を取っているところとか、様々出てきているところですので、ぜひその辺の研究検討をお願いしたいと思いません。

また、平成29年12月議会で提案させていただいた高齢者介護支援ボランティア制度も、目的の一つは元気な高齢者をつくることでした。まだ元気な高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって生きがいづくりや社会参加、地域貢献を促すとともに高齢者自身の介護予防にもつながる事業で、網走市といたしましては全国模範のボランティア活動ふれあいの家を今後も継続できるように、活動を引き継いでもらえる少し若手のボランティアを育てるということも目的の一つに加えていただき、対象を40代からにして平成31年度からスタートいたしました。スタートして1年半がたちましたが、その進捗状況をお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 介護支援ボランティアポイント事業の進捗状況についてであります。昨年6月より事業を開始いたしました。この制度によるボランティア登録者数は現在439名、うち64歳未満48名、65歳以上391名という内訳となっております。

この制度を活用している活動は大きく分けて施設

と介護予防事業になりますが、施設では介護施設のほかに障がい施設が含まれ、17施設が活用されております。また、介護予防事業では、ふれあいの家をはじめとする通所型事業のほか、認知症カフェや子ども食堂、今年度から取り組んでいる買い物ハビリなど7つの活動に活用されているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 出だしとしては私はいい感じできているのではないかなと思っているわけなので、いよいよ当市もスタートしたばかりですので、これからまたいろいろな角度で考えていただけるものと思っておりますけれども、全国に先駆けて平成19年からこの介護支援ボランティアポイント制度をスタートした東京都稲城市では、介護予防効果の目標値を設定して介護認定率と介護保険料の軽減の両面から毎年検証を行っております。また市役所ロビーにボランティアメンバーが生き生きと活動する写真を展示したり、市や社協の広報紙への掲載を行って市民への周知を図り、介護支援ボランティア制度のクイズ検定などを通して制度への理解を深めるなど、様々な取組をしております。その成果としてボランティア登録人数は当初の236人から現在791人までに増加しております。こうした取組を参考にして、当市もさらなる充実を図っていただきたいと思えます。

また、稲城市は65歳以上の高齢者が対象で介護予防が目的なので、登録時の説明会以外の研修は行っていないそうですが、網走市は40歳以上を対象にしていますので、何年かに一度でも参加自由のボランティアの養成講座等を持つことも大切なのではないかと思えます。さらにボランティアに携わるメンバーの生の声を聞いてもらいたいとお声も聞いておりますので、そうした機会も持っていただければと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ボランティア養成講座等の開催についてであります。当市におきましては介護支援ボランティアポイント制度に特化した事業ではございませんが、毎年度登録ボランティアやボランティアに興味がある方向けのボランティア研修会を実施しているところでございます。昨年度はコロナの影響で中止となりましたが、今年度は開催方法を工夫し実施する方向で準備を進めているところでございます。開催に当たりましてはこれまでの参

加対象者のほか。社会福祉協議会が育成するヤングボランティアの参加など研修内容を見直し、若年層に対するボランティアの理解と意識の醸成を図っていきたくて考えております。

また、ふれあいの家をはじめとする地域ボランティア団体からは直接御意見を伺っておりますけれども、今後はアンケート等を活用したり、さらにはボランティアと意見交換を行う場を創出いたしました。課題の整理や意識の共有を図りながら事業の充実に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 当市もスタートしたばかりですので、これからどう取り組んでいくのかということ。この制度が本当に成功するかどうかということになってくるかと思えます。ぜひそういった取組をしっかりやっていただいて、今の段階ではこのボランティアポイント制度に登録をして活動して下さっている方からの直接の声というのは聞いてはいるのでしょうか。そういった声も何か頂いている部分があるのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ボランティアポイント制度に登録するボランティアのお声ということでございますけれども、いろいろと関わりを持つ中で様々な御意見は頂いておりますので、そういったことも含めて参考にしながら今後の事業の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私のところにもいいというお声と、ただスタンプを押すだけになっているというようなお声も頂いたりもしております。いよいよこれから内容をよいものにつくり上げていく段階だと思いますので、ぜひそういった生の声も聞いていただき、また稲城市のような毎年検証していくという方向性、それからボランティアの皆さんの活動を、どうほかの市民の皆さんに伝えていくかというところも大切な取組になるかと思えますので、ぜひそういったところも研究、検討していただきたいと思えます。

また、年々弱まりつつある地域のつながりを再構築する取組として厚生労働省は地域共生社会の実現を進めております。この取組は身近な地域で住民が世代や背景を超えてつながり、互いに支え合う中で楽しみや生きがいを見だし、孤立することなく安

心して生活を送ることができるのが目的ですが、元気な高齢者を増やすためにも大変有効な取組だと思っております。

鳥取県では、鳥取ふれあい共生ホームという事業をやっている。共生サービス型、事務所併設型、住民交流サロン型、福祉施設利用型と4つのタイプに分けて運営する団体等に補助金を出して推進しております。高齢者だけの施設もすばらしいのですが、高齢者と子供や地域住民、障がい者等と交流することによって、お互いに大きな活力や経験が生まれ、地域の絆を深めることもできます。北海道でも当別町が共生型地域福祉ターミナル・ボランティアセンターで多世代交流事業を行っております。中でも「ごちゃまぜサロン」は外出の機会の少ない高齢者と小中学生や大学生、地域住民が参加して一緒にゲームやお茶を楽しむもので大変好評のようです。また、地域共生型パーソナルアシスタントの養成講座もあり、20代から60代まで多世代の方々が参加して制度外のサービスに応えるための住民が住民をサポートする仕組みづくりも進められております。

当市でも西コミセンを中心に自然な形で多世代の交流が進められていることかと思えますが、今ある施設や活動を生かして月に一度とか週に一度違う世代との交流をプラスするなど、市内全域に多世代交流型の仕組みづくりを推進してはどうかと思えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 多世代交流型の仕組みづくりの推進についてであります。人口減少や高齢化、価値観や生活様式の多様化など、地域社会を取り巻く環境が変化するとともに家庭や地域での支え合いが希薄となり、ひきこもりや孤立などが課題となっているため、高齢者や障がいのある方、子供などが地域住民と互いに支え合い安心して生活できる地域コミュニティーの仕組みづくりが必要であるというふうに考えております。

厚生労働省における地域共生社会の実現に向けた改革の骨格では、地域課題の解決力の強化や地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化などが上げられておりますが、当市が進めております生活支援体制整備事業にも共通しているところでございます。

また、市民活動推進課の所管となりますが、地域住民が主体となった地域づくりや住民同士の交流を促進するコミュニティーカフェの開設運営を支援

し、地域住民の福祉の増進や生活安全、生活基盤の強化などを通じ地域の共助を高めることを目的として網走市コミュニティ・カフェ運営助成金制度が今年度創設されたところであります。

今後におきましても生活支援体制整備事業の推進はもちろんのこと、各部署が所管する制度の周知を図り、地域におけるコミュニティーセンターや町内会館などを拠点とした多世代交流の仕組みづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私の地元の町内会も高齢化が進む一方でしたけれども、若い世代の方が2世帯も越えてきてくださいます、町内会のいろいろな催しに積極的に4人の小さいお子さんが参加してくれるようになって一気に皆さんの喜びがあふれたというか、雰囲気明るくなったということがございまして、やはり高齢者の方も小さいお子さんと触れ合うことでやはり元気になるというのは、私も本当に身近なところで体験しているところです。

例えば老健施設に月に一回どこかの幼稚園の子どもさんの昼食会を持つとか、そういった形でもいいかと思えますし、市としても多世代交流の方向性を探っていくとございましてということですので、ぜひこういう角度でお年寄りが元気になって介護度が上がらない工夫ということも必要かと思えますので、その辺の取組もぜひお願いしたいと思います。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

午前11時03分休憩

午前11時14分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

永本議員の質問から。

○永本浩子議員 それでは、次に2項目めの地元企業支援についてお伺いいたします。

本年は新型コロナウイルスの感染拡大で観光、飲食業は大変大きな打撃を受け、市としても様々な対策を講じて守ってまいりました。しかしながら、感染拡大が長引く中、経済的な影響は観光、飲食業にとどまらず多くの分野に出てきており、今後さらに深刻になると思われます。新庁舎の建設に当たっては当然市内業者に発注するものと思えますが、それまでの2年間を何とか持ちこたえてもらわなくてはなりません。

そうした状況の中、市が発注する公共事業はできるだけ市内業者に出してもらいたい。特に公共施設の解体は、近隣自治体の業者ではなく何とか市内業者に出してもらえるようにできないだろうかとの御相談を頂いております。元請けと下請けの関係もあるようですが、市内業者の経営を守り誰一人取り残さずにコロナ禍を乗り越えるためにも市の発注の仕方をもう少し工夫していただけないものかと思えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 公共工事の発注の仕方についてですが、通常市において発注する土木や建築等の建設工事、業務委託の入札方式については工事内容を公告し入札参加希望者を広く求める一般競争入札ではなく、市内業者を基本とする指名競争入札の方式としております。

御質問にあります解体工事の発注については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴い分別解体が義務化され、内装材などを手作業で撤去分別する必要性が生じたことから、平成15年度から市内の建築工事業者への指名競争入札を行っております。市の発注工事の請負業者、いわゆる元請業者は必要な作業工程において下請け業者と契約を結び工事を遂行しますが、下請業者の決定は元請業者の裁量となっております。元請業者は施工期間及び条件、工事の難易度等を勘案し施工技術や信用力などを考慮し適正な競争の中、対等な立場で下請契約を結んでいると考えております。

現状においては、工事の発注時に入札参加予定者が工事の条件等を確認することとなる特記仕様書において、積極的に地元雇用及び地元業者の活用を努めることを明示することにより、その推進を図っているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 リサイクル法の施行以降、今までと少し出どころ、廃棄先が変わったということ、下請業者をどこを選ぶかというのは元請けのやっぱり裁量に任されるということは、私もよく理解するところではあります。ただ、やっぱり下請けが市外の近隣自治体の業者に流れてしまう率が多くて、そこのところは仕事の内容とコストの面ということが大きく関与してくるものなのだと思っております。ただ、この夏に北海道観光振興機構会長となった小磯修二氏の講演を伺う機会がありまして、小磯さんの話によりますと、90年代以降の北海道の経

済成長は極めて低く、全国でも最も成長の低い地域ということで北海道は長く不況が続いておりました。その大きな原因となっているのが、北海道内の貯蓄資金がほぼ毎年3兆円の規模で道外に流出しているということが、大きな原因の一つとして上げられたことで、私もちょっとそのお話を伺って衝撃を受けた部分がありました。こうしたところのお金がどういう流れになっているのかというところをやっぱりきちんと見ていくということがやはり大切になってくるのではないかと考えております。

そうした中で、いいほうに転換した大きな事例として、道内産のお米、米チェンという取組があったことは皆さんもよく御存じかと思えますけれども、以前はほとんど北海道民自身が食べているお米は内地米、秋田とか新潟のコシヒカリとかそういったものを食べていて道産米を食べる道民が少なかった。その要因の一つは、まずその時点でお米があまりおいしくなかったということもあり、生産者の皆さんが大変な努力を重ねて、今は本当に全国に誇るおいしいお米になりました。ただ、道民が道内産を買う大きなきっかけになったのが米チェンという行政の取組でありまして、一つは道内各地でお米の御飯の食べ比べをやった、そしてまた当時の知事であった高橋はるみ知事がテレビに出てコマーシャルをやった道内産にお米をチェンジしようと、この米チェン運動というのをやった、この2つがやっぱり大きく結果を出したのではないかと考えております。

これによって、道外に流出していた年間400億円を上回るお金が道内に還元されることになったということで、まずはやっぱり事業者の努力が必要だということを絶対に言えると思うのですね。元請けからも選んでもらえるような事業者の努力、それとやっぱり行政の側としてもそういった意識を持っていたくという、そういう取組も必要なのではないかと考えているところですが、この点に関してはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 先ほども申しましたが、元請けと下請けにつきましては適正な競争の中、対等な立場で契約するということなのですが、市内業者において全て作業工程を行うということはもう当然のことながら理想でありますけれども、この実態ごとに建設業の特色というものがあまして、その弱み強みとかも含めて工事が遂行されているというところもありますので、最後にも同じことになりま

すけれども、地元雇用、あと地元業者の活用に努めるということにおいて、それを積極的に特記仕様書等において明示することによって、そういうことを図っていきたくと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひそういった流れつくっていけるようお願いしたいと思います。

また、市の助成金の在り方についてもお声を頂いております。例えば昨年度からスタートした開業医誘致助成制度ですが、この制度のおかげで早速2件の開業が決まり、私も大変うれしく思っております。市民の皆さんも本当に喜んでくださっております。

しかしながら、市から上限5,000万円の助成金が出ますが、市民の税金や基金から高額な助成金を出さず場合は、できるだけ市内業者に還元してもらいたいとの条件をつけることができないのかというお声も頂いております。

網走市開業医開設助成金要綱の第9条の3には、「市長は、前項の決定に当たり、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができる」とされております。この条件として、市内業者への還元を付することはできないものでしょうか、お伺いたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市の助成金の在り方についてであります。開業を希望される医師は地元に限らず他の地域から来られる医師もおられ、様々なつながりがある中で制度の有益性を考慮し、当市を選択いただいているものと認識をしているところでございます。

議員御指摘のとおり、市内企業への発注が地域経済に有益であることは理解できますが、市内企業への発注を助成要件に付すことは、開業を希望される医師の意向や開業計画に一定の制約を加えることとなり、開業に影響を与えることも想定されるため難しいと考えております。

開業医誘致制度につきましては今後も継続して取り組んでまいりますので、開業を希望される医師と協議を進める中で市内事業者等の情報を提供してまいりますと考えているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私も今回の件に関してはドクター同士の紹介があったりとか、市からの助成金は設備費用のほうに使って建設に関しては自分でお金をき

ちんと銀行から借りて建てていただいたという、そういった事情もよくわかっているつもりではございます。

ただ、この後もこれから誘致をしていくに当たって、明文化することはなかなか難しいかもしれませんが、やはり対面でぜひ網走の業者を使っていたきたい、また網走市にそういった還元をしていただければありがたいという話はぜひ積極的にしていただければと思います。

また、先日自分の不注意から家の中で転んで右手首を骨折し手術のため入院いたしました。そのとき同室になった方から自分は市内の書店を守るため、少し面倒でもネット注文はしないで書店に足を運んで本を注文して取ってもらっているとの話を伺い、大変反省させられました。今や何でも手軽にネット注文ができ、自宅にいながら商品が届く便利な時代になりました。コロナの自粛生活のときは通販業界が飛躍的に売上げを伸ばしたわけですが、その便利さに慣れて地元企業や店舗を自分たちで守っていこうという大切な思いを見失っていたと私自身大反省でした。退院以来、既に4冊の本を市内の書店に頼んで取り寄せていただきました。多少面倒でもそこから店員さんとの触れ合いも生まれ、地域のコミュニケーションも生まれてくると思います。

私は吸いませんが、たばこも市内で買うと網走市の税金になりますが、市外で買うとその自治体にお金が落ちてしまいます。一つの企業や店舗がなくなるといことは、従業員やその家族、関連する企業等にも影響が出てまいります。

まちの活力が失われ、市税収入も落ちると市民サービスもできなくなり、全て自分たちの生活に返ってくるのです。市内で買えないものはネットで注文もしますが、買えるものは少し面倒でも地元の企業や店舗を利用してみんなで守っていこうという住民意識の転換と周知が、コロナ禍を乗り越えるためには大切なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

**○井戸達也議長** 観光商工部長。

**○田口徹観光商工部長** 住民意識の転換と周知ということについてですけれども、地元製品の付加価値を高めた商品販売や観光客、合宿などにおける域内での消費、こうした域外からお金を稼ぐ力を高めることに加えて、域内から仕入れ域内で消費の経済循環を生むことは地域の活性化にとって非常に重要な視点と捉えております。

また、議員のお話のとおり、コロナ禍において地域が支え合い地元を守ろうという意識は何よりも大切なものと考えております。

これまで網走社交飲食業組合が実施した「よやく一ぼん」をはじめ、様々な団体の取組に対して多くの市民の皆様の支えがあったものと認識しているところです。引き続き事業の企画、実施に当たっては域内消費を意に用いるとともに商工会議所、中央商店街振興組合、そして日専連など関係団体と連携を図りながら地元消費を呼びかけてまいりたいと考えております。

**○井戸達也議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** ぜひ取り組んでいただければと思います。

私もわかっているつもりで、そのお話を伺って本当に反省もしましたし、こういったたばこのことに関しては何の意識もなく、販売機があったから車に乗っている途中でとめて買おうと買っている方も数多くいらっしゃるのではないかと思います。それが網走市内で買えばきちんと自分たちの市民サービスにつながってくるのだ、税金につながってくるのだということをわかっていただくためのきっかけづくりとか、そういった点もぜひお願いしたいと思っております。

それでは、最後に3項目めの短大等の誘致についてお伺いいたします。

網走市のホームページを見ますと、令和2年11月の網走市の人口は男性が1万6,992人、女性が1万7,638人、総人口3万4,630人となっておりますが、これは住民基本台帳を基にした数字だと思います。本年には5年に一度の国勢調査が行われ、この数字で住民票がある方にプラスして農大生や受刑者の人数も含まれた当市の総人口がわかるのだと思いますが、まだ正式な数字はまとまっていないようです。これまでのデータからおおよその数字がわかれば教えていただきたいと思っております。

また、平成27年に出されました網走市人口ビジョンでは、2020年の網走市の目標値が3万8,616人、国の目標地が3万8,573人、社人研の推計値は3万8,328人となっておりますが、現実には予想よりもかなり早いペースで人口減少が進んでいると思われる。2040年に3万2,900人を確保するというのが当市の目標ですが、2015年時点での人口の現状分析では2040年には3万1,000人まで減少するだろうとの分析経過も載っております。5年たった現在2020年

における人口減少の現状と将来の予測をどのように分析し捉えているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 人口減少の現状と予測についてのお尋ねでございますが、まず令和2年国勢調査の網走市の人口についてでございますが、本年10月1日現在におきまして、多くの調査員の御協力の下、当市におきましても国勢調査を実施し調査表を提出を頂いたところでございます。

現在来年1月の国への調査書類提出に向けて、実施本部による調査表の審査、未提出世帯への提出勧奨を行っているところでございまして、現時点におきましては国勢調査による当市の総人口については確定をしておりませんが、住民基本台帳と国勢調査における人口の差につきましては今回の国勢調査におきましても平成22年、平成27年と同じような程度の数字になると想定がされております。

調査書類提出後、国からの疑義の照会、重複世帯の削除などを経て来年令和3年6月に男女別人口及び世帯数の速報値が公表がされ、人口などの基本集計の確定値につきましては令和3年11月に公表がされる予定になってございます。

次に、平成27年に策定をした人口ビジョンでございますが、平成22年の国勢調査による人口に基づき社会保障人口問題研究所による推計を基礎として作成をされたもので、網走市の目標値につきましては合計特殊出生率を網走市の仮定値として独自推計したものでございます。

少子高齢化の影響によりまして、生産年齢人口は今もなお減少し続けており、加えて高齢化がさらなる進行を迎えこれまでの人口転換理論に当てはまらない新たな段階の少産多死、生まれる子どもが少なく亡くなる方が多いという形を迎えたとされております。

第2期総合戦略策定の際には、平成27年の国勢調査による人口を基に改めて人口推計を行った結果、2040年の当市の人口は平成27年時点での目標値より減少する見込みでございますが、令和2年の国勢調査の結果を基にさらに分析を行い、将来人口推計を行う予定でございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 少産多死という本当に厳しい時代に入ってきているというのを非常に痛感するところですが、多分住民票がある人にプラスする農大生やまた日体大高等支援学校の人数、受刑者の方

というところが多分プラスになるかと思うのですが、その辺の人数的には何人ぐらいがプラスになるということがもしわかれば、おおよそで結構です。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 現時点ではっきりはしておりませんが、具体的に見えているのは日体大支援学校の教員であったり生徒の方たちになるかと思っております。受刑者については前回調査よりもかなり減っているというふうにお聞きしておりますが、具体的な数字をお聞きしておりませんので把握ができておりません。また、農大につきましてもどの程度の方が住民票をこちらで取得し、あるいは逆に地元に残ったままなのかということについても把握ができておりませんが、今の段階では具体的な数字は持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げたとおり、27年の国勢調査等の同じような数字の差になるのではないかと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 具体的な数字の差というのは、平成27年時点でのその差というのは何人ぐらいでしたか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 27年の国勢調査の結果では住民基本台帳の差は約1,600名でございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 約1,600人ということで、本当にありがたいところだと思っております。この数字を入れた人数で交付税も交付されると思いますし、こういった人たちがまた、人口減少を迎えている網走市にとっては大変大きな活力になってくるのではないかと考えております。

ありがたいことに当市は、東京農大があるおかげで10代後半から20代前半の人口構成比率が高いのが特徴になっております。さらに日体大附属高等支援学校が開校したため、10代後半の人口が増えているものと思われまいます。しかしながら、地元の高校生や農大生の卒業後の大幅な人口流出と、その後のU・Iターンのような流入がほとんど見られないというのも当市の特徴です。それでも当市の類似団体と比較すると、大学を持っていない稚内市や滝川市と比べると大学を持っている室蘭市や網走市は20代前半の流入が顕著に見られ、20代後半以降も人口の定着率がほかの市と比べるとよいという結果になっております。今年の稚貝の時期もコロナの影響で農大生

のバイトが見込めないと仕事ができないのではと大変心配されましたが、今や漁業も農業も飲食店も各種イベントのボランティアなども農大生がいないと成り立たないくらい当市にとってはありがたい存在になっております。

そんな中、1968年の開校以来約50年、多くの看護人材を輩出してきた道立網走高等看護学院が2021年度以降の学生の募集を中止することが決まり、村松学長名でその旨のお知らせがホームページに掲載されておりました。我が会派の澤谷議員も一般質問で取り上げ、市長や議長をはじめ近隣自治体とも協働して道庁に要望し、網走市議会としても存続を求める意見書を提出してきたところですが、大変残念な結果になってしまいました。

しかし、2000年に新築された校舎は大変立派でまだまだ使えます。道の持ち物ではありますが、その校舎を生かして地元の若者の流出を防ぎ市外からの若者にも来てもらえるような短大等の誘致をしてはいかがでしょうか。

道庁の担当課に確認したところ、今の在校生が卒業して学校としての機能が終わったとしても建物を壊すつもりは全くなく、利活用を検討したいと考えている、地元からの要請や御意見があればどんどん言ってきてもらいたいとの大変うれしいお話を頂きました。コロナの影響が今後さらに現れてくると思いますが、入学金プラス4年間の授業料は大変ですが2年間なら出せるという御家庭も多いのではないのでしょうか。また、札幌や東京の学校だと家賃と生活費も必要ですが地元ならかかりません。

また当市は出産や子育ての中心となる若い女性に着目すると、20歳から39歳の人口が3,111人で総人口の8.8%、全国平均の10.6%に比べると低い割合になっており、若い女性の獲得が当市の人口減少の大きな歯止めになるのではないのでしょうか。

さらに地域の活性化や学生の地域活動への参加や社会貢献、経済的効果も大きいと思います。行政からの働きかけ次第でさらに効果を高めることも期待できると思われれます。

当市は「おいしいまち網走」を標榜しております。もし女子栄養短大や調理師の専門学校などを誘致できれば、卒論のテーマに網走の食材を使った新しいメニューやスイーツなどを考案してもらい、優秀なものには市がバックアップして商品化するなど、網走市の未来にもつながる取組になるのではないのでしょうか。

様々なイベントやボランティア活動で一緒になる高校生たちを見ていると、この子たちが網走に残って活躍してくれたら、網走の未来はどんなに明るくなるだろうと思うのは、私一人ではないと思います。若者が夢を持って地元に残れるようにするためにも、短大等の誘致をぜひ御検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 一次産業のポテンシャルの高い当市におきまして、地場産品食材を活用した教育が履修できる短期大学や専門学校を誘致することは、地方での人の流れを変える取組や交流関係人口の拡大を目指す総合戦略の基本目標とも合致をしているというふうに考えております。

一方で、現在18歳以下の人口が減少期に入ったとされておりまして、今後大学の学生確保が困難となり経営が成り立たない教育機関は淘汰されることが懸念をされております。

このような中、新たな短期大学など教育機関の誘致は非常にハードルが高いものと認識をしております。議員のお話のとおり、地元のポテンシャルに着目した有効な考えであるというふうに思いますけれども、栄養短大や調理師専門学校に対する需要などの把握も必要になってくると思いますので、今後様々な情報収集を含め研究をしてみたいと思います。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 難しい話であることは確かだと私も承知をしておりますけれども、全国どこの自治体もやはり大学や短大を誘致したいという思いを持っております。ただ、そこで誘致において大きなポイントになるのが、誘致のノウハウを持っているかどうかだと思います。当市は東京農大の誘致にも成功し、日体大附属高等支援学校の誘致にも成功しております。また、今回はLCCのピーチが就航することになりまして、都心部からの往来も大変格安でやりやすくなったという好条件に恵まれていることを考えると、こうした経験を生かして短大等の誘致もぜひ御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○井戸達也議長 村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇 日本共産党議員団の村椿敏章です。通告に従いまして、質問いたします。

まず最初の質問については除雪事業についてです。

昨年も質問しましたが、除雪が始まる時期となり、高齢者の方々も含めて除雪作業が大変になるのだなという時期になりました。昨年度は雪が少なく負担も軽く感じましたが、昨年度の市の除雪の出動回数など状況はどうだったのか伺います。

また、過去の除雪状況についても伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 昨年度における除排雪作業の出動状況についてであります。市内一斉除雪と部分除雪を合計した出動回数は合計40回でありました。また、排雪につきましては、路肩などに堆積する雪の量が例年と比較して少なかったため、作業は行っておりません。

次に、過去の除雪状況についてであります。平成30年度除雪回数は計79回、排雪日数は計28日でした。平成29年度は除雪回数が計47回、排雪日数が計9日となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 除雪回数が40回と、また排雪はなかったということですが、その前の年、それから29年の排雪日数というのは9日とか28日とかというふうに言っていますけれども、これは排雪を何回やったというのはわかりますか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 降雪によりその日のうちに除雪は行いますけれども、排雪につきましては路線ごとに順次排雪を行っていきますので、その延べ日数としております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 何回という言い方ではなくて、何日ということで表現しているということですね。わかりました。

私たちがおとし行った市民アンケートでは1万5,000世帯に配布して387通の回答があり、その中で市政や市議会で取り組んでほしいことでは、一つは一番多いのが177件あった国保や介護保険の負担軽減が一番多く出ていたのですが、その次に除雪問題ということでありました。これが166件ありました。特に間口に置いていかれる雪についてであります。重くて除雪するのが大変であるというのが、市民からの大きな声であります。市にもその声が届いていると思いますが、除雪についての要望や苦情はどれほど出ているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 昨年度におきます要望や

苦情の件数についてであります。間口への置き雪に関するものが49件、路面状態に関するものが103件、除雪に伴う器物の破損に関するものが5件、排雪に関するものが6件、その他の苦情が28件となっております。合計199件であります。

間口への置き雪及び路面状態に関する苦情の理由といたしましては、昨年度は少雪ではありましたが、道路に一定量の雪が残っている2月から3月にかけて降雪後に急な暖気や降雨が発生したことから、水分を含んだ雪が間口に残ったり、または路面の雪が溶け悪路となったことから苦情を受けたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 重たい雪というか、排雪をしなかったということが若干原因にあったと思いますが、苦情ですね、この市民の苦情は切実な声です。今回間口除雪については49件あったということですが、私も何度も間口除雪が必要だと言っておりますが、ぜひさらに検討していただきたいと思えます。

また、市が間口除雪をするには、前回のときには雪を置く場所の確保や、それから除雪時間が必要だということで、今の現在のところは高齢者向けのサービスを利用してほしいということでした。ここで高齢者向けの除雪サービスの状況についてお聞きしたいと思います。

高齢者の支援策として高齢者除雪サービスですが、現在の利用状況について伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 高齢者除雪サービスの現状についてであります。本事業は非課税世帯向けと課税世帯向けのサービスがあり、シルバー人材センター、民間事業者、町内会等への委託により実施をしております。

平成31年度におきましては294世帯が登録をされており、うち223世帯が延べ1,975回利用をしている状況にあります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 登録世帯が294世帯、約300世帯ほどですが、私も町内会除雪の周知をこの間求めてきたところですが、年々増えているという状況なのでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 町内会の委託は増えている状況にあります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その周知の部分なのですけれども、今年も町内会に向けて町内会除雪をしないですかというお知らせがあったということなのですが、そのお知らせを受けて町内会で話し合ったところ、自分の家の除雪だけでも大変なので、ほかの高齢者の除雪までなかなかできないのだという話合いの中であったということです。そういうことから、町内会としてはこの除雪を受託しないと決めたということなのですが、このような場合、近くの町内会で受託できるものとしてもいいのではないかと思います。町内会で今後取り組みやすくする方法を検討すべきと思いますが見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 町内会が取り組みやすくする方法の検討でありますけれども、町内会が受託する除雪サービスにつきましては、町内会連合会役員への事業説明及び単位町内会への受託の募集案内を行うとともに市広報紙による周知を行っているところでございます。

受託に当たり損害保険の加入を条件としておりますけれども、除雪方法などにつきましては特に制限することなく町内会への一任により取り組んでいただいておりますけれども、町内会によりましては会員に働く世代が多く、担い手の確保が難しい状況もお聞きしているところでございます。

また、利用対象となる高齢者等が町内会にいる場合で受託が困難なときは隣接する町内会やボランティア団体の受託など、これはもちろん地域相互の同意が必要となりますけれども、地域で支援する体制にも柔軟に対応していきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ぜひ検討をお願いしたいところで。柔軟に対応をお願いいたします。

ここで再度確認しておきたいところなのですが、現在高齢者だけの住宅は何軒あるのか把握しているか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 高齢者のみの世帯数についてであります。令和2年11月末現在における高齢者のみの世帯は6,052世帯、このうち単身世帯が3,510世帯となっております。

お示した数値につきましては、住民基本台帳上の世帯分離を含めた世帯数となるため、実際の高齢

者世帯は6,052世帯よりは少ないと考えられます。

なお、今年も国勢調査が実施されておりますので、実際の数値に近いおおよそ世帯数が把握できるものと考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 6,050世帯、それよりは少なくなるだろうと思うところだと思っておりますけれども、高齢者の除雪サービスの要望が増えてくれば市全体に関わってくるところになると思うのですが、そうなった場合、今市道除雪において間口除雪はなかなかできないと言っていますが、そこについても市全体で考えた場合は検討する必要があると思いますが、この間口除雪の費用など試算できるのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 間口除雪に係る費用の試算についてでありますけれども、現在市の道路除雪は除雪対象路線ごとに受託事業者を定め未明から通学通勤時間帯までの間、おおむね午前3時から8時までの限られた時間の中で作業を行っております。

間口除雪は新たな作業となるため、除雪の開始時刻をさらに早めるか、道路除雪の終了後に行うことが条件となり、この作業量を算出することが可能であれば試算はできるものと考えております。しかしながら、作業機械の確保を含めた除雪体制の検討や間口除雪に伴う雪の一時堆積場所の確保など課題があると認識しております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ぜひ、いろいろな課題はあると思いますが、間口除雪も検討していただきたいと思っております。

特に去年も今年の春もそうだったようですけれども、最近気温が高めで雪の重さも増していると思っております。そういうところも課題になると思っております。

市民、特に高齢者が抱えている大きな問題です。市がそこを支える取組を市の除雪、そして高齢者除雪、そこでその取組を大きくしていくことが求められると思っております。ぜひよろしく申し上げます。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。一般質問を続行します。

村椿議員の質問から。

○村椿敏章議員 2項目めはコロナ感染対策についてです。

農業者の持続化給付金について伺います。

経済産業省のホームページによると、個人事業者には100万円、法人には200万円を給付する持続化給付金は、11月30日までに全国で約383万件の中小企業、個人事業者の皆様にお届けし、既にお届けした額は約5兆円になっているとあります。網走でも多くの事業者が申請していると思います。

一方、新型コロナの影響で消滅した需要を政府が何ら対策を取らなかったため、2020年産の米の価格は1,000円以上も下落し、今全国の稲作農家がコロナの影響を被っています。コロナ危機から営農と地域を守るために持続化給付金の活用は欠かせません。

9月議会にて、我が党の松浦議員が持続化給付金について質問しましたが、持続化給付金は農業者でも受けられ、オホーツク網走農協では農業者に周知しているとのことでした。しかし、農業者へ聞くと、申請していないという方も大勢いるようです。オホーツク網走農協で組合員に出した組合員へのお知らせ、持続化給付金の概要周知と申請支援対応についてはインターネットがつかない場合は申請の支援をすとあります。この間、農協への問合せを含めて何件の問合せなどあったのか伺います。

また、市は持続化給付金の申請状況について、農協を通じてなり把握しているかを伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 持続化給付金の網走の農業者の申請状況の把握についてでございますが、この持続化給付金につきましては農業者に限らず法人、個人事業者が国に直接申請するものになっておりまして、農業者のみの申請状況につきましては市並びにJAにおいては把握をしていないところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 把握していないということですね。

農水省の持続化給付金のパンフレットには、持続化給付金は新型コロナ感染拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して事業の継続を下支えするために支給するものであります、と書いてあります。江藤拓前農林水産大臣は、コロナ危機で離農者を出さないために農水省は農林水産分野では極めて

柔軟な対応ができ、ほぼほぼ全ての農家が対象になると明言しております。市の見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 農業者の持続化給付金の対象者についてでございますが、農業者も個人事業者であることから当然該当するものと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 私もそのとおりでと思います。

この農業者も持続化給付が受けられるという部分について、農林水産省は農業という特別な性格からコロナ禍で日本の農業生産基盤が崩れると取り返しのつかないことになるとの危機感があり、思い切った持続化給付金の活用を提起していると思います。つまり、コロナ危機で離農者を出さないということです。平成21年には382戸あった農家が今減り続けて340戸を切っている状況です。理由は多々あると思いますが、離農される原因はどのような原因があるかを伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 離農の原因についてでございますが、離農者の多くは高齢によるリタイヤや後継者の問題で離農されているというふうに認識をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 農業振興計画のアンケートによると、後継者が決まっている方が半分、決まっていない方が半分でした。また、農業生産や農業者の生活環境に関係する項目について、今後行政や関係者が取り組むべきことは何かとの問いには、担い手の確保、新規参入者への支援に取り組むべきというのが23件で25%になっています。

そこで、新規参入者をどうやって定着させていくかということになります。新規参入者が農業を継続していくために、網走市はどのような支援をしているのか。また、コロナの影響はないのか、聞き取る必要があると思いますがいかがでしょうか。

そして、最近のニュースでは野菜がコロナ感染の拡大により需要が減少し、供給過剰から価格が下がってきており、農業者の悲鳴が聞こえてきます。網走も少なからず影響はあると思いますが、見解を伺います。作物の価格が下がったという状況もないのかを伺いたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 新規参入者への支援につ

いてということですが、農業次世代人材投資事業（準備型）として就農に向けた必要な研修を受ける者に対しまして、年間150万円の給付を最長2年間支給する事業や、農業次世代人材投資事業（経営開始型）としまして、新規就農者に対して年間最大150万円の給付金を最長5年間支給する事業のほか、新たに農業経営を開始するために必要な設備投資や運転資金に幅広く対応し、無利子融資となっている青年等就農資金などの国の制度に合わせまして、当市独自の事業として新規就農者に対する就農後5か年の固定資産税見合い分に相当する支援や、新規農業者参入支援事業やJAが実施する後継者や新規参入者を対象としました担い手実践研修事業への支援などを行っております。

新規参入者の新型コロナウイルスの影響についてですが、5年前から新規参入している生産者は2名となっております。うちイチゴ農家につきましては、取引価格の下落に伴いまして、売上げが減少しているというふうにも聞いております。この新規参入者につきましては、さきに説明をさせていただきました農業次世代人材投資事業（経営開始型）の給付がされておまして、経営が不安定な5か年の間の支援制度が活用が図られているというふうにご考えているところでございます。

また、野菜価格の下落に伴う影響というところですが、野菜の市況につきましては気候などの影響でも価格に変動がございまして、本年度は全国的な好天によりまして豊作に恵まれたことに加えて、今回の新型コロナウイルス禍による販促の制限、また業務用需要の減退で価格は下がっているというふうには認識をしております。

網走の当地域におきましては、野菜の生産についてはタマネギ、ナガイモ、ゴボウ、カボチャなどがございまして、市況の下落は生産者の所得に少なからず影響をするものと認識をしておりますが、当市の農業は畑作産品が主要作物となっていることから影響は限定的というふうにご考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 当市の多くは畑作産品の方が多いと思います。ただ、野菜をつくっている農家もいらっしゃるし直売所もありますが、そこではよく売れたということも聞いておりますけれども、価格の低下なども考えられると思います。また、流通先は直売所だけではないと思いますし、農家の収入の減少をコロナに特化するということはなかなか難し

いのではないかと感じております。

農業者は個人事業主であり、収入が減った場合であってもなかなか困ったと言えない状況もあると思います。今回、熊本県でコロナの影響を受けていない農家の申請は、不正という誤解に基づいた報道で大問題です。こういう報道を聞くと、農業者は申請をためらう人も多いと思います。離農者を出さないためにも規模の小さな農業者、新規就農者や野菜を生産する農業者も含め、農業者全体、全戸数にしっかりと持続化給付金のことを説明し、申請を勧めることが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 持続化給付金の申請に対する周知などについてでございますが、持続化給付金の制度についてこちらは農協などから周知がされているところであります。

新型コロナウイルス感染の拡大によりまして影響を受けた農業者については、個人の判断で申請をするものというふうにご考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 周知を進めているというふうにご受け取ります。ただ、農業者を守るということは、日本の食料を守るということであります。コロナ禍の中で、自国で生産する農産物の必要性が様々な分野で再確認されており、食料自給が何よりも重要だということを市民に示すべきだと思います。

次の質問になりますが、農業者への家賃支援給付金についてです。

飲食店の家賃を支援する家賃支援給付金について、これについても農業者が借りている農地についても該当しますが、この事業の概要について伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 家賃支援給付金の制度の概要についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして売上高が減少した事業者を対象としまして、事業の継続を支えるため地代、家賃などの負担を軽減する給付金というふうになっております。

これは農業者の農地の賃貸借も該当し、個人、法人それぞれの一定の割合で6か月分について支給されるというものになっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 現在の申請状況についてはどのようなふうになっているかを伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 この制度の現在の申請状況についてでございますが、制度の周知は農業委員会並びにJAで行っておりますが、申請は個人または法人が直接行うものとなっております、市及びJAにおいては把握をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 把握していないということですね。

それでは、対象となる農業者は何件あるのか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 家賃支援給付金の対象戸数についてですが、農業を営んでいる農家の方で賃貸借をしている農家の方、農業者229戸が対象となります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 229戸は340戸のうちの229戸となれば、かなりの件数だと思います。

この家賃支援給付金については、例えば10アール当たり1万円で借りている場合は、10ヘクタールをもし借りているとすれば1年間で100万円の借地料になります。そのうち3分の2の、そして6か月分、半年分が家賃支援金で支給されると33万円の支援となります。このような考えでよろしいかと思うのですが、特に先ほど言っていた新規就農者への支援につながると思います。また規模を拡大した農業者の支援につながるとは思いますが見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 この家賃支援給付金はコロナの影響で収入が下がった人に適用されるということですから、農家の方も当然該当することであり、これが新規就農者なり規模拡大をした方でも、その収入に影響があるのであれば申請するのは自己の判断でできるものだというふうに思っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染防止の取組についてであります。

まず一つは、新型コロナウイルス対策本部の役割についてです。

感染者の対応や感染者の追跡は北海道が行う、そ

して感染予防の取組は網走市が行うとあります。新型コロナウイルス行動計画の中では、情報の共有をすると書かれておりますが、保健所と網走市の協議はこの間に何回行われてきているのかを伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 保健所との協議についてでございますが、定期的な会議、また感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき保健所が行う積極的疫学調査及び患者、濃厚接触者等に関する情報の共有はありませんが、関係機関による会議への出席ですとか、国、北海道から発出される情報に伴う疑義の確認など必要に応じて行っているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 定期的には行われてはいないということですね。

例えば取扱いの変更などがあった場合、不定期に開催しているということだと思っておりますが、今感染拡大が大きくなっている中で、市民に感染状況をどのように伝えていくべきか、他市の事例を含めてさらなる協議も必要と思われそうですが、どうお考えでおりますか。この感染拡大の中で、感染状況をもっとしっかりと市民に伝えていくということであろうと、北海道との協議も進めながらやっていく必要があると思っておりますがどうでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市民に対する公表と情報発信についてといったことでのお尋ねになりますけれども、現状保健所が設置されている市以外では振興局単位で感染者の概要が公表されておりますけれども、積極的疫学調査の中で本人が同意した場合は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき北海道の公表項目となる年代、性別、国籍、居住地、職業、症状、行動歴等が公表されることとなります。

しかしながら、積極的疫学調査につきましては保健所が行うため、市といたしましては直接その情報を把握することができませんので、市の情報提供というのはなかなか難しいというようなことで考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 道が発表するということなのでということだと思いますが、まず最初に網走市で感染者が確認されたといったときのことでございますけれども、そのときの保健所の対応についてどのような対

応だったのかを伺います。

その後の対応についてですが、網走市からのお知らせ13号までは市内において感染者は発生していませんと。そして、14号のときにはその文字が消えました。これでは市民はわからないですし、情報発信にしてはメッセージが届かなかったのではないかと思います。消すのではなく、感染者が網走市内で確認されましたと書くべきではなかったのかと思いたすがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 感染者の情報についてでありますけれども、議員御指摘の内容につきましては、新型コロナウイルスに関する網走市のお知らせの市長メッセージの内容だったというふうに認識をしてございます。

感染者の情報につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、同じ答弁になりますけれども、保健所が設置されている市以外では振興局単位で北海道から公表されません。これまで網走市を居住地とする公表がないため、市におきましては北海道から公表された以上の情報を把握することができない状況にあります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 次の質問に行きます。

市内で感染者が発生した場合の市の対応マニュアルはあるのでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 対応マニュアルについてであります。市内で感染者が発生した場合につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、保健所が積極的疫学調査及び患者、濃厚接触者などへの対応を行うため、市といたしましては対応マニュアルはなく保健所からの必要に応じた指示、指導、また協力要請に基づき対応するものと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 対応マニュアルはないということですね。ただ、今後も感染者が増えていく中で対応マニュアルをしっかりとつくっておいたほうがいいと思います。

しかし、感染した場所が市の施設の場合は変わってくると思います。その場合、マニュアルがありますか。公共施設の利用者に感染者が出た場合、施設利用者に対して感染が確認されましたという連絡はどこから来るのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 施設利用者への連絡についてであります。積極的疫学調査の結果を踏まえ濃厚接触者及び検査が必要と認められる場合は、保健所から本人に連絡が入ることとなります。市といたしましては、これまで正式な情報提供がない場合は情報を発信することは考えておりませんでしたけれども、今後公共施設の利用者に感染が確認された場合に関係機関と調整を図り、本人からの申出などによる事実確認に基づき市の対応を公表してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 公共施設で確認された場合は、市が発信していきますよということですね。

それでは、感染者が自ら公表した場合には、どのように対応するのか。市からの情報と感染した関係者からの情報が今統一されていないと、市民に動揺が起きています。公表した人と話して個人の特定につながらないような情報発信をするべきと考えますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 公表と情報発信についてでありますけれども、現状保健所が設置されている市以外では、振興局単位で感染者の概要が公表されております。これは保健所が行う積極的疫学調査に基づくものでありますけれども、この中で本人が同意した場合は北海道の公表項目が公表されることとなります。なお、積極的疫学調査につきましては保健所の役割となるため、市といたしましては直接関係者と関与できる権限がないものであります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 直接感染の関係者と会う権限はないと、そういうことですね。

そういうことではあるにしても、しっかりと情報を集めて市のほうもどんな情報なら流せるのかという検討は必要だと思います。市民にしっかりとした情報を出すべきと考えます。

今の話でいくと、実際に関係者とは連絡を取ってはいないのですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 積極的疫学調査につきましては保健所の役割と、先ほどから申しておりますけれども、誰が患者で誰が濃厚接触者というのは一切私どものところには情報がありませんので、その該当する方々とお話するということはできないも

のというふうを考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 次の質問に移ります。

市のお知らせについてですが、市長のメッセージの部分では毎回同じことを伝えているように見えてしまいます。感染状況や医療の対応状況について、わかりづらいという方が多いです。表やグラフなどを入れて、例えば北海道で出している感染状況について示していくほうがいいと思いますが、このお知らせについて見直す予定はないのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市のお知らせの見直しについてでありますけれども、感染防止対策につきましてはやはりマスクの着用、手洗い、手指の消毒、3密の回避などの継続が有効であるため、繰り返しチラシのほうでお知らせしている現状がございます。

また、感染状況や医療の対応状況につきましては、市が把握できる内容ではありませんので、この部分につきましてはチラシの掲載は難しいというふうに考えてございます。

今後も市民の皆さんに見やすいチラシというようなことで、また感染対策本部の中でも議論をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 それでは、市内の状況について伺いますが、健康管理課への相談内容や件数については何件ほどあるのでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 健康推進課への相談件数、内容についてであります。2月15日から12月6日までの相談件数実績でございますけれども、153件寄せられております。内容につきましては、感染者の確認、怒りですとか不安、恐怖などの感情的な相談もございまして、情報公開を求める意見、感染者のうわさ、その他大学生の不安ですとか、チラシへの不満、転入したいけれどもどうなのだろうというような確認、あと医療機関になかなか行きづらいというような意見を伺っているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 それでは、網走保健所への相談内容や件数について把握していれば伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 網走保健所への相談件

数、内容についてであります。1月21日から10月23日までの相談件数を把握してございまして、1,666件となっております。内容は症状や受診の必要性、感染者の情報、感染症に関連する様々な対応に係る相談などがあるようです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 1,666件ですね。

それでは、この間インフルエンザワクチン、これも接種していると思うのですが、それは何人受けているのか伺います。そして、病院の対応状況は把握しているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 インフルエンザワクチンの予防接種についてであります。11月までの接種数につきましては高齢者が6,312人、昨年同期で1,626人の増、子供が4,123人、昨年同期で384人の増となっております。例年に比べて高齢者、子供ともに早期接種が見受けられ、高齢者につきましては既に昨年の実績を上回っている状況でございます。

病院の対応状況は確認はしておりませんが、今年度につきましては新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行というようなことが懸念されていたので、このインフルエンザ予防接種が始まる前に医師会のほうに出向いて対応をお願いしてきたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今私が聞いた健康管理課への相談件数とか保健所への相談件数、またインフルエンザワクチンの接種について、その部分については今まで市は公表していなかったという情報として出していなかったと思うのですよね。市内のやはり状況をつかむためにも、そういう相談件数、それからインフルエンザワクチンの接種件数なども、こういう情報も示しながら市民にいろいろな情報を流すことができるのではないかと思います。

市民は圧倒的に情報が少ないです。しかし、毎日北海道で何人、そしてオホーツクで何人という数字に脅かされています。しかし、オホーツクの感染状況が今増えてきております。今後減ってくるのかというのも非常に心配でありますし、毎日のこの情報だけでは、新聞、テレビの毎日の情報だけではなかなかわかりづらいと思います。今後は感染の状況が増えてきているとか減ってきているとか、そういうのがわかりやすいようなグラフなどを示しながら、市も情報発信していくべきだと思いますがいかがで

しょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 先ほどの答弁と重複しますが、感染症対策本部の中でも議論をしながらチラシの内容については工夫をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ぜひ、見直しをお願いしたいと思います。

私の質問は以上です。終わります。

○井戸達也議長 川原田英世議員。

○川原田英世議員 一登壇一 民主市民ネットの川原田英世です。

ただいま村椿議員からもありました新型コロナウイルス感染症の対策について、お伺いをしていきたいというふうに思いますが、医療緊急事態宣言ということで状況はまた一つ大きく変わってきたのだろうというふうに思います。一層気を引き締めていかなければならないというふうに思うところです。

そういった中で、日曜日に私の妻のほうに電話が保健所からありまして、感染者と接触しているということで、その後一番下の子供も接触しているということだったものですから、すぐに近辺で会っていた方だとか接触していた方にできる範囲で連絡を取ってできるだけ人と接触しないようお願いをしたところです。保健所からの指示に基づいて翌日PCR検査を受けて、私の家族はもちろんですが、そこで関係していた方全員陰性であるということが確認されまして、ちょっとどういう状況になるかということで不安な時間を送っていたのですけれども、安心して今質問に立っているところです。

たったのそこから2日しかたっていないのですが、私が感染しているといううわさが町中にあふれていて、昨日もすごく問合せの電話がありまして、大丈夫なのかというのと、どうなっているのかというのと、あなたと私最近いつ会ったとか、なかなか厳しい問合せをたくさん頂いたところです。うわさというのはこれだけすごいスピードであつという間に広がっていくのだなということで驚きました。検査もまだしていない段階で感染しているのでしょうかという話になったものですから、いろいろなところで情報というのは変わっていったらそういうふうに広がっていくのだなということで、非常に怖さを感じたところですけれども、やはり情報がない中で不安、そこでみんな不安を持っているからこそ、僕は

こういう情報があるのだけれどもということで対策きちんとしようねということで、啓発的にもうわさということは広がっていくということで、その全てが悪いものでも何でもありませんし、それはやっぱり市民の不安の大きな表れの一つなのだろうなというふうにつくづく感じたところです。

そういったところから、るるこれまでも議論があったところですが、やはりさらなる対策をしていかなければならないというのは、これは全員共通の見解ではないかなというふうに思っていますので質問をしていきたいというふうに思います。

まず初めに、先ほどもありましたコロナ対策本部が感染症が出てから立ち上げられているというふうに思いますけれども、この対策本部で会議というのほどの程度実施をされてきたのか、実施状況について。そして、そこで何をされてきたのか、何を議論して何を決定してきたのか、まずそのことについて確認をしたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 新型コロナウイルス感染症対策本部会議についてであります。これまで62回開催をいたしまして、定例会や臨時会におきまして議員の皆様にも御議論いただいたところでありますけれども、主に市の感染症対策に伴う協議や北海道の要請内容などについて確認を行ってきたところであります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 62回ということで、私の知っている範囲では定例的に定期的に週に何回、週に何曜日何時からというふうに決まっているのが一つあるのと、そのほかに新たな課題が出たときに突発的に行われているのがあると思うのですけれども、それぞれの開催状況はいかがなのでしょう。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 2月から感染症対策本部を立ち上げて、7月までは週2回の開催、8月以降は週1回の開催というようなことで、定例と言われるのが57回、あと臨時に招集をしたというのが5回ということになります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 それぞれの内容を確認したいのですが、週2回7月まではやっていたものの、これは内容というのはどういった内容を主に会議で話し合っているのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 内容につきましては、先ほどの答弁と重複しますが、定例会、臨時会で御議論いただいた感染症対策、また北海道から公表されている要請内容ですとか、北海道から示されている感染防止対策、こういったものの協議と確認を行ってきたところであります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

幅広くコロナに関するものということなので、これには市長はもちろん副市長、それに各部長等が出席されていると思うのですが、何名ほどで行っている会議なのかを伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 網走市新型インフルエンザ等対策本部条例等に基づいて構成が決められておりまして、本部長が市長、副本部長が副市長、そしてあと部長職を構成としたメンバーで開催をしているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

それでは、定例的に行われているものは各部長以上の方たちで構成されて行われて、先ほどのような議論が、状況確認も含めて情報共有も含めて行われているということだと理解しました。

そのほかに臨時で5回開催されているということですが、この開催内容はどのような内容なのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 その5回につきましては、せんだって行われたSOMPOボールゲームフェスタに関する部分で臨時的に5回ほど招集して行ったところであります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 緊急的に対応をしなくてはならなかったということで、開催をしたのだらうということで理解をしました。これも同じように参加されている方は、部長職以上の方ということでよかったでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 このSOMPOボールゲームフェスタに関連しては、当初詳細が不明であったこと、イベントの対応といったことでしたので、イベントを所管する教育委員会に本部長、副本部長、関連本部長、これは私と企画総務部長、あと社会教育部長になりますけれども、ちょっと限

定したメンバーで当初1回目開催し、その後経過的に同一メンバーで協議をしてきて、最終的には11月18日の全体会議の中で一連の経過報告と今後の方向性を共有したところであります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。そういった形で情報共有を進めてきたということで取り組んできた内容を理解いたしましたところで。

ところで根本的なことなのですけれども、この対策本部は本部長はもちろん市長になると思うのですが、構成する部長以上をどういった、臨時的にもやられたということですが、誰がどういう権限で招集をしてどういった形で会議を、誰の進行とかも含めて、どういった形で進められているものなのか、根本的なその会議の中身を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 対策本部会議につきましては、網走市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づきまして、本部長である市長が招集しております。そして進行は副本部長である副市長が行っているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

そういった中で開催されている中で臨時のこともあると思うのですが、どうも私が聞いている限りでは何か情報共有があまりされていないように思っています。不参加の方もいれば、臨時のときにはこういう個別の案件だったので、スポーツ関係の担当の方も状況を説明に来たのか否かもちょっと聞いていませんけれども、そういった形で進められたのでしょうか、情報共有があまり進んでいないようなふうに捉えています。

そこでちょっと伺いたいのですが、その会議では議事録などで情報共有を図られているのか、またその場合はどのように実施されていて、誰々で情報共有をしているのかをお伺いします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 対策本部会議を都合により参加できない場合は代理出席がある場合もありますし、または代理出席もできず部長さんが欠席しなければならないというようなことであれば、後日資料の配付ですとか情報の伝達を事務局が行っているというようなこともございます。

また、次回会議までに必要なことの指示があれば、その旨をお休みの部長に申し送りをしたりだと

か、そういった対応をしているところがございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 情報共有の対応はわかりました。

やっぱり時々刻々と状況が変わっていくものですから、その情報共有というのが時間が前後してしまうとまた、あれ、聞いていたのと違うだとか、それで市民やいろいろな質問があったときにも、あれ、どうだったかなと、ちょっと聞いている人によっては状況違うぞとかなってくる。それがまたさらに混乱を招くというような形になってきてしまうようではいけないかなと思いますので、そこはやっぱりしっかりとすべきなのかなということで、理解をいたしました。

先ほど村椿議員も伺っていましたが、私からもあえてお伺いします。

庁舎内で感染者が出た場合、もちろん市の職員、また庁舎にお越しになる方、我々もそうですね、そういった方から感染者が出た場合はどのように対応を取るのかを伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 2月に北見市民の感染が確認されたことから、市では先ほど答弁ありましたが、対策本部を設置するとともに、職員には業務継続のために網走市新型インフルエンザ等対策行動計画を改めて確認するように指示をしております。

また、その後市の本庁舎、西庁舎では窓口のカウンターや記載台の定期的な消毒をはじめ、ビニールスクリーンや消毒液を設置するなどの感染予防対策を講じるとともに、職員に対しては勤務中のマスク着用や外勤後の帰庁時には手洗い、うがいを励行するほか、勤務時間以外でも感染防止に心がけるように要請をしております。

お尋ねの方が一、庁舎内で感染者が出た場合につきましては、保健所の指示、指導に基づいてフロアの消毒や閉鎖など必要な対策を臨機応変に講じることが基本になりますけれども、企画総務部を主体に健康福祉部や感染当該部局が速やかに連携した対策が講じることができるよう、他市のマニュアルも参考にさらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 既に第3波が来ている時点でこのことを今マニュアルがなく検討をなどと言ってい

る時点で、ちょっと僕はどうなっているのかなというふうに思ってしまうのですけれども、本来であればすぐに感染者が出た場合は庁舎、消毒のため数日閉鎖するということもあるでしょうし、誰が出入りしているのか名簿をつけているわけではないからわかりませんので、市民全員に広くどうやって伝播するのかの手法も検討されてしかるべきですし、様々なマニュアルというべきなのかわかりませんが、対応が既に用意されていてしかるべきで、それがタイムラグなくすぐに実施されなければ、これは市民の命を守るということには程遠いなというふうに指摘せざるを得ませんけれども、その点についてのようにお考えですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 感染が起きたときの対応につきましては、これまでも保健所にも随分確認をさせていただいていますが、それについては保健所の指示、指導に基づいて対応するということと言われておりますので、私たちが独自のマニュアルをつくるということは難しいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 独自の対策という意味合いというか、保健所は保健所のもちろん自分たちの職責をもって対策を講じますよね。そこはやはり自治体に対してはある程度これは守ってほしいと要請をするわけです。要請を受ける側はそれを、ではどこまでやるのかとか、そこは最低のボーダーラインで、それを超えて市民のために何ができるのか、何をすべきなのかを自ら判断して行動する。なので、保健所から指示を待っていますと言っている間にこのまま、まだ指示が来ないので感染者が出ましたけれども、市役所は取りあえず開けています、人は出入りします、それでいいのですかということをお伺いしているのですけれどもいかがですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 繰り返しになりますけれども、私たちが知見を持って感染した後の対策について講じることが難しいというふうに考えています。あくまでも保健所の指導、指示に基づいて対応するしかないというふうに考えておりますので、私たちができることは、それ以前にできる予防対策をどこまで徹底できるかということに尽きるというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。予防に徹するということになるのですけれども、であれば、こういったあらゆるケースを想定して、職員だとかそれぞれの我々議員もですけれども、感染者が出た場合にすぐにどういう行動をしたらいいのかということを事前に保健所と一時的な対策をどのように講じるかというのは十分に確認をして、保健所からの判断を待つ以前にその内容に沿って行動できるように用意しておくべきだと思うのですけれども、その点いかがお考えですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 先ほど他市のマニュアルを参考にとというふうにお話をさせていただきましたが、ここについては業務を継続するためにどういう対策が必要かという意味で申し上げた部分でありまして、あくまでも感染が起きたときに、では次にどうするかということについては、何度も繰り返になります。保健所の指示を待たなければならないというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 保健所の指示を待たなければならないということで、保健所の指示を待っているというふうになるのでしょうかけれども、その間にも感染が広がる可能性は十分にあるということは、私の先ほど最初に妻の件を言いましたけれども、5日たっているのです。5日たっているのです、保健所から連絡来るのが、その接触者との間。それまで行かないと要するに接触者の詳細たどり着いた連絡先をしっかりとそこからということに、行動には移らない、移れないのですよね、現実的に。その間に、でももちろん移動しますし買い物もしますし、いろいろなところに行くわけですから、だからできるだけ速やかに対策を講じられるように準備をしていくということはどれだけ重要なのかということになると思うのですよね。なので、そこをしっかりと意識しながらできる限りの可能性、感染が広まってしまうリスクを検討しながら既に備えておくということは、これは保健所の指示待ちといってもさっき言ったように何日も何日もかかってしまうという可能性が十分にあるということをしかりと意識して、事前に用意を進めていただきたいというふうに思います。同じ回答になると思いますので、これ以上言いませんが、ぜひともそういった形で進めていただきたいというふうに思います。

次に伺いますが、市の主催事業や市の所管する施

設、今先ほど庁舎の市の所管するということでは言いましたけれども、そのほかに例えば体育館だとかプールだとかいろいろあると思うのですが、そのほかにも福祉施設等も考えられるというふうに思います。そういったところで感染者が発生した場合の対応はどうなっているのか、これも確認をします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市の主催事業、市の施設で感染者が出た場合の対応についてであります。このことにつきましても保健所の指示、指導に基づき必要に応じた対策を講じることとなります。想定される対応といたしましては、施設の閉鎖や消毒、発生状況の把握、感染拡大の防止措置、市民への情報提供が考えられるというふうに思っております。

市といたしましては、これまで正式な情報提供がない場合は市が情報を発信することは考えておりませんでしたが、今後市の主催事業や所管施設で感染者が発生した場合は、関係機関と調整を図り、本人からの申出等に基づき、事実確認に基づき市の対応等を公表するというようなことで進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 その答弁を聞くとめちやくちやあやふやになってしまうのですよね。というのは、保健所の指示には従う、前回の例でいくと保健所は濃厚接触者はいないということで断定しているのです。しかしながら現実を、現場を見ると、明らかにハイタッチによる濃厚接触者があつたと。そこに関して今の答弁でいくと、保健所から指示はないから対策は講じないということになるのです。すごくあいまいで、何か場当たりの対応にしか取れないのですけれども、その点いかがですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 保健所の指示、指導というのは、繰り返になりますけれども、想定される対応として施設の閉鎖や消毒とか、そういった部分であって、その起きたことに対しての公表という部分で、これまで正式な情報提供がない場合は市として情報発信というのは考えてはいなかったのですが、そこは今後取り組んでいきたいというふうな答弁でございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 そこは取り組んでいきたいということは、市として独自に感染状況を保健所からではなく感染の状況を確認できる状況になれば、それ

は状況に応じて発表するという事で理解しているのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 お見込みのとおりでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 保健所が公表できない、なかなか保健所からの情報というのが個人情報やいろいろな背景からされないという中でも、市としては得た情報は発信することはあるのだと、あり得るのだということは今で確認ができました。

違いますか。違えばまた答弁をお願いします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市が公表する前提としては関係機関との調整、ここはもちろん保健所との調整も入りますし、本人等からの申出により事実確認ができれば市の所管施設、イベント等で感染者が発生しましたというようなことを公表するといった内容でございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 関係ということで保健所と本人からの申出等があればということで、となると、前回のケースでいけば保健所の管轄も違いますし、保健所はあくまでも調査しただけですし、主催者側からしか発表はなかったのですけれども、となると関係機関というところ、前回のケースでいくと当てはまらないのかなと思うのですけれども、前回のケースと合わせてみるとそこは保健所からはそういった発表はないのですけれども、最終的には発表に至った経緯はつながっているのですが、そこはどういう見解で考えればいいのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 SOMPOボールゲームフェスタの対応については反省すべき点があるというふうに思っております。

感染者が出た、網走なのか帰京してからののかというところはちょっと我々把握しておりませんが、主催者が、市も主催者というようなことになるのですが、トップリーグ機構のほうで発表した内容、そういったものを把握できるので、今後はそういった情報も含めて公表していきたいというような考えでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 そこはこれからもまだまだ議論が必要なところだなというふうには思っていますけ

れども、そういった問題があつて対策を変えてこれから取り組んでいくということですから、そこは保健所と、ということが一つ大きな前提ではあるというふうに答弁でありますけれども、そこからさらに一歩二歩と僕は進むべきだなと思っています。そこでまたちょっともう少し質問していきたいというふうに思います。

先ほどもありましたけれども、市内の事業所などで感染者が発生して、道から保健所から発表がなかったという場合ですが、事業者またはその感染者から公表しても構わないと、市のほうに連絡があった場合はどのように対応するのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 原則、保健所が北海道の行う疫学調査の中で非公表とされている情報なので、そこは市が御本人また事業所から公表しても構わないといったことであっても、なかなかそこはもともとどこで非公表としているというところで、そこは十分確認しなければならないとは思いますが、本人、事業者からの申出により我々が情報を公表するといったことは考えてはおりません。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 考えていないのですね。だから市民の間でいろいろな情報が出ていて、明らかにもう例えば貼り紙がされているとか、明らかに市民に広く感染状況が把握できている状況があつても市としては情報は発せず、そこは関与しないということではないのですね。確認です。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 そういった対応については事業者の判断によるものというふうに考えております。その状況を踏まえて我々が公表することによって…。そういった状況であっても北海道の疫学調査で非公表としているものを、我々が公表することはできないというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 公表はできないということですが、そういった形で例えば事業者側から何かしらの公表があつた、今回のトップリーグでいえばネット上で公表があつただとか、そういった場合には市として調査するだとか、そういった貼り紙をしている事業者だとかに赴いてどういう状況なのかヒアリングをするだとか、そういったことはするのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 感染者ですとか濃厚接触者等々の疫学調査につきましては保健所の役割となりますので、我々がそこを調査する権限もありませんし、調査することはできないというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 できないというのが、僕は全くできない理由がわからない、逆に言うと。全く理解できないのですよね。そこがまさにいろいろなうわさを呼んでしまっている根本的な原因だというふうに思うのです。市民の中ではいろいろな情報が、僕も情報、感染者だということいろいろと昨日はうわさになっていましたけれども、わからないから、でも片方では情報が出ているから、まさに混乱ですよ。ここをどうやって進めていくのかということが大きな大きな課題であって、仮に市が確認できていないのならば確認できていない旨だとか、知り得ている情報を逆に発信すべきなのですね。それもないので。だからそれが僕は非常に疑問でなりません。

そこにも一つつながるので質問したいのですけれども、市民との市長との懇談会とか懇話会なのでしょうか、でコロナの対策の説明の中で、情報提供が少ないのではないのかということで市民から問合せがあったことに対して、道からそう指示がされているからだ、情報提供が少ない理由はという内容の発言があったというふうに、その場にいた方から聞いています。本当にそういった道から情報提供を、情報をあんまり出すなというような指示がされているのかどうかということを確認したいのですけれども、そのような内容のことを指示されているのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現状、保健所が設置されている市以外では、何度も同じ答弁になりますけれども、振興局単位で感染者の概要が公表されます。本人の同意が得られない場合につきましては居住地等の情報が非公表となるため、市におきましては北海道から公表された以上の情報を把握することができないといった趣旨であると考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 それは感染者の情報ですよ。感染者の情報ではなくて、ここでの、もうちょっと詳しく書けばよかったのですけれども、書いている

のは、1週間に1回出していたりする市長からのメッセージ、市民向けのメッセージがどんどんどんどん少なくなって行って、情報量がどんどん少なくなっているのではないのかという問いに対してそういう答弁があったと。余計な情報を出すなと言われたのだというような話で聞いているのですけれども、私はそう聞いているのです。そこについていかがですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 そういったことはないというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 では感染者の個人的な情報だとか感染者に係る情報以外では、市民への情報提供として何ら道からはないということを確認していいのですよね。その紙面が少なくなったのは、ただ書くことがなくなったからだということの理解でいいのですよね、そうしたら。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 特に保健所が行う積極的疫学調査の中で非公表とされている情報以外は、特に出すなとかそういった指示はないものであります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 そういったものはないということなのですね。であれば、市民への情報提供について、個人情報やその感染者の特定につながらないような内容で、ほかに道から情報の提供の制限だとか、そういったことを伝えるような通達や指示とか、そういったものはあるのでしょうか。あるとすればどのような内容なのかも併せて伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 患者の情報は出さないというのは根本的には感染症法に基づくものでありまして、それを踏まえまして3月19日付で北海道感染症危機管理対策本部から新型コロナウイルスに関する患者情報等の公表と市町村への伝達について示されておりまして、我々はこの公表の考え方や対応についてこの通達に基づいているものであります。

内容といたしましては、感染者情報につきましては感染症法等の関連法令の下、感染拡大防止といった公衆衛生上の必要性和感染者等に対する誹謗中傷等が起きないための個人情報の保護、ここを比較考慮をし、本人の同意が得られた場合の内容を振興局単位で公表するといったことの内容であります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。そこは重要ですよ。個人情報につながる部分だとか誹謗中傷だとか、そこは重要なのでそこに十分留意をしながら市民が安心してもらえる情報提供をしっかりとしないといけないのですよね。感染者は出ているのですよ。出ていることは、市としては把握していないという言い方になるのかもしれませんが、そこも保健所と十分話し合っしてほしいのですけれども、感染者が出ているけれども、接触者の情報はしっかりと把握していてそれ以上に広がるおそれはないだとかの何かしらの情報発信がないと、本当に市民は混乱しますよね。その点しっかりとこれからまたさらに検討していただきたいなというふうに思います。

そこに関して1点問います。

今に関連してですけれども、今のような形でなのかどうなのかはわかりませんが、自ら得た情報を市民に対して、道からのそういった個人の情報はやめてくださいとかいろいろあるにしても、自ら市が知り得た情報の中でそういった道からの指示、指導に基づいて市民に独自に情報提供をしていくといった考えはあるのか確認をします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 感染者の情報につきましては法律に基づき北海道が調査、管理、公表しております。患者本人が非公表としている場合は独自に得た情報であっても公表できないと考えておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、公共施設ですとか市の主催するイベント等で感染者が出た場合につきましては、関係機関との調整を図りながら本人等の申出等により、そこは公表していく方向性としているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

それで感染者の情報というか個人情報につながる情報で、道内の他市で網走と同じ一般市でもホームページ内で感染者の情報、感染者のではありませんね、感染の状況等を公表している自治体があります。あるということは、事前に伝えさせていただいているので、調べていただいているというふうに思うのですけれども、またこういった地域間差があるとまた道民の混乱を招いたりもしますし、これ道の責任でもあるのかもしれない、ちょっと状況を聞かないとわからないのですけれどもね。そういった地

域間での情報の差というのがなぜできてしまうのかなというふうに思うのですが、そこについての市の所見をお伺いします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 保健所が設置されている市以外では、振興局単位で感染者の概要が公表されますけれども、本人の同意が得られない場合は北海道から公表された以上の情報を把握できない現状は道内市町村同様の取扱いだというふうに考えてございます。ただし、積極的疫学調査の中で公表に同意している場合、また地域の感染状況、これはクラスターですとかが想定されますけれども、こういった公衆衛生上公表が必要であるというふうに認められるような場合は、公表というようなことになっておりますので、こういった部分で地域間差が出ているというふうに認識をしております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 そういった形での地域間差なのですね。僕はつきり違う内容かと思っていましたけれども、つまりクラスター、いわゆる5人以上であればということと本人が承諾をしたから一部の自治体ではネット上で公表しているということで、それはつまりあくまでも保健所が承認したというか、保健所からの指示があった上でその自治体も公表しているということで変わらないということではなかったですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 お見込みのとおりでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ということは、網走市でも同様のケースになれば同様の対応を取るということで確認したいのですが、よろしかったですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 お見込みのとおりでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

次の質問に移りたいのですが、まさに僕の体験したことをちょっと質問に入れていましたので入りますが、市民で症状があつたり濃厚接触の可能性のある方がPCR検査を受けるまでにはどのような流れで、どの程度費用がかかるのか。現状での一般的な例のもとにどのように認識しているのかの見解をお伺いします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 相談等につきましては、保健所が担っておりましたけれども、11月2日以降かかりつけ医または発熱者等電話相談医療機関に相談する仕組みとなったため、医師の判断による検査また指示、案内により診療検査が可能な医療機関につながる体制と現在となっております。また、積極的疫学調査により濃厚接触者及び検査が必要と判断された場合は、保健所の受診調整により検査を受けることとなります。これらの場合は行政検査に位置づけられまして、費用は公費負担となります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 公費負担というのは初診料はかかる、中身は公費負担だということで、かかる部分は最小限だといったら変な話ですけれども、幾らぐらいだというふうに把握しているのかを伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 検査費用につきましてはお聞きするところ、3万円から4万円ぐらいというようにお聞きをしております。議員お示しのとおり、初診料は自己負担というようなことなるうかと思えます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 月曜日にPCR検査、うちの家族が受けてきたのですけれども、それ以外にもかかっているのであれと思ったのですが、ちょっと状況確認していただければというふうに思います。ちょっと僕の実際の内容とは違いましたので、確認をしていただければというふうに思います。

医療現場も緊急事態が生まれて、大変厳しい状況にあるのだというふうに思います。特に都市部、札幌、旭川では非常に厳しい状況にあるという中で、いつ網走が同じような状況になっても私はおかしくないというふうには思っています。そういった中で、やはり医師、看護師の中では相当不安とそして体力的にも対応で相当奪われてきて、厳しい状況が続いているのだというふうに思います。

そういった中で、市としてはいろいろと情報共有だとか対策について協議している場があると思うのですけれども、医師会との会議などはどのように行っているのか、どの程度行っているのかをお伺いします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 網走医師会との連携でございますけれども、網走医師会につきましては毎週

定例会を開催していることと、また月1回理事会を開催しております。市といたしましては必要に応じお願いがあったり、要望したいことがあれば、ここに出向いてお話をさせていただいて協議を進めているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 国や道のコロナの対応を見ると、どうも医療従事者たちの団体の声と現場の対応というのがちょっと差があって、なかなか厳しい状況に双方あるのだろうなというふうに伺っているところです。それで今要望等もその場で相談しているということもありましたので、何点か確認したいのですが、医師会のほうから市側への要望と要請とかそういったことはあるのでしょうか。どのような内容なのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 医師会からの要望といたしましてはやはり春先からありましたけれども、資器材の提供ですとか、その後感染症対策に伴う医療体制の整備等々について要望があり、議論をしてきたところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 その内容の幾つかは既に臨時会などで予算として計上されているものというふうに思いますが、まだまだ達成されていない部分もあるのかなというふうには伺っているところです。

逆に市側から医師会に対しての、こうしてほしいというような要望等は出されているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 コロナ対策におきましては、市が設置をしております休日夜間急病センターの運営に当たって感染状況、これは医師の派遣というような部分で感染拡大地域からの派遣というようなこともあるものですから、そういった場合なかなかこちらに出向くことができないというような状況もありますので、そういった場合に派遣医師が誰もできないので、網走医師会として何とか補填していただけないかというような御相談をしたりということなどは実施をしているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。その情報連携を密にしていっていただきたいなというふうに思いますし、感染がいつ旭川のようになるかわからないという話もしましたけれども、何かしらの想定、非常に危険な状態がいつ起きてもおかしくないという

想定もしながらより議論をしていただいて、できることはどんどんやっていくという体制を強化していただきたいというふうに思います。

その中でもし仮に市内、市中感染等が広がった場合は、民間施設を借りて宿泊療養所などの確保を早急に進めていかななくてはならないという状況になると思いますので、今はそういう状況にないという判断であったとしても、もう既にある程度の協力体制を構築して相手側とは何かあったときは使わせてくれというふうに契約といたらいいか、そういった状況にしておかなくてはいけないというふうに思うのですけれども、その宿泊療養所についてはどのような状況になっているのか確認します。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 宿泊療養施設に関するところでございますが、現在北海道におきまして、もともとは感染状況などを踏まえて北海道で宿泊療養所の開設というようなことは進めてきたのですが、全国的に感染拡大が進んでいる、また北海道においても感染拡大というようなことがございますので、現在北海道におきまして、いつでも患者の受入れが可能となるよう北見市における療養施設の運営開始に向けた準備を進めておりまして、間もなく詳細が示されると考えております。現状としては札幌、旭川、函館、帯広市、4か所に開設をされておりますけれども、3次医療圏というような考え方で北見市への開設というようなことで進んでおります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 取りあえず当面の対策ということでは理解をしました。またこれは状況を見ながらさらに検討を進めていかななくてはいけないかもしれませんし、そこは状況を見ながら適宜進めていただきたいというふうに思いますが、今のところはまず3次医療圏で早急な整備、網走としてもしっかり努力をしていただきたいというふうに思います。

いろいろとコロナに関して伺ってまいりましたけれども、やっぱり一番大事なのは私、市民にしっかりと情報提供をしていくこと、これができないから歯がゆいのだという答弁には出てきそうな空気も感じますが、やっぱりでもそこがやっぱり一番大事なのです、というふうに思いますので、そこをあえて伺いますが、市民に必要な情報はどんな情報だと考えているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 情報の共有につきましては法律に基づく様々な制限がありますけれども、今後報道等における非公式の情報を市が公式に発信することはできない場合も想定されますので、情報がない、詳細を把握していないといったことの周知、さらには先ほどから答弁が重複しますが、公共施設や市が主催するイベント行事等におきましては関係機関と調整を図り、本人からの申出等による事実確認に基づき情報の発信に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、本年9月に北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証、中間取りまとめがまとめられておりまして、先ほど言ったように、公衆衛生上の必要性と個人情報の保護といったところの公表の制限というのはあるのですが、このことに関して市町村への患者情報が不十分であり、情報発信、説明の在り方を改善すべき、また居住市町村や年代の公表のルール化を検討すべきとの有識者会議の意見がございまして、これを踏まえまして北海道におきましても今後の対応方法といたしまして、感染拡大防止対策の推進、個人情報の保護、積極的疫学調査など保健所活動への影響等の観点を踏まえながら市町村とも十分に協議を重ね対応を整理することで申しておりますので、今後市といたしましても公表の方法、内容の見直しにつきまして機会があるごとに要望してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 まさに進めていかななくてはならない最大の課題だと思っています。

今朝も多くの市民に言われました。かなり厳しく僕も言われまして、情報はどうなっているのだと、おまえ何か知っているのだろうと、感染者が出ているのだろうと。個人情報を知りたいと言っているわけではないのだから、出せる情報でいいのだからきちんとしてくれないと、どう把握していいのかわからない、どう注意していいかわからないのだと、切実な声だったなというふうに思っています。そこを早急に対策を、国全体でも進んでいっているところだと思いますけれども、市として早急に対応できるように準備をしっかりと行っていただきたい、対応をしていただきたいというふうに思います。

この項の最後に、市長にお伺いをしたいと思います。

網走市が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大

が今全国的に起きている現状の中で、今取り組むべきことは何であると考えているのか、市長の考えをお伺いします。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 お尋ねがございましたので、全般的にお話をさせていただきたいと思いません。

春における学校の一斉休業、3密の回避、マスクの着用、空気の入替え、外出の自粛、営業の自粛など様々な感染拡大の防止に向けた要請、取組への協力というものが国、道から行われてきたわけでございますけれども、これは取りも直さず医療の提供体制を確保するという観点から執り行われたものと、このように認識をしているところでございます。

振り返ってここオホーツク管内において、12月13日現在、全道で感染者の累計1万1,335人、オホーツク管内では131人、率にして1.15%の割合であります。北海道の全人口526万人、オホーツク管内人口27万3,000人、占める人口の割合は5.1%でありますから、感染率は人口当たり全道の5分の1でありまして、住民の皆さんの感染拡大防止に向けた取組の成果が上がっているものと、このように認識をしているところでございます。

その上で、全国的に感染者の増加が見られ、北海道においても集団感染が発生するなど、医療提供体制を脅かす事態が発生しているものと認識をしているところでございます。

全国的な集団感染の状況を拝見いたしますと、検査と結果が出るまでの時間を要していることが原因の一つであると考えられており、また特に重症化リスクの高い施設などは医療提供体制に影響を及ぼすことなどから、検査体制の充実への取組が必要であるとの認識であります。これらのもと、現在感染症指定医療機関と調整をしているところであり、このことは極めて短い時間での検査時間及び多数の検体を検査できることが感染拡大防止に資するものと考えており、こうした取組をすることが地域の安心を確保していくものと考えているところであります。

種々議論のございました情報提供についての取扱いございました。部長から答弁のあったとおりでございますけれども、実は北海道の各自治体でも同様の議論が行われているところでございまして、各自治体とも大変苦慮しているところと感じているところであります。これら取組につきましては、法律の立てつけが感染症法という法律がございませ

も、今さらながらであります、議員御案内のとおり、この法律は日本国憲法、教育基本法といった国家の骨格を担う法律と同様、いわゆる条文の前に前文が示されている法律でありまして、法律にとっては極めてまれな法律であるということは御承知のとおりであります。この前文に記載をされているところは、人類が感染症と多大な苦難を経験したこと、しかしそれは今なお新たな形で人類に脅威を与えていることが記されているところであります。次の段に入り、「一方我が国においては」となりますが、そこは、「一方我が国においては過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かす必要がある。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者の人権を尊重しつつ医療の提供を確保し対応することが求められる」と記されています。つまり感染症に対する法律の立てつけは、過去の差別や偏見の存在を重く受け止め、人権を尊重した上で医療の提供を行うこととされているところであります。患者の人権、つまりプライバシーの保護は本人が望まない情報は開示されないという大原則の上に人権を擁護する、その上で医療が提供されるというのが感染症法前文の趣旨であります。しかし、今回の新型コロナウイルスについてもそうではありますが、まず最初に感染者に対して適切な治療を行うことが優先されるために、人権保護という問題は実は後回しにされますまいか。ある意味この問題は我が国における人権感覚をはかる試金石ではありますまいか。そんな感じをいたしております。

さはさりながら、議員もそうではあると思いますが、私どもがこうして住民と向き合う立場の基礎自治体にいる者として、予防と治療は医療機関、保健所、そして基礎自治体であり、住民の不満を直接ぶつけられるのはこれら機関であります。こうした場合、これらの間のコミュニケーションが適切に図られることが重要な課題であり、何がしかのトラブルが引き起こされるのはコミュニケーション不足、これは説明が不適切であったり不十分な場合、また聞き手の理解が深まらない場合に起こされるものと、このように考えます。人権侵害を防止しながら適切なコミュニケーションを図った上での広報が必要なものと、このように感じているところであります。

以上であります。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時38分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

川原田議員の質問から。

○川原田英世議員 市長から答弁を頂きました。そのとおりだというふうに思います。非常に難しい問題で、情報を提供するということに対しても、またその提供量が少なければまた誹謗中傷のような新しいわさがどんどん生まれてくるという、この難しい局面ではありますけれども、やっぱりそのバランスを取りながらどうやって前に進んでいくのかだと思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

次の質問項目に入りますが、コロナ禍によって影響を受けている低所得者やひとり親世帯への支援についてお伺いをしていきたいというふうに思いますが、みずほグループの経済状況を研究する機関から講評が出ていましたが、コロナによって影響を受けている方というのはやはり低所得者の世帯の人ほどより強く影響を受けているということのデータが示されました。2月から始まるコロナ禍によって格差がより深刻化してきているという状況にあるということです。ですので、やはりそこに対して、このコロナ禍の対策としては、その低所得者またはひとり親世帯等に対してしっかりと支援をしていかななくてはならないということになるのだというふうに思います。そういった中で、もう既に何点か国そしてこの網走でも対策が取られておりますけれども、その取り組まれた対策の実施の状況についてまず確認をしたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 低所得者やひとり親世帯への支援策の実施状況であります。低所得者に対する支援は休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための緊急小口資金及び収入の減少や、失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となった場合の総合支援資金の貸付制度がございます。

令和2年11月末現在の貸付実績となりますが、緊急小口資金が76件で1,320万円、総合支援資金が23件で1,429万5,000円となっております。

なお、貸付制度を含め生活困窮における相談、申

請等の業務につきましては、自立相談支援事業の一つとして網走市生活サポートセンター“らいと”が担っておりますが、4月から11月の相談実績につきましては延べ470件となっており、昨年同期との比較で419件増加しており、この要因は先ほど答弁した緊急小口資金、総合支援資金の貸付相談によるものであります。

次に、ひとり親世帯への支援策についてですが、当市におきましては国の事業としてひとり親世帯臨時特別給付金を支給しております。実績であります。11月末現在で児童扶養手当受給者300世帯に1,965万円、公的年金の受給により児童扶養手当の支給対象外となった17世帯に91万円、コロナの影響により児童扶養手当受給水準まで所得が下がった5世帯に40万円を支給しております。また、追加給付として児童扶養手当受給者の所得が減少した102世帯に510万円を支給しております。

なお、ひとり親世帯を含めた子育て世帯への支援策として、児童手当受給者に子育て世帯への臨時特別給付金、高校3年生までの子供に網走市子育て世帯支援金を市独自の給付として支給しております。実績であります。子育て世帯臨時特別給付金は2,328世帯に3,939万円、網走市子育て世帯支援金は3,201世帯に5,017万円を支給しております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 状況はわかりました。

子育て世帯等、ある意味自動的に支援が盛り込まれているものに関しては申請なくもらえるということで、当たっているといったら変な話ですけども、対象となる方にはしっかりと給付されているのだと思うのですが、問題は申請がある部分に関して、申請して初めて対象となるというものに関しては、なかなか対象となる方も来づらいつか時間帯によってだとか、いろいろな条件があつてなかなかうまく進んでいない部分もひとつあるのではないかなと思います。そこでちょっとお伺いしたいのですが、そういった形で支援の、この支援策から漏れている世帯だとか、そもそも対象とならないような世帯が生じていないのかだとか、その点についてどのように考えているのか、市の認識を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 支援策から漏れている世帯の有無についてでありますけれども、これまで市ホームページをはじめ様々な媒体、これは市広報紙ですとかチラシ、FMあばしりなどがありますけれ

ども、こういった媒体を活用し周知を続けております。また、児童扶養手当受給者には8月の現況届の際に支給者全員に収入減少の有無を聞き取り、各種給付金の説明も行っております。さらに、今月中にはひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付の再勧奨を行うこととしておまして、申請期限の2月末まで漏れがないように対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ぜひしっかりと取組をしていただきたいというふうに思います。やっぱり市民がそういった情報をしっかり知ってもらうということ、やっぱりそういうところに何か頼りたくないと思ってしまう人というのは結構いるのですよね。でもしっかりこういった状況、通常時ではないので頼ってもらわなくては逆に困るという気概で、窓口の方も取り組んでいただきたいと僕は思っていますのでよろしくお願いします。

次に、所得の減少や失業など生活への影響というのがやっぱりこれは全ての人にあるのだろうと、所得の減少や失業に当たらなくても生活への影響という点では全ての人についてあるのだろうというふうに思います。ただ、そういった中で最もやっぱり厳しい状況にあると伺っているのは失業したというケースだと思います。コロナ禍による影響で失業してしまったという方、市内ではどの程度いるのか把握をしているのかお伺いをします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 コロナ禍における失業者の状況ですけれども、総務省の労働力調査によりますと、全国の10月の完全失業者数は215万人、完全失業率は3.1%で前月から0.1ポイントの増、前年同期比では0.7ポイントの増となっており、上昇傾向にあると伺っております。

また、厚生労働省では、労働局やハローワークへの相談などを基に、独自に新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響について1週間単位で調査しております。直近の11月30日から12月4日の調査では、全国の雇用調整の可能性がある事業者数は1,451社、解雇等見込み労働者数は1,286人となっております。なお、こうした調査は市内の状況について公表されておられませんので把握することはできておりませんが、ハローワーク網走との意見交換の中では、新型コロナウイルス感染症の拡大により失業者が急増している状況にはないというふう

に伺っております。

引き続き、関係機関との情報交換に努めてまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ハローワーク網走の状況は一番網走には適した情報だと思いますが、そこでは今のところそういった状況にはないということで理解をしているということでもわかりました。

網走の状況を見るとやっぱり一次産業がベースであるということで、そこまで急激にコロナの影響が顕著に出るといった業態はそんなにないのかなと思いますけれども、やっぱり飲食店だとか、さらには水産加工だとかそういったところではやっぱり影響はあるのだろうと思いますけれども、そこはハローワークではなかなか状況把握は難しい部分でもあるのかなというふうには思います。

ここもちょっと把握を進めたいと思うのですが、ちょっと次々質問は進めていきたいと思いますが、次に所得の減少についてはどのような状況にあると把握しているのかお伺いします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 所得の状況につきましては、新型コロナウイルスの発生による影響が今年の2月からということもありまして、なかなか把握することがちょっと難しい状況となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 なかなか把握することが難しい状況だということなのですが、何かしらの形で例えばハローワークだとか労働組合だとか、そういったところと一緒にそういった雇用の状況だとか、あと失業の状況だとかを確認し合ったりするような協議する場というのは、そういった場はないのでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 現在のところ、この問題に関してのいろいろと協議する場というものは設けていない状況となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ふだんからもそうですけれども、特にこういった状況であれば、そういった状況把握するというのは非常に重要だというふうに思っています。報道では医療関係従事者のボーナスが大きくカットされている状況も報じられていますが、網走はそういう状況にないのかもしれませんが、そのほかの業種も含めて国の出先機関であるハ

ローワークだとか労働組合だとか様々な方たちと情報共有していく、情報、実態をつかむというという意味で、状況を把握されていないのであればそういったことを進めて、しっかりと把握に努めていただきたいというふうに思います、これは要望ですけれども。

そういった状況は把握されていないということでしたけれども、現在生活に困っているなどの相談というのは何かしら寄せられているのか、このことも確認したいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 相談の状況についてであります。先ほども答弁いたしましたけれども、生活困窮に伴う生活サポートセンターらいとへの相談件数は4月から11月で延べ470件、生活保護の相談につきましては延べ78件で、月別内訳といたしましては4月13件、5月1件、6月9件、7月7件、8月10件、9月17件、10月12件、11月9件となっております。このうち申請に至ったのが35件、保護開始が34件となっております。

コロナ禍の影響で生活保護が増加しているといったことはなくて、相談、申請、開始を含め毎年度減少傾向にあります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 生活保護については状況は変わっていない、例年どおりだということに理解をしました。その状況に、生活保護という状況になる前にしっかりとサポートをしていくというのが、これまでもコロナ禍になる前から議論があったところですが、やっぱりそういった支援策もある意味功を奏してしっかりと減少傾向にあるのだろうというふうに認識をしています。

しかしながらやっぱり全体として、コロナの影響はやはり低所得者中心にあることは否めないのだというふうに私は思っていますので、ぜひとも追加の支援策を講じていただきたいと思いますというふうに思っていますが、今、市として追加の対策をぜひ考えてもらいたいと思っていますので、財源としては今まで使ってきている国からのコロナ対策臨時交付金が主に財源として使われることになると思うのですが、この交付金の状況はどのようになっているのかをお伺いします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 当市の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の交付限度額につ

いてでございますけれども、現時点で約7億4,000万円と国から示されてございます。その額に基づきまして、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金実施計画を策定をし、内閣府へ提出することになりますけれども、第1次の計画は5月29日に、第2次の計画は9月30日に北海道を通じて国へ提出をしているところでございます。また、今月最終の計画として第3次の計画を提出することとされております。また、今月8日に閣議決定がされた国の第3次補正予算案では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を1兆5,000億円増額するとあったことから、配分額は不明ですが当市へも追加交付されることとなります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 追加交付されるということで、当初は自由という記載があって自由に何でもというような感じのかなと思ったのですが、だんだんと枠ができてきたというか、コロナ対策が進んでいくに従って有効策が見えてきたからなのか、ちょっと国の状況はわかりませんが、そういった状況にありながらも枠はしっかりと確保されているのだということに理解をしました。

しっかりと網走でも対策を講じられるようにあってほしいのですが、報道だとかを見ると、果たしてこれはコロナ対策なのかというような各自治体の取組が取り沙汰されて、こういうふうにやっぱりマスクの監視の目というのも一つはあるのだなというふうに思ったのですが、網走が出てこないかなと思ってどきどきしたのですが、出てきてはいませんでした。

とはいっても、果たしてこれはコロナ対策なのか、もっとしっかりと取り組むべきコロナ対策があるのではないかなという市民の声は多く寄せられています。残念ながら私のところに来た声では、生ごみの破袋機の購入はこれはコロナ対策ではなくて、そもそも計画のミスでしょうという声が届きました。私もそのとおりだと思っています。そういったものをしっかりと市民の支援に回すべきではないかなと本当は思っているところです。そういった中ではありますけれども、臨時交付金としてはしっかりと活用していくことも、もう一つはしっかりと取り組んでいかなくてはならないことだと思います。

それともう一方で、この交付金によって当初基金を使って対策を講じた部分が基金を戻したということになりまして、その基金は当初使ったけれども元

どおりになっているということなのですが、これはやっぱりあまりにもこの状況、所得の減少だとか様々なコロナ禍の長期化などで課題が生じた場合には、この基金の活用も検討していかなくてはならないのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういった考えについて伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 市では国から財政支援についての情報が示される前の4月に、新型コロナウイルス感染症緊急対策を講じるための財源対策としてふるさと寄附基金を繰り入れることといたしました。その後新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることとなったため、第3回定例会で緊急対策に関する事業の財源につきましては、基金繰入金から国庫補助金へ財源補正をしたところでございます。財源補正をしたことによりまして、ふるさと寄附基金は従来どおりふるさと寄附基金の用途目的に応じて活用することになります。

また、今御指摘のあったことに関しましては、この後、先ほど申し上げた配分額は不明ですけれども、追加の交付が予定されておりますので、その中で検討をさせていただきたいというふうに思います。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 基金は非常に網走市の財政状況を見ると重要なのですけれども、今はそれ以上に大きな危機が目の前にあるということなので、そこはしっかりと柔軟に考えながら取り組んでいく、基金の活用も十分に検討していただきたいというふうに思います。

やっぱり生活が苦しいという声が、これはやっぱり長期化によって出てきていますので、こういった影響を受ける世帯に対してはさらなる支援をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。国も対策を講じているということで、野党が求めているものに対してようやく重い腰を上げたというふうな、僕は判断をしていますけれども、動き始めています。自治体としても独自にさらなる取組をしていく必要があると思いますが、所見を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市としての追加支援策の考え方についてでございますけれども、このたび国において生活実態が厳しいひとり親世帯の支援策、また低所得者対策というようなことが示されておりまして、今年度補正予算の予備費を活用してひとり

親世帯に臨時特別給付金の追加給付を決定したところでありますけれども、当市におきましても年内に支給をすることで現在事務を進めているところでございます。

今後におきましても、国における施策の動向やコロナ禍の影響を注視しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 国の施策のみによらず独自にも考えていただきたい。これまでも示されたように網走も子供の貧困率という数字だけを見れば、非常に国の平均よりは高い水準にあるということもあります。やっぱり困っている方が多くおられるのだというふうに思いますので、しっかりと支援の構築をお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

今、常呂、能取の境目のエリアで計画されている風力発電所の建設についてです。

非常に大きな風力発電所で、1基当たりの大きさとなると日本では最大規模で高さ150メートルぐらいになるということです。あそこにホタテの塔が建っていますけれども、それを5倍ぐらいの高さになるのかな。札幌のテレビ塔と同じ高さの建物があそこに7基あると、今の計画では建つことになっています。市内からは見えないようですけれども、天都山だとか能取岬あたりからだに見えるような形になるということです。

私自身としては自然再生可能エネルギーは重要なエネルギー、これから進めていかなくてはならないというふうに考えていますが、もう一方でエネルギーと環境というのは、これは今の私たちの世代でしっかり解決していかなくてはいけない大きな課題であり、そして環境という面、これをしっかりと考慮していかなくてはならない重大にテーマだというふうに思っていますので、自然再生可能エネルギーは重要ですけれども自然再生可能エネルギーを進めるに当たって自然を破壊しては何もならない、元も子もならないというふうに思っていますので、そこはしっかりと注視をしていかなくてはならないなというふうに考えているところです。

そういった事業者が今計画を立てていることに対して、網走市としても権限者である鈴木知事宛てに意見書を提出をしております。この意見書を見ると、そういった知事の、地理的な条件、環境面だとか生物、生態に関する事項、地質に関する事項、さ

らには低周波に関する地域への理解が得られるようにという努める事項だとか、5項目の個別的事項が記載されたものが知事宛てに提出され、また知事から関係する自治体、網走と北見になりますが、それぞれの意見書を統括して事業者及び経済産業大臣宛てに知事意見という形で出されております。

ここに書いてあること、私はそのとおりで思っています、この意見書に書かれていることがですね。この意見に記載の事項をしっかりと企業に守ってもらわなくてはならないというふうに思っています。これは最低限の私はハードルだと思って受け止めていまして、しっかりと企業側にこれを守ってもらうための取組をしていかななくてはならないと思うのですが、市としてはどう取り組んでいくのかお伺いします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 環境影響評価準備書に係る市の取組でございますが、網走市といたしましては環境影響評価書の縦覧後の令和2年4月1日付で北海道知事宛てに地域の環境影響評価に関する意見書を提出しております。この中で、事業の実施に当たりましては、環境影響の回避または低減に最大限努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては必要に応じ適切な環境保全措置を講ずることとしております。この意見書に記載したように、周辺環境に悪影響を及ぼすことがないように、今後縦覧に供される環境影響評価書の内容を確認してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 環境影響調査書の条項をしっかりと見ていくということなのだと思いますけれども、この事業のほとんどの計画は出来上がって進んでいるもので、来年度の5月には着工されていくのだというふうに思います。しっかりとチェックしていくにしても、事業は進んでいっていますので時々刻々と、しっかりとした取組を市として主体的にしていかななくてはならないというふうに思います。

道内各地で風力発電の計画がされていっています。その全てを否定するものではありませんけれども、しっかりとした自然を守ってもらうということだとか、最低限のことはしっかりと伝えていって取り組んでいかななくてはならないことだというふうに思っています、それには市、設置自治体としての意見もしっかり開始企業側に伝えていくということ

が必要で、他の町の例ではその町の首長さんの理解が得られなかったのだということとで企業が撤退しているという例もあります。それだけ地域の自治体の首長の意見というのは企業側にとっても重要なのです。ですので、そのことをしっかりと意識しながら、会社の判断ですとか、私たちはこう伝えましたからというふうに一方的になるのではなくて、しっかりと伝えるものは伝える、意見はしっかりと出す、そして報告を求める、結果を調べる、そこまでしっかりとやるべきだと思うのですが、それについていかがですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 一方的な企業への情報伝達というふうにならないようにということですが、今回のアセスメントの内容を見ますと、現地のほうにも駐在員を置くということにもなっております。そちらのほうとも自治体に情報を取りながらということも考えながら、一方的な情報伝達にはならないというふうに対応していきたいと考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。一方的にならないようにしっかりとコミュニケーション取りながら、そして状況も見て、これ出しているわけですから、これに基づいてしっかりとやってくれということを常に監視を行っていただきたいと思います。

どうしてもこういうふうになると、事業が出来上がった後に監視していくのかと思われがちなのですが、実施前から、つまり今の現在の計画の状況の中からも書いてあるとおりにきちんとやったださいねということとを事業者側に指摘、要請を行っていく必要があると思うのですが、それについてはどのような見解でしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 事業者への要請等についてはありますが、準備書に対する意見等については、国などの機関と調整した後に環境影響評価の内容が確定し、評価書の縦覧手続が進むという形になってまいります。先ほども申し上げたところでございますけれども、市といたしましては、評価書の内容を確認いたしまして施設周辺の騒音をはじめ、起こり得る生活環境の影響の変化を調査した上で、必要な事項については事業者のほうに対して要請を行ってまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 しっかり要請を行ってください。

それで今の答弁で冒頭のほうでいくと、これはあくまでも知事の権限だから知事に渡して知事からやってくれば、それで関係ないのだというようなふうにも何か、にわかには聞こえてくるのですけれども、そうではないということはさっき言ったとおりですので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと先ほどあったように、発電事業が、事業前から監視をして、そして出来上がりました。そして出来上がった後の運行中もしっかりと注視をしていかななくてはならない。低周波というのはどういった悪影響が人体にあるのかは、まだよくわかっていません。かなり昔から研究されていますけれども、なぜか風力発電による低周波の影響というのは、日本が風力を推進するようになってから除外されてしまっていて、何か影響あっても除外されているから研究しないということになっているというのは、私はこれはちょっとおかしいことではないかなというふうに思っていますが、低周波の状況だとかバードストライクの状態というのも定期的に確認をして、しっかりとその点に関しても事業者側に指摘をしていかななくてはならないというふうに考えていますけれども、その点について所見を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 事業開始後の定期的な確認につきましては周辺のパトロールを行うことといたしまして、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合には必要に応じて適切な環境保全措置を講じるように要請していきたいというふうに考えています。

また、地域住民の安心・安全な生活を守るために必要な事項が明らかとなった場合につきましても、その回避につきまして事業者のほうに要請してまいりたいというふうに考えています。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 まだわからないことが多いですね。あまりにも大きな風力施設で、必ず機械だから誤差はありますから、実際動いて回してみると軸がずれていって回ったたびに振動が発生するだとか、そういったことも考えられると思います。動いてみてからいろいろな課題が生じて地域の生活に影響を与えるということも考えられますので、しっかりとしたチェックを行っていただきたいというふうに思

います。

それとお伺いしたいのは、市街地から離れているのですけれども、さっき言ったように巨大な施設です。いろいろな影響がやはりあるのだというふうに思っています。それと同時に、市としても地域のエネルギーの生産や景観、健康への影響などの観点から市民へしっかりと伝えていかななくてはならないと思います。市からも、そして事業者からもさらなる市民への説明をしていく必要、そのことを進めていく必要があると思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 住民説明につきましては、風力発電所建設予定の周辺の住民の方々におきまして実施がされております。また、市としても、発電事業者に対しましては地域の皆様に丁寧な説明を行うようお願いをしているところでございます。

こういった中で、発電事業者の姿勢といたしましても少数のグループなど、あるいは個人であっても説明に向いているというふうにお伺いしております。現在のところ、市内全域を対象としての説明開催の予定はないと伺っておりますけれども、今後も発電事業者とは事業進捗状況など情報共有をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 今答弁いただいたとおり、しっかりと進めていただきたいと思いますので、市側にも話が聞きたいのだということで要請があれば、一人であってもということがありましたけれども、しっかりと会社側につないで説明を受けられる体制をしっかりと整えていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点。

今、国で進められている洋上風力です。ここ数日、毎日、新聞には大きく取り沙汰されています。今日も載っていましたが、かなりヨーロッパを超えるだけのエネルギー計画を持っているということで、こっちのほうでメインに進んでいくのだというふうに思います。

ということで、国土の狭い日本で考えていくと、自然環境も汚すし、わざわざそんな貴重な自然環境のあるところに造る必要はないのではないかと、ふうに私も思うところです。しかしながら、やっぱり洋上風力となるとやっぱり漁業権等の問題だとか、いろいろな課題があると思いますけれども、今

まさに最先端で進んでいるこの議論について、網走市としてどのような所見をお持ちか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 洋上風力発電は大型化、多数の設備の設置が可能なことや安定的な海上の風による発電効率がよいというふうにされておりますけれども、このオホーツク海において冬期間の流氷がどのような影響を与えるのか、また海底基盤の建設や海底送電ケーブルの敷設などが漁業にどのような影響を与えるのか、そういった知見を市では持ち合わせておりませんので、そういった中で洋上風力発電についての考えを述べる状況ではないというふうに考えております。また、そのような相談を受けていることもございません。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

海洋資源という活用ということになるのかわかりませんが、エネルギーの将来像をそろそろ地域地域でしっかり考えていく時代が来ているのだというふうに思っています、その一つがこの洋上風力も大きな可能性なのかなというふうには思っていました。しかし、それも課題が多い。今計画されているこの風力も課題が多い。自然再生可能エネルギー、一度一言で言ってすばらしいものと捉えられがちですが、やはり課題はどのエネルギーにもあるのだというふうに私は認識しています。そういった中で求められるのが、やはりエネルギーのベストミックスであることだとか、ブラックアウトも経験した北海道でありますから、エネルギーの地産地消でローカルグリッドということもこれから重要になってくるのだというふうに思います。

各地では新電力会社を地域の自治体がつくって、エネルギーを地域で回していくだとか、その洋上エネルギーで水素をつくって、さらに利活用を進めていくだとか、未来に向けた取組が既に進んできています。網走は、もし風力ができれば小水力と合わせれば4つの自然再生可能エネルギーがそろうということで、ほかの地域よりもすぐ条件はそろってきているなというふうに思います。そういった観点を踏まえて、地域としてこのエネルギーの未来のビジョンをどう考えていくのか、この考えを市長に伺いたいと思います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 地域エネルギーについてのお尋ねでございます。

前段申し上げたいと思います。

今、網走の能取工業団地には三井物産をはじめとする3か所の太陽光ソーラー発電所と、現在1号機が稼働し2号機の工事が現在始まり、再来年には3号機まで計画をされているバイオマス発電所があり、ある意味、能取工業団地は一大再生可能エネルギー基地となってきた様相を呈しております。

ありがたいことに能取工業団地につきましては、売却可能な土地がこうした再生可能エネルギー関連の事業が構築されたことにより、減少しておりますもの、方向感としては再生可能エネルギー関連について今後の展開にも期待をするところでありますので、再生可能エネルギーの企業の誘致についても今後とも取組を推進してまいりたいと、このように考えております。

また、市内には土地開発公社が所有していた遊休地を活用して太陽光メガソーラー発電所が設置され、ここ10年あまりで地域としてはカーボンニュートラルの方向に着実に向かっているものと考えております。また、風力発電事業につきましても、その立地計画が進められていることは先ほど議員から議論のあったところでございます。

再生可能エネルギーは地域の循環、つまり森・里・川・海の循環に大変よい影響を与えるものと捉えております。特に森林については、日本全体で見ますと森林の蓄積量は毎年7,000万立米ずつ増えていっております。つまり1億立米弱ずつ増えて2万5,000立米の材が利用されている。つまり森林資源が毎年増え続けている状況にあります。これは伐期が来てもそのまま山に残されているというのが現状であるということでありまして、そのまま放置をしますと荒れさせ、ネズミなどの木を荒らしてしまう動物が増え一層の悪循環になるものと考えます。その山を再生するには伐期の来たものは伐採し適度な間伐、太陽の光を当てることで山の再生があり、そのことにより豊かな里や川、そして海が再生されるものと存じます。

こうした現状を考えたときに、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの利用というのはまさに森・里・川・海の環境に大きく寄与するものであり、そのことによって温室効果ガスの抑制につながっていくものと、このように認識しております。

ただいま議員から地域の新電力会社についての御提言がございましたけれども、来年1月にはこれらについて関係者と勉強会を開きたいと、このように

考えているところでございます。

今ある資源の活用を有効に図りながら地域のエネルギーをつくり出していく方向感を持って取り組んでまいりたいと思います。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 市長から答弁いただきまして、来年の1月には勉強会をとということでありますので、このエネルギー、未来をつくっていく大きな大きな議論だと思っておりますので、ぜひとも前向きに進めていっていただきたいと思っております。

最後の質問、1点だけします。

新庁舎の建設についてです。

この中で一つ気になっているのが、市民への情報提供についてしっかりと、これからされていくのかなということ。いろいろと動きがある中で、私はもう毎月出ている市からの広報紙にしっかりと今の状況を書いていってほしいのです、どんなささいなことでも。それが途切れてしまうと、またどうなってしまったのだろうねということにもなりますし、市民の関心も薄れていってしまいますので、どんなささいなことでもしっかりと、その情報提供に努めていくということをしてほしいのですが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 庁舎整備推進室長。

○後藤利博庁舎整備推進室長 新庁舎の建設に係る情報提供ということでございますが、市の広報紙では発行までの原稿締切りが約1か月前ということでございまして、なかなか最新の情報提供という部分では使えないこともございます。現在そういうことでは市のホームページを中心に情報提供を行っております。

今後、新庁舎建設に向けては設計作業が進んでまいります。この進捗状況や導入する技術、設備、機械などの紹介は図面や写真などを使いながら市民にもわかりやすく情報を提供してまいります。また、基本設計案をお示しをできる状況になれば、市民説明会やパブリックコメントの募集もしてまいります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。それを聞いて安心しました。しっかりと努めていただきたいと思っております。逆に紙面の広報紙がそんなに時間がかかるのは逆に問題だなと思いましたが、そこはちょっと見直していただきたいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

午後3時17分休憩

午後3時27分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

山田庫司郎議員。

○山田庫司郎議員 一登壇一 民主市民ネットの山田です。通告をしてあります3点について、質問をしながら議論をさせていただきたいというふうに思っています。

今、各議員からも出ています、このコロナによって全世界も今振り回されている状況でありますし、本当にふだんの生活が大きく様変わりしているわけでもあります。ただ、いい面もまた捉え方によりますけれども、アフターコロナによってはいろいろな意味で新たな変化が生まれてきているのかなと、こんな思いもしているわけでもありますけれども、ただこのコロナによって、網走市も臨時議会を開催をする中でいろいろな対策をしてまいりました。国もそうでもありますけれども、国のこのコロナによって今年度の税収は63兆円ほど歳入として見込んでいたようですが、8兆円ほどの減収になるのではないかと、こういう話もありますし、赤字国債が100兆円を超えて112兆5,000億円程度になるという報道もされているわけでもあります。対策をすればするほどお金もかかるわけではありますが、やはりこのコロナに何としてもやっぱり打ち勝たなければ、私はならないのだろうというふうに思っています。そういう意味で、非常にコロナによって厳しい状況、そして財政的にも今、国もそうですが、それぞれの地方自治体も私は大変な状況を今迎えていますし、来年、再来年のほうがまだ厳しいのかなという思いをしている一人であります。

そんな状況の中で、まずお聞きをさせていただきたいと思っておりますが、令和2年度の決算見込みについてお伺いをしたいと思っておりますが、今年度はそんなに市税を含めて落ち込まないのかというふうに思っていますが、ただコロナの対策によっていろいろな税に対しての対応をしてきた経過がございます。そういう意味で、市税の収入見込みやいろいろな手数料、使用料等も含めて公金の収入があるというふうに思いますが、その辺を含めて決算見込みについての答弁を頂きたいというふうに思っています。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 最初に市税全体の収入でございますけれども、令和2年11月末現在で前年同月と比較した場合、調定額で約9,820万円、収入額で約5,820万円のマイナスとなっております。収入額のマイナス分につきましては、新型コロナウイルス関連で徴収の猶予を行っている約5,090万円を含んでございます。

そうした新型コロナウイルス関連で徴収の猶予を行っている分を除くと、市税収入率は前年同月を若干上回って推移をしておりますが、新型コロナウイルスの今後の状況が見通せないことから、現時点で市税収入決算見込みをお示しすることは困難な状況でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で地方税を徴収猶予をしたことにより減となる市税額について、新たに創設された猶予特例債という地方債を発行することで、今年度一時的に減収分を補填することができることとされたところでございます。

また、使用料、手数料につきましては、国の緊急事態宣言を受け、4月18日から市の感染予防対策として公共施設を休館したことや各種大会、催し物の中止や延期、規模の縮小などによりまして、文化施設や体育施設などの使用料が前年度同月比で3割から5割程度落ち込んでおり、下半期も感染拡大が続いていることからこの傾向が続くと認識をしております、そのほかの使用料、手数料は大きく減少することはないというふうに考えております。

なお、大きな減収が見込まれる使用料につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も検討をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 今お話を頂きました。

使用料、手数料はイベント等も含めてですが、これが中止になるということは歳出の際も減る可能性もあるわけですから、単純に歳入だけでの比較ということにならないのかもしれませんが。

今お聞きをしますと、今年度についてははいよいよ特例債の措置も含めて、ある程度は戻ってくるような状況もあるようですから、そんなに大きく歳入が穴を空けて大変な状況になることはないのかなというふうにちょっと思いたいというふうに思いますが、それで財政調整基金とか減債基金等あるというふうに思いますし、先ほど議論の中でふるさと基金についてもちょっとお話がありましたけれども、こ

の基金等について今年度の残高といたしますか、どの程度残る見込みなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 財政調整基金及び減債基金などの一般会計の基金の残高見込みについてお答えをさせていただきますと思います。

予算といたしましては、基金全体で約11億7,000万円を取り崩し、約7億5,000万円を積み立てることとしており、基金残高は約4億円減少するとしております。

現時点の見込みといたしましては、ふるさと納税による寄附金の申込み状況も好調であるため、基金残高の減少幅は予算で見ている約4億円よりも少なくなるというふうに見込んでおります。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 ふるさと納税、本当にそういう意味で、金額を聞いていませんが好調という今お話を受けました。非常にありがたい話でありますから、そういう意味でこの基金を含めてですが、そんなに新たに取崩しをして歳入に充てて令和2年度の決算について乗り越えなくてはならないと、そういう状況ではないということと考えてよろしいでしょうか。そんなことを含めて、コロナの感染症による影響も非常にあるのだというふうに今年度の場合あるわけですが、令和2年度の決算見込みについて全体的な考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 令和2年度の決算見込みについてでございますが、新型コロナウイルス感染症による影響も含めた歳出の状況にも触れたいと思います。

今定例会に上程をしている補正予算も含め一般会計の予算現計は310億円を超え、前年度からの繰越予算も含めると約371億円と過去最大の予算規模となる見込みです。ですが、平年の220億円程度の予算規模を超える額は国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業や国の補正や有利な財政措置を活用した事業によるものですので、事業規模は大きくなりましたが財政負担を考慮しつつ事業を進めているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 わかりました。

決算については5月の出納閉鎖を終えてしっかりした確かな数字が出てくるというふうに思いますが、今は見込みということで全体、今までかつてない金額ですけれども、約370億円程度の一般会計ということもお話もありました。ただ内訳としては、やっぱりコロナ対策によって異常な金額が増えてきているのだというお話でありますから、網走市の令和2年度の決算見込みとしては基金を多額また繰入れしながら何とか乗り切らなくてはならないとか、そういう状況ではないということをご自身ちょっと確認をしていきたいなど、こんなふうに思います。

それで、この令和2年度の決算をベースにして来年度の予算編成をまたしていかなければなりませんし、既に具体的な予算の作業は進められているのだというふうに思っています。

それで、令和2年度の税収よりは今年の所得によって来年の税収が決まってくるわけでありまして、地方譲与税も含めてですが、来年の税収の見通しについて、市としてどんな考え方をもちながら予算編成に臨んでいるのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 現在、令和3年度市税歳入予算作成に向けて、法人市民税につきましては主要な法人の決算状況の把握や、個人市民税につきましても事業所などへの事前調査をお願いしている状況でございます。また、令和3年度は固定資産税の評価替えの年度に当たることから、こちらにつきましても現在精算精査中でございます。

このことから、令和3年度市税歳入の見通しをお示しできるのは例年どおり2月中旬以降と考えております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 今説明があったように、具体的には2月中旬頃にならなければ、ある程度お示しができないと今お話であります。

誰が考えても、今年のこのコロナによってただ網走市の産業体系といいますか、支えていただいている体系ですけれども、やっぱり一次産業の農業、漁業、林業を含めて、ここが安定していれば非常に網走市というのは安定した財政運営がある程度税収的にはできるのだろうと。それとやっぱりまだ公務員の構成がやっぱり多いということも含めて、非常にそういう意味ではプラスの部分というのは多くあるのだろうというふうに思いますが

も、来年はやっぱり今年の所得が減ることによって税収は落ち込むというふうに私自身は思っています。来年よりは再来年のほうがまだ厳しいのかというような思いもございますけれども、この税収の落ち込みの推測も含めて頭の中にあるとすれば、当然税収で穴が空いた分は地方交付税で埋めてくれるのが地方交付税のあるべき姿なのでありますけれども、国は総務省が財務省に上げた概算というか要求の考え方として、地財計画については前年度である程度確保しながら臨時財政対策債を約2倍ぐらいにするという総務省の考えがありまして、最終的に財務省が何と言うかひとつありますけれども、そういう状況を含めて、地方交付税または臨時財政対策債の国の見通しがはっきりしていませんけれども、そういうこともトータルで税収と考えたときに、来年度の予算編成に向けての歳入の部分というのはどういうふうに考えているのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 地方交付税及び臨時財政対策債の見通しについてでございますが、総務省は令和3年度の地方財政につきまして、一般財源総額を令和2年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしております。

地方交付税につきましては前年度から4,000億円減の16兆6,000億円、臨時財政対策債につきましては3.7兆円増の6.8兆円との仮試算が示されたところでございます。

地方交付税と臨時財政対策債合わせた実質的な交付税額は、前年度から3.3兆円増と大幅に伸びておりますが、地方税及び地方譲与税が3.6兆円の減と見込まれていることから、ほぼ前年度と同程度の一般財源と認識をしているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 今説明いただきました。やっぱり臨時財政対策債ということはこれは借りなければ来年は大変ですか、その辺どうですか。基金を繰り入れて何かやるとか、歳入的な部分での特徴的な来年度の予算編成というのは何か考え方ありますか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 交付税の振替というふうに考えておりますので、有効に活用させていただきたいというふうに思っています。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 基金を改めて予算の歳入にある

程度多額の部分を歳入として計上しなければ、予算上が成り立たないというような状況というのは、大体例年幾らか基金を切り崩して当初予算には入れていますけれども、最終的にはそれを使わなかった場合も報告として決算としてあるのですけれども、とりあえず来年もその辺はどうなのでしょう。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 基金繰入れにつきましては先ほども御説明したとおり、例年4億円程度の繰入れを行っておりますので、予算上は同じような繰入れになるかというふうに考えております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 わかりました。

やはり基金を少し、少しといいますか、約4億円程度という今お話ですけれども、歳入にそれを計上することによって歳出がやっぱり成り立ってくるというような予算に例年どおりの流れで行けるだろうと、こういう今答弁頂いたというふうに思っています。

それで、本当にこのコロナが残された3月までの間にどういうふうになってくるかということもひとつわからない部分の不安要素もひとつありますけれども、今聞きましたように、決算見込みとこれからの財政の部分もしっかり見極めながら、まず令和3年度の予算について今作業をされているのだというふうに思います。

それで、後ほどまちづくりの部分でもちょっと議論させていただきましても、よく言われるのは、2022年、23年ぐらいまで、このコロナによる経済の影響を含めて、元に戻るにはまだ二、三年かかるのではないかという、そういう議論もあるわけでありまして、そうなりますとやっぱり二、三年の先を見据えた網走市のやっぱり財政なり予算の在り方ということも考えていかなければならないだろうというふうに思っていますし、予算編成の中で市長がコロナの関係も含めて基本的な考え方を全課の部分に示したということも新聞報道等も出ていましたけれども、この厳しくなるだろうというふうに、ならないほうがいいのですけれどもなるだろうという推定の中で、令和3年度の予算編成についても今中身について大体お聞きしましたけれども、その後のことも何か考えているのかどうか。10年、20年のことは考えられませんが、二、三年後のことも含めた予算の在り方ということに何か考え方があればお聞きしたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 令和3年度の予算編成の基本的な考え方になろうかと思っておりますけれども、新型コロナウイルスの影響につきましては見通せないところがございまして、予算編成の基本的な考え方につきましても、「新型コロナウイルス感染症への対応」、それから2つ目には「人を育み、人にやさしいまち」、3つ目に「活力あふれるまち」、4つ目に安全・安心なまち」の4つを重点施策として位置づけております。

感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症への対応と疲弊する地域経済の活性化に注力していくことに加え、情報化社会に対応した新庁舎の供用開始に向けてデジタルトランスフォーメーションを推進していくことを基本に、ICT技術を積極的な活用に取り組むことの端緒としたいというふうに考えており、具体の事業につきましては今後の予算編成の議論の中で整理をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 いずれにしても、歳入を増やすということになっても独自で何か事業をやってお金をということには、もちろん自治体ですし当市の場合はそれは難しいという話でありますから、国の動向を見ながら、歳入についてやっぱり適当な確かな金額のやっぱり設定をしながら、それに合わせたやっぱり歳出を考えていくしかないのだろうというふうに私は思うのです。そういう意味で、今後の考え方も含めて、これはもう毎回議論していて基本的に相互認識していることでありますけれども、よく言われるアクセルとブレーキの話というのは必ず出ますけれども、やっぱり上手にブレーキを踏みながらアクセルを踏むときにはどっと踏みながらという話が出てくるので、非常に厳しい状況がひとつここ二、三年で終わっていただくよう私は願いたいわけですが、そこを見据えながら来年の予算編成、そしてその後の予算の在り方も含めて、ぜひ考えながら進めていただくことをお願いをさせていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目に移りたいと思いますが、今財政の議論もさせていただきました。そして、昨年度までは起債の部分も非常にですね当時五百三、四十億円あった金額も300億円台になって、これに臨時財政対策債とかいろいろなものをトータルで考えたときには、私は相当な目減りをしてきているのだろ

うと、こんなふうと思います。

それで、庁舎の問題のときにも議論をさせていただきましたが、財政はある程度いい形で今動き出しているのだということをおも理解をされている一人ですけれども、庁舎を建てる時にその心配はないのかということも議論を尽くさせていただきました。

それで、これからまちづくりをやっぱりしていくわけでありすけれども、庁舎を建てる場所が決まりました。先ほどもちょっと市長のほうから御答弁がありましたけれども、令和3年度に基本設計、実施設計を終えて、令和4年度から建設に入るという計画になっていますから、この庁舎、新しい庁舎が建つことによって、ここをやっぱり中心に核にしてまちづくりというのは今後進むのだろうと、こういう議論をさせていただいています。もちろんその根っこには総合計画がありますし、都市マスタープランもその基本になっているのも私も十分理解をしています。そういう意味で、今公共施設が数多くあります。公共施設の統廃合の計画の関係でいえば、公共施設等の総合管理計画の中で約450施設があるというように書かれているわけでありまして、これは道路、公園、橋梁、いろいろな上下水道を含めた建物も含めたトータルの公共施設ということであれば、約40年かけたとして2,750億円のお金がかかるだろうということを計画書の中にはうたっているのです。40で割り返しますと約70億円まで1年間いきませんが、68億円ぐらいのお金をかけなければこの管理計画は成就しませんという計画になっているのですが、今度これをやっぱり庁舎が建つことによっていろいろな意味での、全てのものを具現化するのには難しいですけれども、やはり今ある計画をどんどんどんどん細切れをしながらでも実際いつまでやる、これはここまでやるというやっぱり計画をこれから持っていかなければならないというふうに私自身は思っています。そうでなければ財政の裏づけも考えられないというふうにも思いますので、ぜひこれからのまちづくり、新庁舎を基軸としたもちろんコンパクト化ということを目指すのだろうというふうにも思いますが、その具現化について今の段階で何か考え方があればお聞かせをいただきたいと、思います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 新庁舎を基軸としたコンパクトな計画の具体化についてでございますが、都

市計画の観点から申しますと、コンパクトなまちづくりの基本的な考え方は人口減少や空き店舗などの増加により、都市のスポンジ化が懸念される中、住宅地等を拡大していくのではなく、市街地内の利用されていない土地や空き家等を効果的に活用して生活に便利なまちづくりを行っていかうとするものでございます。その上で、網走の20年後の将来を見据えたコンパクトなまちづくりを一歩進めるために立地適正化計画の策定を現在行っているところでございます。

立地適正化計画における将来都市像とは第6期網走市総合計画の将来像である「豊かな自然にひと・もの・まちが輝く健康都市」と網走市都市計画マスタープランのまちづくりの理念である「自然を慈しみ心豊かに市民が集い、オホーツクの文化を創造するまち」の理念を引き継ぎ、「豊かさを実感できるまち」「人と人の交流があふれるまち」「自然を守り育てるまち」を目標に設定し、持続可能な都市づくりを進めていかうとするものでございます。

新庁舎予定地は網走市都市計画マスタープランにおける都市拠点と位置づけられておりますが、都市拠点の具体的なまちづくりの基本方針としては、公共施設の再編や民間開発により行政機能をはじめ商業、業務、医療、福祉、文化、交流、観光、宿泊などの多くの都市機能をさらに誘導し、魅力的な都市環境の整備を網羅するものと考えております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 今、部長から答弁頂きました。

まちづくりの考え方ということですし、今お聞きをしますと、やっぱりそこが立地適正化計画がそのこれからのネックになっていくという考え方よろしいのですか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 まちづくり、都市計画の観点から申します都市計画マスタープランと、今現在策定しています立地適正化計画に基づいてどのようなまちづくりをするかというのは、この計画の中でいろいろ考えていきたいと考えております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 私が議論したいのは、やっぱり長いスパンでまちづくりをどうするかという考え方も大変大事です。そういう意味では、総合計画やマスタープランというのはここは根っこになってくると思うのですが、総合計画も10年たてばまた見直しもかけていくわけですし、当然人口がどうなってい

くか、まちの体系が、産業構造がどうなっていくか、いろいろなものもトータルで考えて10年に一回総合計画は見直すわけですけれども、ただ今説明があったように、そこをベースにしながらも今、もうちょっとしたら1年たつのかな、2年かけて立地適正化計画を今作業中だというふうに私も認識しています。これが出来上がったときに、これからのまちづくりのやっぱり具現化、具体的なある程度の方向が部分的にでも見えてくるのかどうか、そういう意味の立地適正化計画なのか、そこをちょっとお聞きしたいのです。

**○井戸達也議長** 建設港湾部長。

**○吉田憲弘建設港湾部長** 先ほども申しましたとおり、具体的な、今回今策定しています計画につきましては具体的なまちづくりの基本方針ということで今現在作業を進めておりますので、その後の施設等の再編とかそういうのはまた別な、先ほど議員がおっしゃられていました網走市公共施設等総合管理計画等に基づいて行われていくものだと考えております。

**○井戸達也議長** 山田議員。

**○山田庫司郎議員** 私は来年から再来年からもう実際に具現化して、そのとおりに乗かって実施をしていけという意味ではなくて、令和4年からまず庁舎が建ちます。それを建てて1年ちょっとかかるのだと思いますが、そこからまた新たなスタート、まずなるわけですね。その後をそこを中心としたまちづくり、マスタープランもあります、総合計画も確かに基本的な考え方としてありますけれども、それをやっぱりこれからどうやっていくのだと、先ほど話があったように、医療の関係はどうしよう、福祉の関係はどういう形でやっていこう、そうしたらそれぞれのゾーンをつかって別々に福祉ゾーンです、教育ゾーンですと分けていくのがいいのか、いろいろな議論というのは出てくるのだと私は思います。だから昔、45年頃からですけれども、つくし団地をつくった、潮見団地をつくったというのも当時の網走市のまちづくりです。団地を遠くにつくることによって、町場と結ぶ中で駒場が発展をした。潮見と桂町、台町の間がどんどん広がっていったということはひとつまちづくりの意味でありますけれども、今その方式がいいかといったらそれはもう私はなじまないというふうに思いますから、これからやっぱりまちづくりというのはどう考えて、どうしていこうかということを、港湾建設部長が答えていただきま

したけれども、私はぜひ福祉の立場ではどういうのがいいのだろう、医療の立場ではどういう形がいいのだろう、そのときに学校は今度再編するときどういう配置をしていこうかと、やっぱりそういういろいろな総合的な判断をしながらまちをつくっていく。人が住み着いたからそれに合わせてまちづくりするのも一つの方法としてありますけれども、やっぱり人を動かしてまちをつくっていくということを私は考えなければならぬかなと思っている一人なのですが、それで今求めたいのは、具現化をぜひ考えて、庁舎が建った後、何をどうしていくのだということをもまず、そこをやっぱり目標としてつくってほしい。だから、そのときに耐震化の問題でなっている、急いでやらなければならない、西庁舎は新しい庁舎が建ったときに、今のこの庁舎を含めて解体するときに一緒にすると思いますから、西庁舎はいいですけれども、あとは体育館、市民会館、それと消防の本部をどういう形でこれからまちづくりの中で配置をしていくかということも考えていかなければならないだろうというふうにちょっと思っていますので、ぜひ来年から、はい、わかりました、こうしていきますということでなくて、立地適正化計画がそのやっぱり核になって動いてくれるように私は期待しているのですが、もしそれがそうでないのなら違うものをきちんとして持っていかなければならないと思いますよ。コロナの対策本部も必要ですけれども、これからのまちづくりのこともちょっと広域で、エリア広げる中でいろいろなやっぱり部門が集まって、こういうことをしようということをやったり議論していく場が必要だというふうに思うのですが、その辺どうでしょうか。

**○井戸達也議長** ここで申し上げます。

やがて間もなく定刻になりますけれども、会議時間を延長しますので御了承願います。

一般質問を続行します。

山田議員の質問の答弁。

建設港湾部長。

**○吉田憲弘建設港湾部長** 今後立地適正化計画の中で都市機能誘導区域や住居誘導区域などを設けて、極力コンパクトな、それで公共交通を含めたまちづくりを行うような計画にしますのでけれども、その中でこういう誘導区域を設定した中でどのような施設が必要かとか、そういうことはこれからの議論とするところでございます。

**○井戸達也議長** 山田議員。

**○山田庫司郎議員** いや、その旨はわかりました。

ぜひですね、まず立地適正化計画があと1年かかる中で出来上がってくると思います。それで今、部長言われたように、この立地適正化計画は要するに誘導型という形で、こうしてくれませんか、こうしていただけませんかという話になるという方法だという話も聞いていますし、こういうふうにしたいという場合も許可ではなくて届ければできるという話もちよっと聞いています。そういう意味で、今、都市計画がかぶっている町が一つありますから、網走市は。このエリアをコンパクトにするために縮めていけという議論は、もう既に張りている人たちがいますから、ここは相当難しくなるのだと思いますけれども、やっぱり立地適正化計画がこれからのまちづくりにとって非常に大事なのだという位置づけもしていただいて、委託費も出して業者の方に苦勞して出してきていただけるのだというふうに私は信じていますから、しっかりとこの計画を私は練り上げていただいて、この後のまちづくりの議論の基本になるというふうに私は思っているのですが、その辺は間違いありませんか。

**○井戸達也議長** 建設港湾部長。

**○吉田憲弘建設港湾部長** そのとおりでございます。

**○井戸達也議長** 山田議員。

**○山田庫司郎議員** ちょっと力説し過ぎたかもしれませんが、市長も3期目の、2年目の今度予算ですね。来年は今度は折り返しの予算ということでひとつなっていくのだと思いますが、私もそうですが、10年後、20年後のまちづくりに口を出すのがいいのかどうかのそういう立場も私自身あるのです。これからの若い方たち含めて、いろいろな意味で関わっていくということがやっぱり私は大事だと思いますが、やっぱりその起爆剤となる、やっぱり何か方向をきちんと市が持たなければ、私は議論が進んでいかないし、はい、こういう補助金がありましてここからもらえますからこれを建てますということではなくて、やっぱりある程度きちんとした計画を持って、そして5年後にはここは何とかしていきましょう、10年後にはこういうふうにしましょうということきちんとやっぱりこれからは、考えているのだと思いますけれども、やっぱり具体化、具現化をぜひ形としていただくことをお願いを申し上げたいというふうに思います。

それで、4時もう過ぎましたから、最後の質問を

させていただきます。

今、道内で核のごみという表現がいいかどうかですが、高レベル放射性の廃棄物の受入れの関係で、本当に大きな議論が今起き上がっているわけであり

ます。  
確かに、東日本の大震災によって福島原発がああいう形になりました。原発は間違いなく安全ですという神話があそこで崩れたわけでありすけれども、いまだやっぱりエネルギーの問題は私から言わせれば、それを理由にしながらやっぱり原発がまた再稼働しているということを非常に私は残念に思っている一人なのです。そういう意味で、原発は将来なくすという意味も含めて、もうこれからは稼働しないということをやっぱりぜひ国を含めて持っただきたいなど、こんな思いをしている一人なわけでありすけれども、そんな中に、自治体の財政も非常に厳しいからということが根っこにあるのかどうかは私もわかりませんが、道内の2つの自治体が文献調査に手を挙げたと。報道等では過疎を取るのか核を取るのか、こんな言い方もされていすけれども、私は首長は首長で大変悩まれた末の判断だったのだというふうに思いますけれども、この2つの自治体、手を挙げたわけでありすし、近隣の自治体が今新たな動きをいろいろな意味でしているわけでありすけれども、この2つの自治体が手を挙げたということに対して、当市としてどんな見解をお持ちか、ちょっとお伺いをさせていただきますと思います。

**○井戸達也議長** 市民環境部長。

**○酒井博明市民環境部長** 道内2つの自治体の文献調査の実施についてであります。詳細につきましては承知しておりませんので、意見を述べる立場にはないものというふうに考えております。

**○井戸達也議長** 山田議員。

**○山田庫司郎議員** 確かに自治体それぞれ独立性を持ってやっているわけでありすから、網走市が2つの自治体にこうだ、ああだという立場ではないということは私も十分理解をさせていただきます。

ただ、北海道、道内の一つの自治体として、今道の条例の中にもこういう核のものについては持ち込まないという道条例も、2000年だったと思いますが、条例制定をしているわけでありす。それで、今の鈴木知事もその自治体それぞれの首長と会って、ぜひ計画については断念をさせていただきたいと要請も含めてしているわけでありすし、先ほどお

話ししたように、近隣の自治体や議会も含めてぜひ反対の意見書なり決議もされているように、毎日のように報道がされているわけであります。

それで、今回のこの件について、NHKとか道新もだったと思うのですが、私の記憶がどここの何月何日の報道によって、アンケート結果ということではっきり言えないのが非常に申し訳なく思いますし、そんな立場で質問しているのも大変申し訳なく思いますが、間違いなく道新やNHK等が各自治体、道内の自治体にこの核のことについてどうかというアンケートを取っているというふうに思います。それで、網走市もそれに対して答えをしているというふうに思いますので、ぜひどういう見解を持ちながらどういうふうにそのアンケートの問いに対して答えたかお聞かせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 道内自治体へのアンケートの回答についてでございますが、今回この2つの自治体が判断されたことにつきましては他の自治体が判断されたということから、本市としては答える立場にはないということから、特に答える立場にはないという視点での回答をしているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 そういう意味ね。例えばアンケートは網走も適地になって、公表の中に適地になっているのです。そうですよね。ですから、そのことに対して網走市はどうですかという質問もなかったかというふうに思っているのですが、その辺の回答はありませんか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 議員おっしゃられる科学的特性マップでの網走市が適地とされているということの意味であろうかと思えますけれども、網走市としては文献調査への応募への考えは持ってございません。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 いや、設問もいっぱいあったのかもしれませんが、今改めて網走としては議論としますか、議論するとか、誘致については今考えていないと、こういう回答をしたということですから、それで理解をさせていただきたいと思います。

この間もちょっと余談になりますけれども、余談ではなくて関連がありますけれども、高知の東洋町というところが過去に手を挙げて、町長選挙で反対

の町長が当選して文献調査に入る前に国に断った経過があるのですが、ここの町長も言っていました。国は例えば文献調査で最高20億円もらえますと、そのために手を挙げて概要調査のときは、はい、できませんというふうに本当に引けるのかと。法的には引けるといいますけれども、国がやっぱり大事な税金使って動き出したときに、もし簡単に文献調査で手を挙げて何億円かお金もらったとしますよね。それで、概要調査のときにやめると、それが通るのなら適地になっている自治体みんな手を挙げたほうがいいですよ。お金もらって概要調査でやめればいい、極端なこと言うんですよ。そういうことにはならないから、国はやっぱり頭かじったら離しませんよ。そういうこともやっぱり考えて慎重にやっぱり自治体の人たちには私は動いていただきたいし、道の条例もあります。ぜひ、網走市は今そういう考えがないということをお聞きしましたので安心をいたしましたけれども、ぜひ全道的な部分も含めてこの2つの自治体の動きをしっかりと見極めていきたいというふうに思っています。そういう意味で、原子力発電の発生する高レベルについてお聞かせを頂きました。

以上で、決算の見込み、その実績も踏まえた予算編成、予算編成も私は大変だと思います。ぜひ、職員の皆さん御苦労されると思いますけれども、御苦労の中でぜひいいものを生み出していただくことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○井戸達也議長 栗田政男議員。

○栗田政男議員 一登壇一 時間も押していますし後の予定もあるようなので、手短にお聞きをしたいと思います。

まずは、いろいろな議員からコロナ関連のお話があり、お互いに本当に苦労している様子を見させていただいていますし、私たち議員は役所に結構来ていますし、皆さんがどういう対応をしてどういうことをやっているか、行動は全部見えてくる立場ですね。残念ながら市民の皆さんにはそれがよく見えていないという、そこのちょっとずれがあるのかなというように私は議論を聞いていて感じました。それは埋めなければいけない大切な部分ではないかなと思うので、それについて関連する部分でお聞きをしたいと思います。

9月の3回の定例会でも同じような質問をさせていただきましたが、残念ながら3波の波というのは非常に脅威、猛威を振るっている今状況です。旭川

の医療崩壊も当然のごとく皆さんも当然御存じだと思えます。本当に大変な状況になってきたのだなというふうに思えます。

そういう意味からも、当市においていろいろ議論の中でもまだその状況にはないということですから、非常にこれは幸いだなというふうに思っていますが、それはいつ来てもおかしくない状況であるのは事実であろうかと思えます。そういう対策も含めてしっかりと、ここでしっかりとものを考えないと大変なことになってしまう、そういう決意を持っていただきたいなというふうに思えます。

まずは、これも9月にお聞きをしたのですが、そのときに検査体制、ぜひとも強化して市民の皆さんがしっかり安心を、安全を確保できるような体制を取ってほしいということで、いろいろな情報では少しずつ整備をされて当市においてもかなり進んでいるのではないかという話なのですが、その辺の今の現況についてお伺いしたいと思います。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 現在の検査体制についてであります。感染症指定医療機関以外におきましても検査を実施、または検査を予定している医療機関があると伺っているところであります。また、発熱などで感染が疑われる場合の相談につきましては、これまで保健所が担い受診調整などを行っておりましたが、感染症に伴う発熱等患者の相談と受診の方法が変更され、11月2日以降かかりつけまたは発熱者等電話相談医療機関に相談する仕組みとなったため、医師の判断による検査も行われておりますし、また検査ができない医療機関においては医師の指示、案内により、診療検査が可能な医療機関につながる体制となっているところでございます。

また、新たな取組として、網走市内の医療施設等におけるクラスターの発生につきましては、医療提供体制を逼迫させるおそれがありますことから、施設等で陽性者が判明した場合は関連する利用者、従事者等に対しまして迅速な検査の実施により感染拡大を最小限に食い止める必要がありますが、現行の市内医療機関における体制では検査数に制限がありますので対応の遅れが懸念されるといったことがございます。現在、感染症指定医療機関との調整により安定的な検査体制の拡充を進めているところでございます。

**○井戸達也議長** 栗田議員。

**○栗田政男議員** 確実にそういう対応は進んでいる

ということなのですが、それでも十分ではないと思えますし、原課のほうではかなり踏み入って一生懸命議論していると思うのです。そういう情報もしっかりと市民に伝えてほしいと思うのです。そういう行動があるかないか。多分、多分ですよ、僕は現場は見ていませんけれども、やはりすごい御苦労されて折衝しながら進めていらっしゃる。当然お金も絡む話ですから、そういう折衝がないわけがないので、やっというので、ぜひともそういう、こういう進捗状況もやはり市民にしっかりと情報として、では1か月後にはこういう体制になっているよということで安心感を与えてほしいのです。

本当に今不安でいっぱいな市民が大変多いです、網走は。本当に近くにそういう話はないのですが、先ほど来、出ているように、いろいろな無責任な情報が拡散しているというのが現実として今あるのです。そういったことを抑えるためにもしっかりとした真実の情報をしっかりと市民に伝えるという努力も僕は必要ではないかなというふうに思えます。

クラスターについて出たのでお聞きしたいのですが、網走でもシクラスターのものが1か所でも発生したならば、議論の中を聞いていますと、北見のほうに搬送してそれが宿泊所になるのか、病院になるのか別にして対応をしていきたいということなのですが、そういう認識でよろしいのですか。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 万が一クラスターが発生した場合には、やはり保健所の指示、指導に基づいて対応するというようなこととなります。また規模が大きければクラスター対策班といったところが網走に来られまして、適切な対応を行うというふうに考えております。患者につきましては、指定医療機関もしくは北見で運営開始が予定されている宿泊療養施設ですとか、自宅療養も含めて様々な対応がされるというふうに認識をさせていただきます。

**○井戸達也議長** 栗田議員。

**○栗田政男議員** 本来は当市にもそういうものがあればいいのですが、やはり地方都市なのでなかなかその例えば宿泊所を用意しても、それに対する医療体制の確保が多分厳しいという現実がありますので、隣の町の北見市のほうにお願いするというのは適切ではないかなというふうに思えますし、そういう中で保健所からいろいろな指導が来るお話が出ていました。僕はそれではやっぱり遅いと思うのですよ。やはり今の段階から協議して、クラスターがも

し発生した場合はこういう対応をしましょうねと、お互いに協議して話し合いをしていないと、いざ、なりました、場当たりの私たちが指示に従いますというような対応で網走市は自治体として対応するというのは、僕はいかがなものかなと思うのですが、その辺の見解をお伺いします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 網走市が対応する知見などもなく、やはり北海道、保健所の指示、指導、様々なケースがあると思われましても、なかなか我々ではその対策を想定することもできないです。もちろんそういった場合の保健所に対する相談というものはあるかもしれませんが、やはりクラスターが起きた際に保健所の指示、指導に基づいて我々是对応していくというようなことで今考えているところでございます。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時21分再開

○井戸達也議長 再開いたします。

一般質問を続行します。

健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 先ほども答弁したとおり、保健所の指示、指導といったこともありますが、先ほど御説明した検査体制の拡充といったところでございます。クラスター発生、これは医療提供体制を逼迫させるおそれがあるといったことで、今回検査体制の拡充に至ったわけですが、この部分につきましては全道的に医療機関、高齢者施設、学校などでクラスター発生が生じている現状を踏まえて、市として札幌医科大学の教授とのつながりを持っているいろいろ相談をした結果、市内におけるそういう検査体制の拡充が必要であろうというような助言を頂いた中で、今回指定医療機関と相談をし検査体制の拡充に至ったわけでありまして、今その検査体制の拡充の中身というのが、短時間で一気に240検体ぐらいの検査ができるような機械の導入というのを考えていて、それが入ることによって今まで100人規模の施設であれば何日も検査がかかって、その間感染が拡大するというようなおそれがあったものが一日短時間で検査が終わり、さらなる感染拡大を防げるというような体制づくりのための検査機器の導入なので、市としてはそういった専門的な知見を頂きながら検査体制の拡充に努めたところであります。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 クラスターと検査体制違うんだけど。

○井戸達也議長 答弁調整のため、休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時25分再開

○井戸達也議長 再開いたします。

一般質問を続行します。

健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 最終的には北海道、保健所との連携もそうですし協議が必要となりますが、現在札幌医科大学の教授の御意見を頂きながら、クラスターが起きたときの初動のシミュレーションですとか、あとその後の検査体制ですとか、そういった協議を御意見を頂いているところでございます。

今後そういったことを参考にしながら、北海道と十分協議をしながら体制整備に努めていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 クラスターが起きないにこしたことがないのですが、万が一に備えてきちんとした体制整備はするべきだと思いますし、準備しておいてそういう対応をするというのは非常に迅速になりますから、なぜこうやってしつこく聞くかという、それが命に直結するからなのです、命なのだよ、預かっているのは。このコロナというのは命なのだよ。だから真剣にやってほしいという気持ちで言っているのです。だから余計なおせっかいかもしいけれども、そこまでやらなくてもいいというかもしれない。だけれども、最終的に網走市民の命がそこにかかっているのですよ。コロナを簡単に考えては駄目なのです。それは若い方は大丈夫な人もいいかもしれない、体力があるし。年齢が上の方というのは死に直結する病気だからみんな真剣に考えなくてはいけない。網走市民の命を預かる大切なこれは事業なのです。ここに今全力で取り組まないと、極論を言うとはかの経済対策より一番これが大事なのです。そこをしっかりと捉えて、道が言ってくるのを待つとか、何が言ってきたら指示を受けて動こうなどという生ぬるい感覚で市政を運営する自体が間違っているのだよ。本当に。だからしっかりとみんなで取り組んでいきましょう、みんな。そういう不満が市民の中にいっぱい今あるのです。だからしっかりと適切な対応、そして情報発信、ク

ラスターの場合はこういうことができますよと、こういう体制になっていますからということによって、ああそうかと、少し安心だなと、ちょっと遠いけれども北見でできるのなら助かるねという、そういうものを情報発信すればというのが今まで議員さんたちが一生懸命議論してきた大切な話ではないかなというふうに思います。ちょっと興奮してごめんなさい。

それでは、この問題、大変いろいろな状況と、今大変な状況になりつつあって、国のほうでも日々変化した対策を取っていくという状況ですから、なかなかそう簡単にはいかないのかなと、少なくとも今年のクリスマス、お正月明けてからのしばらくの間は自粛を前提とした我々の行動が必要になるのかなというふうに思っています。

そういう中で、本当に心配しているのですが、私もこういう状況ですからあんまり夜の街というのは出ないのですが、車で通るようにしています。観察するようにしています。本当に人影が少ないです。かわいそうなぐらい。若干週末になると若い人たちが出ているような状況があるのですが、こういう中で本当に商売をやって、待っている商売の人たちはこの冬越せるのかなと、お正月持ちこたえるのかなと、本当に心配になるんですね。そういった中で、商工の部分になるのかなと思いますが、これから先、目立った政策は多分打ちにくいような状況ではないかと思うのですが、何とか助けてあげたい、助けてほしいという思いから、今後の商工の考えている政策、支援についてお伺いをしたいと思います。

**○井戸達也議長** 観光商工部長。

**○田口徹観光商工部長** 飲食業を含めまして今後の経済対策ということですが、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止と経済活動の両立は今議員のほうからもお話のあったとおり、非常に困難な課題であるというふうに認識しております。そのような状況の中、市では各支援の相談窓口である商工会議所、金融機関、ハローワーク網走、これらのほかにも関係各機関、業界団体などと情報共有、それから意見交換に努めるとともに市の相談窓口体制も継続した上で、Go To トラベルやイートなども含めました国の経済対策及びウイルスの感染症状況などを注視しながら、必要な経済施策についてシームレスに今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○井戸達也議長** 栗田議員。

**○栗田政男議員** 知っていらっしゃると思うんですね。Go To も停止します。イートも停止されています。ということは、多分飲食、少ない人数で出てくださいという要望が、そういうインフォメーションがあるみたいですが、ごく普通に考えれば自粛だということになって夜は出歩かないということは予想されます。そういう中で、やはり何らかの対策を打ってあげないと本当に年を越せない事業者さんたち。それもできることは限られていると思うのですよ。気持ちの問題だけですね。ちょっとの援助で助けてあげたいとか、みんな応援して、なくなるとやっぱり困りますから、私たちもできるならば残ってほしいし、それは飲食の居酒屋さんだけではなくてナイトクラブ的なスナックもやはり街の一つのにぎわいもすごい大事な文化ですから残ってほしいのですが、残念ながらそこにまだまだやっぱりそこが普通どおり戻るとするのは厳しいような気がするのですけれども、何か来年に向けてでも結構ですから、そこに将来夢のある、まだそこを辛抱したらその先に何かができるというような、少なくとも1月いっぱい厳しい状況が続くと思いますが、何かの手は打ってあげないと駄目ではないかなというふうに感じるのですがどうでしょうか。

**○井戸達也議長** 観光商工部長。

**○田口徹観光商工部長** 当面、非常に飲食業界につきましては厳しい状況にあると思いますので、先ほど申しました相談窓口、おのおの専門の相談窓口もありますけれども、市も相談体制を強化しながら進めるとともに政府が8日に閣議決定しました新たな経済対策をも注視しながら、今後必要な施策をシームレスに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○井戸達也議長** 栗田議員。

**○栗田政男議員** 明確に時短要請とかしたところは比較的補助も出しやすいのですが、当市のようにそういう形にもなっていないところというのが非常に厳しい状況かなというふうに思います。ただし放っておけない部分でありますから、もちろん今言われたように、相談窓口をしたり市場調査をするというのはすごく大事なですね。皆さんが出向いていろいろな状況をお聞きして、もう少しだから頑張って耐えてほしいという、そういう心のケア、経営者ですけれども、経営者であってもやっぱりすごい孤独なのですよ。待っている状態なのです。居酒屋さん、食べ物屋さんにしても、営業をかけて物を

売りにいく商売ではないです。来てもらうのをじつと耐えて待っている商売。私たちサービス業というのはそういうものなのです。そのつらさというのは痛いほどわかりますから、ぜひとも何らかの形でいいですから、網走市としてケアしてやってほしい。そのためには相談窓口も非常に大切です。これは商工だけではないのですよ、実は。健康のほうでもやはり相談窓口をきっちり、網走独自のものが24時間対応でしっかりと対応してあげると。瓦版を見ると、道のほうに丸投げ、時間過ぎたら行ってしまいうわけですよ。あれでは網走市民に対してのそういう手厚いケアには僕はなっていないように感じます。やはりここはみんなで踏ん張って、しっかりと市民のケア、心のケアもやっぱり、もう少しだからみんなで頑張っていこうということが求められているのではないかと思います。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それでは、長々となりますけれども、先ほど来、いろいろ一番問題になっているのは情報開示の方法だと思います。

いろいろ出てきたときに、やはり保健所と我々市のような行政とのちょっと距離感を感じざるを得ない。そういう中では、なかなか法律的な縛りはよくわかります。僕は思うのですけれども、法律も大事ですよ。でも命より大事ななど。こういうてんびんにかけてときに、法律というのはややもすると変えることもできるわけですよ。そうすると、そればかりが僕は全てではないような気がします。できる情報、近隣の自治体ではそういう議論がこの場で同じようにされました。そういう中では、やはり少なくともどこだかのエリアぐらいの情報はきちんと開示してくれないと、市民も気をつけようがないねということで、首長さんもそういう要請を道のほうにしているという話をしていました。僕は道だから要請ではないのですよ、指導しなければだめなのですよ、我々が、と思いますよ。こういう事態になったときに本当に動いてくれないのだったら逆に指導しなくてはいけない。それはおかしいではないかと。おかしい、おかしくないかいというようなことをしっかりとやっていかないと、やっぱりこの問題というのはなかなか解決しません。向こうがどうしてもちょっと上にあるような、上から目線で言われているような感じがしてならないのですよ、行ったり来たりのお話を聞いていても。その辺についての見解はどうでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 先ほど来、議論していただいておりますけれども、根本的にはやはり法律があるというようなことがまずひとつあるのですが、市長自ら副知事に対して申出をしたり、私どもも事務局レベルで申出をしたりしている経過もございませぬし、先ほどお話しした新型コロナウイルス感染症対策に関する検証の中間取りまとめの中でも、有識者会議の中でやっぱり情報の提供が不足しているというような御意見もあり、そういった部分を含めて北海道も検討するというようなお話もございませぬので、市といたしましても引き続きその情報の公表というような部分についてはしっかりと要望していきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 私たちがまちを歩いてよく聞かされるのが、市はどんな対応をしているのと。網走は本当に出していないのかいと。いろいろなことを言われます。議員さんも知っているのだけれども隠しているよね、そういう猜疑心で見られることもよくあります。残念ながら私たちは今細やかにあちこち出向いていって説明する時間はございませぬし、そういう環境にもございませぬ。なかなか議員というのはどこに行っているのかわからないので、あんまり近寄ってこないでというような意識で見られることも多々あります。そういう中でも、市民はこういうふうに不安を抱えているのだというのをつぶさに感じます。それは情報不足。正しい情報、真実の情報がないから、やはりいろいろな真実ではない情報が拡散をして世の中に回って行ってしまっ、変な被害が出てしまう。僕はやっぱり個人情報以外はやっぱり透明性を持った真実の情報をしっかりと伝えていく。その範囲というのは基本的にあると思えますよ。あるとは思いますが、全部そこでガードをしてしまっ、そっちの管轄だから私たちは知りませぬ、網走市は全く出ていませぬということを本当に言えるのでしょうか。これも1点聞きたいのですが、今のところカウントゼロになっていますから、網走市民はコロナ感染者は発生していないという認識でいいのですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 網走市を居住地とする公表がないといったこととございませぬ。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 要は発表できる内容がないという

ことだと思えます。

そういう情報もしっかりと市民の皆さんに、市民の皆さんにあんまり情報を閉じているわけではないのですが、情報発信しないしていると、市民の感覚にするとばかにされているような気がします。あなた方に話してもわからないでしょうと。あなたたちに変な情報を与えることによって混乱しますよねと。そういうふうにもどうしても取ってしまうのです。これは市民感情です。そこも認識を持ってしっかりと取り組んでほしいのと、やはりしっかりとした真実の情報、出せる範囲で、当市においてどういう状況にあるのか。その中には先ほど来いろいろ努力されている部分があるではないですか。医療体制、検査体制、一生懸命やっている部分をしっかりとPRしてあげないと。網走はよくやってくれているよと、そういう部分を、マイナスのところばかり言ってしまうのがないのですから。そういう全体トータルでしっかりとしたコロナに打ち勝つ。で、ワクチン、どうかわかりません。わかりませんが、我々の手元に届くのはいつになるのかわかりません。けれども、光は見えてきました。終わらないパンデミックはない。これは当たり前のお話なので、多分来年の今頃は違ったお話ができるようになっていくように祈りたいですし、そうしなければいけないと思えます。いつまでもこんな状況が続いていると、私たち自身も精神的にも参ってしまうので。

そういう中でも、原課のほうはより一層しっかりと取り組んでほしい。私たちは網走市民の生命と財産を守っています。そうして、安心・安全をしっかりと担保しなければ駄目なのです。これは市長も大事なのです。市長がやっぱりそういう声を少しでも、みんな市長の言葉を待っているのだから、市長。みんな聞きたがっている。市長の声が欲しいと。それはどんな範囲のどういう内容ではないのですよ。市長がやっぱり今みんなやっぱり本当はある面ですごく不安を抱えているというときなのです。そういうことをしっかりと取り組んでいただいて、何とかこのお正月みんなで乗り越えて来年はいい年になるように頑張りたいと思えます。

以上です。

**○井戸達也議長** ここでお諮りします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日一般質問を続行することにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会とします。

再開は、あす午前10時としますから参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後4時42分延会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井戸達也

署名議員                村椿敏章

署名議員                石垣直樹

12月16日 (水曜日) 第4号

令和2年第4回定例会  
網走市議会会議録第4日  
令和2年12月16日(水曜日)

○議事日程第4号

令和2年12月16日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問(近藤議員、小田部議員、松浦議員、  
平賀議員)

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
川原田英世  
工藤英治  
栗田政男  
近藤憲治  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
古田純也  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 川田昌弘  
企画総務部長 岩永雅浩  
市民環境部長 酒井博明  
健康福祉部長 桶屋盛樹  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 田口徹  
観光商工部次長 秋葉孝博  
建設港湾部長 吉田憲弘  
水道部長 脇本美三  
庁舎整備推進室長 後藤利博  
企画調整課長 北村幸彦

総務防災課長 田邊雄三  
財政課長 古田孝仁  
税務課長 高橋勉  
市民活動推進課長 湯浅崇  
生活環境課長 近藤賢  
健康推進課長 永森浩子  
介護福祉課長 高橋善彦  
健康福祉部参事 細川英司  
農林課長 佐藤岳郎  
農林課参事 中塚威史  
観光課長 大西広幸  
観光商工部参事 高井秀利  
観光商工部参事 前田関羽

.....  
教育長 三島正昭  
学校教育部長 林幸一  
社会教育部長 吉村学  
学校教育部次長 小路谷勝巳  
社会教育部次長 岩本博隆  
学校教育課長 小松広典  
スポーツ課長 阿部昌和

○事務局職員

事務局長 武田浩一  
次長 伊倉直樹  
総務議事係長 神谷浩一  
総務議事係主査 寺尾昌樹  
係 早渕由樹

午前10時00開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、小田部照議員、川原田英世議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。

近藤憲治議員。

○近藤憲治議員 一登壇一 それでは、私からも通告に基づきまして質問をさせていただきます。2項目です。

まず1項目めは学校施設の長寿命化と子供たちの学びの環境の充実についてであります。

まず当市の人口ビジョンによりますと、2040年には小学校、中学校に通う、いわゆる年少人口は2010年に比べて47%減るとされています。具体的な人数としては5,061人いた子供たちが2,698人まで減るといのが示されています。これはおよそ現在の半分の数字でありまして、しかも現状としては人口ビジョンよりも早い速度で人口減少が進行しているわけですから、年少人口の減少は相当なインパクトとして地域に大きな変化を促すものであるということは明白であります。

子供たちの学びを保障する場としての学校の機能をどう持続可能な形にしていくか。また、給食や部活動など学校に付帯する様々な要素をどのように維持していくのかが問われているというのが、まさに今であると考えています。

ですから、小手先のびほう策ではなく、近い将来子供の数が半分になるという前提で学校と学校に付帯する機能をどう維持していくのかという、俯瞰的、総合的な議論が求められているのが、まさに今であります。

一方で、公共施設の集約や長寿命化等を全体的に見渡す網走市の公共施設等総合管理計画では、網走、中央、西、潮見、南、西が丘、白鳥台の7つの小学校、それから第一、第三、第五の3つの中学校、そして呼人小中学校を維持継続として、その上で児童館や地域の拠点としての機能の集約と強化とうたっています。

各学校の統廃合や集約の程度については、改めて本格的な議論をさせていただきたいと思うところがありますけれども、文部科学省から令和2年度までに学校施設の個別施設計画を策定するように求められているとのことでもあります。

まず、各学校の校舎の築年数を含めて、個別施設計画の策定の進捗と内容等をお示しいただきたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校施設の長寿命化計画につきましては、令和2年5月に策定したところでございます。

この計画における校舎の長寿命化の内容につきましては、建築後80年まで使用することを目標に、建築を20年と60年に大規模改修を、折り返しとなる建築を40年に長寿命化改修を実施することを基本としているところでございますが、社会情勢の変化や財政状況などを踏まえ必要に応じて見直しを行っていくこととしているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 まさに策定をしているというお話だと思いますが、学校施設の長寿命化と個別施設計画の中身との関連で踏み込んで伺いたいと思います。

学校施設の長寿命化を検討する際に力を入れて改善すべき点として、児童生徒用のトイレをしっかりと位置づけるべきであるという点であります。老朽化が進んだ校舎でリフォームが行われていない学校で目立っている事例ではありますけれども、学校のトイレに対して子供たち、またその保護者の皆さんから様々な御意見を頂いている現状がございます。例えば、網走小学校では、保護者の皆さんから回答を集める学校評価アンケートにおいて、例えば平成28年度ですけれども、「トイレが汚い。大人でもあまりしたくないと思うのに子供たちもつらいことがあるようです。過保護かもしれませんがかわいそうだと思ってしまいます。毎日子供たちで清掃しているようですが、子供だけでは限度があると思います」という声ですとか、令和元年度には「学校でトイレを使う機会、運動会や参観日等があります。古くても掃除が行き届いており、子供たちの掃除が上手だなと感じます。それでも限界があると思います。ぜひトイレの修繕を学校PTAの総意で市へ強く要望して欲しいと思います」という形で、4年前から断続的にトイレの状況を指摘する声が上がっている状況がございます。

そこで、私も幾つかの現場を見せていただいたり、他都市の調査を行ってみました。そこで明らかになったのは、全国各地で学校のトイレの更新がなされていないという課題であります。

平成26年度までの10年間で老朽化した学校のトイレの改修がどの程度行われてきたかというテーマで、全国1,756自治体を対象に実施をされましたアンケート調査がございます。これは学校のトイレ研

研究会という民間団体が調査したものなのですけれども、回答としてはトイレの更新、継続中が40%、これから着手が22%、一通り終了が14%だったのですけれども、残り22%は行っていないという回答であり、行っていない理由としては、「他に優先すべき事業がある」「予算が取れない」などが上がっております。一方7割近い自治体では、例えば「和式便所が多く児童が嫌がっている現状があったから」「臭いや汚れ等トイレの問題が悪化したから」などの理由でトイレの改修を実施してきた経過も明らかになりました。

当市においても、校舎自体の建設時期の違いもあり、トイレの状況もそれぞれという点は認識しておりますが、学校のトイレの改修に対する政策的なプライオリティーとして、どのような考え方を持って今に至るのか、まずは総論的な認識をお聞かせいただきたいと思っております。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 児童生徒用のトイレの位置づけについてのお問合せでございますけれども、児童生徒用のトイレの改修につきましては、長寿命化計画の学校施設整備の基本的な方針等の中におきまして、長寿命化を検討していく施設の一つに位置づけているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 論点としては位置づけていただいているということでありました。

学校のトイレを学校長寿命化の際に力を入れて改善すべき点として位置づけるように、私が主張する理由を以下に述べます。

まず、学校のトイレのリニューアルを契機として、トイレをシンボルとしながら子供たちの学びの環境の充実へと昇華させることができるということ。それから、学校施設が避難所等防災拠点となる視点からも学校のトイレの快適性の向上は災害対応面でも課題があること。また、感染症予防の視点からもトイレの洋式化など衛生面に配慮した設備の充実が必要であること。それから、衛生管理、つまり掃除の仕方ではありますが、この概念も過去の湿式清掃、つまり水をまいて掃除するという考え方から、今では乾式清掃へと転化してきている中で、より衛生的な清掃方法の変更に対応した設備とすることがあると、以上の4点でございます。

学校のトイレというのは、日本建築学会計画系論文集第78巻に掲載された論文がございます。「学校

トイレ改修の進め方の手法と課題に関する研究」という論文なのですけれども、この中では学校のトイレというのは6Kだと言われてっていると指摘されています。汚い、臭い、暗い、怖い、壊れている、窮屈、以上で6Kなのだそうですが、網走市の学校のトイレが全てというわけではございませんが、さきに紹介したアンケートの声からすると、そういった状況もあるものと推測されるわけであります。

一方、この論文では、学校のトイレを単に排せつ場であるだけでなく、学校でほっとできる場、身だしなみを整える場としても児童生徒に認識されており、健康で安心感やゆとりある学校生活を送る上で重要な場所と定義しています。

茨城県東海村の東海南中学校は、当時の村長の「トイレは学校のもう一つの顔である。日本一の学校トイレを目指す」という肝煎り施策として老朽化対策、臭い、怖いといった負の要素の改善、ブースの拡大、明るく安心というコンセプトで改修に臨んだそうであります。白色と木目で落ち着きのある壁、自然光を取り入れた柔らかい明るさ、緩やかな曲線を描いて配置されたきれいな備品類、生徒たちからは「ホテルみたい」「学校のトイレじゃない」との反応があり、あまりに居心地がよくトイレのブースが混雑するのが悩みというほどの話題になったそうであります。さらに子供たちからは、「きれいなトイレなのでもっときれいに使っていきたい」という声も出るようになったということです。

また、三重県の一身田小学校ではトイレを明るくリニューアルした結果、子供たちの生活マナーも向上したという成果も出ているようです。

トイレのリニューアルが子供たちの学校に向き合う意欲につながる好例だと思います。

そのほか、さきに述べました理由も含めて、学校のトイレの積極的なリニューアルを学校施設の長寿命化とセットで明確に位置づけて推進していく必要があると考えますが、市の認識を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校のトイレにつきましては、社会の成熟とともに商業施設のトイレや一般家庭の居住環境も快適化が進み、学校のトイレの快適さという観点で格差が生まれたと感じており、近年トイレの改修に合わせトイレを子供たちの憩いの場、落ち着く場、交流の場とする先進的な事例があることについては認識しているところでございます。

また、学校施設長寿命化計画では、学校の求められる機能として避難所としての利用についてもうたっており、安全性として防災機能を備えた施設整備を目指しているところでございます。

これまで市議会におきましても、学校トイレの洋式化については議論されてきましたが、建設当時から児童生徒数の減少により洋式便器の数は満たしているという認識でいるところでございます。また、トイレ清掃の概念も衛生的な設備の観点から計画の中でも、明るく楽しい色や仕上げとすることや床面は乾式の床への変更を検討することとしているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 問題意識としては、共有できるものというふうに承らせていただきました。

一方で、学校のトイレの快適性の向上というのは、まとまった予算措置が必要であることも理解をしております。相場感としては、トイレというのは各校複数箇所でありますし、伺いますと配管が複雑なケースもあるということで、1校当たり約1億円かかるのではないかなというふうなお話も伺っているところであります。しかし、そもそもそのイメージがリアルなのかという点もありますが、仮にその相場感だったとしても必要な部分に必要な予算をつけるために常日頃のやりくりをしているわけですし、網走の将来を担う子供たちに網走で大切に育ててもらったという実感を持ってもらいたいと思います。そのためには、導水管の更新のようにきちんと計画を立てて順番を決めて、無理のない形で更新を進めていくという考え方が大切です。

例えば、島根県の益田市というまちがございしますが、このまちでは学校のトイレに対して、学校施設は児童生徒の学びの場であるとともに一日の約3分の1を過ごす場でもあります。この学校施設の中で、老朽化が著しい学校のトイレ設備について、臭気、臭いですね、等の衛生面に係る問題や生活環境の変化による洋便器化への対応が課題となっております。これらの問題を解消するべく、改修に係る整備水準を定め衛生面や機能面に配慮した整備を計画的に行うことを目的に、学校のトイレ改修計画というものを本年2月に策定をしています。

その計画では、現在の生活様式に適応した洋便器化、また臭気等に対応するため衛生面等を考慮した乾式化、老朽化により劣悪環境にある間仕切りの改修、この3つを基本的な考え方として市内の9の小

学校で、老朽化が著しい学校から優先する、年度内1校につき低学年のフロアから二、三校ずつ進めていく、期間は全体で5年とするというふうに定めています。

こういった計画をまずは速やかにつくるべきだと思います。その上で、学校施設の長寿命化のための国の補助制度なども活用しながら着実に進めていくという認識を共有していただきたいと考えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校施設の整備に当たりましては、これまで耐震化など緊急性の高い学校施設の維持管理を優先的に進めてきたところでございますが、トイレの改修につきましては建築年数から見ても老朽化による改修の時期に来ている学校があることは承知しているところでございます。しかしながら、トイレ改修の費用は大型となりますことから、国の補助金や有利な起債などを活用し進めていかなければならないと考えており、老朽化の度合いや緊急性を考慮した中で計画的に改修が実施できるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

とはいえ、そうこうしているうちに子供たちというのは成長してそれぞれの学校を卒業してっていきます。ぜひスピード感を持った取組を望みたいと思います。

冒頭述べたように、子供たちの数は令和22年、2040年までに今の半分になります。私自身も網走市内の全ての学校をフルスペックで残していくという考え方には立っておりません。しかし、中長期的に学校としての機能を維持させることが明白であるところ、機能集約や強化の対象となるところについてはトイレ改修の計画の策定とともにスピード感を持って事業化に進んでいただきたいと考えているところであります。この計画の策定、またはその検討に向けた時間軸と考え方、改めて伺いたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校施設に求められる機能はICT環境整備のほか、避難所としての利用、学校開放事業など多様化しており、中長期的な視点により充実した環境を整備していくため、既存施設の計画的な改修が求められています。

また、老朽化の状況を見ながら早期に部分的な改修を図ることができないかなど、中長期的な予算の平準化を図りつつ学校施設に求められる機能、性能を確保しなければならないと考えています。

今後、学校規模の状況や児童生徒数の推移、学校周辺の公共施設の状況など各学校を取り巻く環境を総合的に判断した上で、必要な財源の確保に努めながら、子供たちが安全・安心に過ごせる整備に努めてまいりたいと思います。

**○井戸達也議長** 近藤議員。

**○近藤憲治議員** この件につきましては、この後の経過もまた議論させていただきたいと思います。

続きまして、2項目めに移ります。

ごみ処理政策の中長期的な見直しについてであります。

これまでの議会での様々な議論において明らかになっているのは、使用開始から約3年が過ぎた明治の最終処分場が当初計画の約1.8倍のスピードで埋まってしまっているという現状であります。

当初計画では15年の使用期間を想定しておりました。15年で3年使ったわけですから、本来であればあと12年は使えるというのが計画上の見立てであったわけですが、今のまま何も手を打たなければ5年程度で埋まってしまうのではないかという認識であります。その理由としては、生ごみの堆肥化が計画どおり進んでおらず堆肥化できなかった残渣を結局埋めていることとありますとか、破碎後の埋立て、いわゆるピンクの袋のごみが約4,000トンで毎年増えており、減っていない現状があるということ、あとは使用済み紙おむつについても中間処理が確立をされておらず現状では年間1,200トン埋めていると、この3点にあるという点については既に理解しております。

また、生ごみ堆肥化施設の増強やさらなる啓発を進めて埋立量を減らすことで、最終処分場の使用期間を当初計画どおりに近づけていきたいという考え方についても既に伺っているところであります。

その上でさらに伺いますが、現在の網走市のごみ処理政策の根拠となっている網走市一般廃棄物処理基本計画というものがございまして。その計画の中では、計画期間内の令和2年度、原文では平成32年度と書いてありましたが、を中間目標年次として定め、中間目標年次には必要に応じて計画の見直しを行うものとするとうたっております。その見直し作業の中で、一般廃棄物処分場の埋立てペースが

想定以上であることも含めて、新たな視点が盛り込まれたのか、また当初計画とのずれの理由についてはどのようにまとめられているのかというのをお示しいただきたいと思います。

**○井戸達也議長** 市民環境部長。

**○酒井博明市民環境部長** 平成22年度に策定した一般廃棄物処理基本計画についてでございますが、平成29年度から新たな処理施設を供用したことに伴いまして分別の変更をしたため、この1年後の平成30年度にごみの組成調査を実施しております。この調査結果を踏まえた上で、平成31年度に廃棄物減量化等推進懇話会を開催し、計画の中間見直しについての答申を頂き、本年度はこの答申に基づいた計画の中間見直しを進めているところであります。

答申の内容についてですが、4つの見直しのポイントで答申を受けております。

一つ目はごみ質調査の結果に基づく見直しということで、埋立てごみの分別協力率が3分の2程度と低かったことを踏まえまして、わかりやすい啓発資料を作成配布して分別協力率を向上すること。

二つ目は誰もが安心してできるごみの出し方の検討ということで、高齢者対策として視覚的にわかりやすい資料を作成し、また分別が困難な高齢者等が日常生活に支障なくごみ出しができる方策を検討すること。

三つ目は食品ロスへの取組ということで、フードバンク活動を検討すること。

四つ目はゼロエミッションを基軸としたごみ処理ということで、リサイクルの残渣や使用済み紙おむつ類について中間処理、またはリサイクルをし、埋立て量の減量をするということにされております。

また、生ごみの堆肥の利用拡大についても答申を受けております。

以上の4点を主軸といたしまして、持続可能な循環型社会を持続することを目指した内容として、中間見直しを進めているところでございます。

埋立て量が多くなっているということにつきましては、答申の中でもありますとおり、分別の適正化と必要な中間処理、またはリサイクルの実施が重要であることが上げられておりますが、最終処分場につきましては必要な対策を講じた上で供用年限の令和14年度まで使用する計画としております。

**○井戸達也議長** 近藤議員。

**○近藤憲治議員** これまで議論させていただき、現

行の手法をあくまでも計画どおり進めていきたいということは今の答弁でよくわかりました。現状ではこれまでの方針どおり徹底した分別と中間処理によって埋立ての総量を抑制していくという、これまでの考え方を踏襲しているという点については一旦聞き置くという形で次に進みたいと思います。

また、中間処理の手法については超高齢化などのファクターが変わってきている点も含めて、また場所を改めて議論を深めさせていただきたいと思えます。

さて、分別や中間処理による減量化を進めながらも、全ての取組が100%の成果を上げられないかもしれないという冷静な視点を持つておく必要があると考えています。何とかしたい、何とかするということで、でも結局あつという間に最終処分場が埋まってしまった、そんな事態は避けなければならないというふうに考えています。ですので、最終処分場を当初の使用計画に近づけるように、生ごみの堆肥化の徹底や埋立てごみを減らすための啓発を進めていくということでもありますけれども、やはり一方でオプションのプラン、つまり万が一の事態を想定し、次期最終処分場の整備に向けた計画策定の取組も進めていく必要があると考えております。

特に廃棄物処分場の整備は現在の最終処分場の整備のプロセスを振り返ってみても、環境アセスメントや周辺住民、関係団体との調整などで五、六年の時間を要したと記憶しております。次期処分場の場所は既に確保してあるわけですから、場所選定のプロセスが省けるにしても可及的速やかに、具体的に言えば来年度、または再来年度には次の最終処分場を整備する議論の下地づくりをしていく必要があると考えております。

そこで伺いますが、新たな最終処分場の整備に要する時間、スケジュール感をどのように考えているか。また、現状の最終処分場の埋立てペースを当初計画に近づけていく各種の取組が万が一効果を上げなかった場合を想定し、次期最終処分場の整備に向けた議論の下地づくりを速やかに進めていく必要性についても認識しているのか、明らかにさせていただきたいと思えます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 次期最終処分場の整備に当たりましては、関係する手続等、施工の期間等を考えますとおおむね6年程度の期間を要するものと見込んでおります。

次期最終処分場の整備に向けた議論の下地づくりについてでございますが、これから行う残渣の削減や分別の啓発などによって、供用期間まで利用するというを最優先に取り組みなければならないものと考えておりますが、今後次期最終処分場の整備に向けた検討につきましては、これらの取組の成果を検証しながら時期を逸することのないように行ってまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 終わります。

○井戸達也議長 小田部照議員。

○小田部照議員 一登壇— それでは、通告に従い順次質問に入らせていただきます。

まずは、部活動に在り方について伺います。

市内第三中学校の部活動の改廃についてであります。これまで保護者、学校、教育委員会で部活動の改廃について協議検討がなされてきていると思えますが、現在の進捗状況、内容について伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 第三中学校における部活動の見直しにつきましては、保護者と話し合う場として部活動検討委員会を設置し、検討を進めている状況でございます。12月3日に開催されました第5回目の検討委員会におきましては、それまでの検討委員会での話し合いを基に学校側から提案した案を軸として検討したと伺っております。

その提案した内容としましては、部員数によって改廃する部を決める。改廃する部活動の数は5つの部とする。この提案を軸に検討委員会において議論され、様々な意見が出され、次のような結果で確認したと伺っております。

一つ目としまして、改廃の対象は5つの部とし、この部については令和3年度の新入部員の募集は行わない。改廃の対象となる5つの部は休部扱いとし、復活の条件については今後学校側で検討する。5つの部については、令和3年度夏の3年生部員の引退をもって休部とし、2つの部、これは野球部と女子バレー部の現1年生部員になりますけれども、これら2つの部につきましては、令和4年度夏の引退まで合同チームなどで存続できないか学校側で検討する。また、本人たちと確認して今後の方向性を決定する部もございます。個人種目のある部におきましては、設置部活外でも生徒が日常的に活動している場合で4月の期日までに学校に申し出て、各種目の中体連参加規則に当てはまる場合は参加できる

ことを周知する。以上の内容で、検討委員会において確認されたと伺っているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 この結果は、第三中学校の部活動の改廃の対象は結果的に人数の少ない順から、陸上部、女子バレー部、パソコン部、テニス部、野球部の5部活動だったようです。この結果は昨年12月にこのお話が出てから1年たちますが、その決め方も内容も全く同じ内容になっているのですが、私も9月議会でいろいろと提案も含めいろいろな御意見を述べさせていただきましたが、教育委員会はこの間、この件についてどういった検討をなされてきたのか、その内容について伺いたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 これは部員数を基準にしたような改廃の話の進め方等については、学校の検討委員会等でお話をされているということでございますけれども、市教委といたしましては10月21日に開催された管内教育長研修会において、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、今示されております段階的な地域移行や適正な数の部の在り方など、文部科学省の考え方について意見交換をされたというところもございます。

また、確定はしておりませんが、北海道教育委員会で進めております部活動指導員制度の活用について相談をさせていただき、次年度の制度導入に向けた働きかけをしております。

道教委が示します北海道の部活動の在り方に関する方針では、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、部活動指導員の配置希望の状況などを把握しながら、必要に応じて部活動指導員を任用し学校に配置するよう努めるとありますことから、これまで校長会と意見交換をしたり、また文部科学省の動向や他市町村の状況を収集したりしながら、まずは部活動指導員の任用について検討を進めてきたところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 まずこの第三中学校で部活動の改廃の議論が第5回にわたって続いてきたわけですが、そこにはもちろん教育委員会としても参加し一緒に協議検討をなされてきたということでもよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 中学校における部活動に関しましては、学校長を中心として必要な部活の適正

な配置等を検討するというところが一つにはございますので、この検討委員会の中には教育委員会は入ってはいないところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 以前から何度も同じ繰り返しになるのですが、少子化に伴い生徒数の減少、それに伴い教職員の減少、それらの事情から部活動の改廃を考えていかなければいけないという現状、これは理解しております。ただ、学校単位で考えていても解決できない状況にあるのだと私は考えています。だからこそ、単に部活を減らせればいいということではなくて、子供たちが小学校時代から続けてきているスポーツや文化活動を部活がなくなったとしても、また形を変えたとしても、この網走で続けていけるような環境をつくっていくための話し合いをしていかなければいけないと、こうお話しさせていただいたのですが、そのためにも学校だけで話し合うのではなく市、教育委員会が中心となり、各方面と協力し合い協議検討していく必要があると思っておりますが、その点はどのようにされて、お考えなのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 部活動指導員の導入に当たりましては、学校長との協議の上で進めていくこととなりますけれども、市内の中学校の部活動における支援体制として、次年度に向けて部活動指導員制度の導入の検討を進めている最中でございます。部活動指導員の任用、配置に当たりましては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために部活動の位置づけ、教育的意義、安全の確保や事故対応、サービスを遵守することなどに関する研修の準備を進め、こうした人材の確保にも努めていかなければならないと考えています。

部活動指導の在り方につきましては、国においても部活動改革を令和5年度以降段階的に実施していくこととしています。こうしたことから、教育委員会といたしましても、市内中学校において今後国が進めようとしている地域移行の取組や部活動指導員制度の構築などに、学校や協議団体などの関係団体と人材の確保などについての議論を進めながら、持続可能な部活動の早期体制づくりに取り組んでまいりたいと思います。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 そういうことを言ったのではなくて、この学校単位で話し合っても解決できることで

はないので、各学校や民間のスポーツ団体や体育協会、そういったところに相談をしたり、協議をしたりした経緯はあるのでしょうか。また、違う中学校も同じことなのですか。

**○井戸達也議長** 学校教育部長。

**○林幸一学校教育部長** 現在市内の中学校におきまして、こういった部の見直しを進めているという学校は三中のほかにはございませんけれども、議員がおっしゃっているとおり、これから、先ほどもちょっとお答えさせていただいたのですが、私どもも入った中で関係団体との協議をさせていただきながら、人材の確保にも同時に努めながら、持続可能な部活動の在り方について相談しながら、中学校の部活動体制を構築を進めてまいりたいということでございます。

**○井戸達也議長** 小田部議員。

**○小田部照議員** この1年間、こういった組織、協議団体、民間でもいいですので、子供たちの部活動が改廃にならないための協議をどのようにどこと相談して進めてきたのでしょうか。

**○井戸達也議長** 学校教育部長。

**○林幸一学校教育部長** 現在関係団体と進めているという事はございません。これから私どもがそういった取組を進めてまいりたいということでございます。

**○井戸達也議長** 小田部議員。

**○小田部照議員** お話、検討するという事で、行動はしていなかったということで理解いたしました。

学校側の保護者からの意見の中でも、ここに検討委員会の会議録がそれぞれありますが、「外部指導者や保護者の力を借りてみてはどうか」「専門性のある外部指導者を保護者側で見つけます」というような意見に対して学校のほうは、「そういった意見はありがたいが現実的には難しい」「力を貸していただき永久的に協力していただけるのかとは限らない」「不安である」、当然のお話なのですが、こういった学校側の意見について教育委員会はどのように考えているのか伺うのと、野球部に関してなのですが、三中学校宛てに意見書、要望書が届いているはずですが、三中野球部保護者一同、網走市野球連盟会長、つくしまスターズ少年団指導者一同、ブルージュニアーズ野球部少年団指導者一同から、三中野球部改廃に関する要望及び提案について12月8日付で第三中学校宛てに提出されている

と思います。これについては、新入生が学区変更するための期限もあり、新年度から三中野球部の活動ができるか否かの問題であるだけに早急な対応が求められていると思いますが、市教育委員会はこのことをどのように把握し、お考えしているのか伺います。

**○井戸達也議長** 学校教育部長。

**○林幸一学校教育部長** 野球部の改廃に関します要望及び提案があったことは、校長から聞いております。今回見直しをする5つの部を含め、対象とならなかった部につきましても各部なりの事情があり、どの部についても存続していきたいとの要望はあると思います。そのような中、5つの部を改廃しなければ部活動を安全に運営していくための複数顧問の配置はできないため、部活動検討委員会を通じて検討を重ねてきたところでございます。

令和3年度は生徒の減少と、それに伴い教員の減少が現実となっております。学校としましては、持続可能な部活動運営のためには複数顧問の配置体制を取ることで部活動の安全確保、部活動指導の負担軽減を図ることが重要と考えての見直しであると聞いております。

生徒のアンケート、教職員との協議、部活動検討委員会での議論を重ねた結果であると認識しておりますので、今回の学校としての結論を尊重したいと考えているところでございます。

**○井戸達也議長** 小田部議員。

**○小田部照議員** 私はもっと単純に考えています。ここにその意見書、要望書はありますが、その野球部について存続についていろいろ種々中身、内容ありますが、省略させていただきますが、一部に「休日及びオフシーズンの顧問の休暇を確保するため、保護者または専門的指導者が代わりに対応します。保護者は指導だけではなくて事務のこともお手伝いします。必要であれば、それなりの契約書面もいたします」、そういう子供たちを何とか目標や夢に向かって活動を続けさせてあげたいという思いの内容の意見書がここにあります。

私が言いたいのは、こういった思いのある、エネルギーのある市民の皆様が子供たちのために何とか協力するから、そういう居場所を確保しましょうと、学校、教育委員会にお願いをしているわけですね。これに対して、やっぱり学校と教育委員会がもっと柔軟に対応をして民間の力を借りて、子供たちのために協力し合えば、この部活動というのは維持

もしていくことは可能だと私は考えております。

実際にこれだけの民間団体や連盟の方、そして保護者の皆さんが子供たちのために力になってくれるとおっしゃってくれているのですから、こういった市民の皆さんの情熱とエネルギーこそが、これからの網走市のまちづくりには大変重要な力になってくると、必要なことだと私は考えていますが、市の見解を、これは教育長にお尋ねいたします。

○井戸達也議長 教育長。

○三島正昭教育長 一登壇一 第三中学校の部活動の改廃について、今御議論を頂いているところでありますけれども、部活動につきましては学級や学年を離れた集団の中で生徒たちの自発的、自主的な活動を基盤として共通の目的に向かって互いに認め合い励まし合い、協力し合い高め合いながら生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や顧問などとの触れ合いの場として大きな意義があるというふうに言われておりますし、私もそのとおりだというふうに考えております。

一方、現在の学校におきましては、生徒や教員の数などを踏まえて指導内容の充実や生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消などの観点から円滑な運動部活動を実施できるように、適正な部活動を設置していかなければならないというふうにも言われて指導も受けているところでございます。

そうしたことから、今回三中におきまして見直し検討が行われているわけでありまして、今議員がおっしゃられましたとおり、できれば生徒が活動したい部に加入をして活動できていくということが望ましいというふうに思いますし、そういった気持ちは大切にしていかなければならないというふうには考えているところでございますけれども、学校として指導者、教員の数が来年度は最低でも4名減るといったような状況の中でやむを得ない判断をしていくという状況と聞いております。

ただ、保護者の皆様、生徒の皆さんから何とか継続して活動していきたいという気持ちが強いということは十分認識をしておりますし、保護者としても部活動に協力をしていきたいという考え方を持っているということも十分聞いております。現在も部活動が検討を進めております地域移行というのがまさしく地域での受け皿をつくり、学校から離れて活動を進めていくと、そういう場をつくっていくということが今考えられているところでありまして、全国的にも部活動の在り方につきましては、様々検討が

進められているところでございます。

生徒保護者の皆様方には、そういったことを御理解を頂きたいというふうに考えておりますし、教育委員会としましては、三中だけに限らず市内中学校における持続可能な部活動の在り方ということについても早急に検討していかなければならないというふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 詳しくありがとうございます。

単純にこういった力を貸してくれるという、子供たちのために何とかしたいという市民の皆さん、これだけの野球連盟の方々や団体が意見としてお手伝いしたいという、このお話、協力に対して、一緒に教育委員会と学校側と入って協議すべきだと思いますが、そういった場を設けるおつもりはありますか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 今議員からお話のありました、そういった団体さん、あるいは学校長と学校の現場ともお話を伺いながら協議をしながら、教育委員会も入った中でこういった取組を進めてまいりたいと。

網走市全体の部活動の在り方としまして、市教委も入った中で考えてまいりたいというふうには考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 もちろん網走市全体、トータル的な視点で考えていくことが大変重要なことなのですが、まず近々に三中野球部を存続させたいという思いの中から野球連盟、各少年団の指導者一同、で保護者一同の何としてもお手伝いしたいという情熱に対して、協議の場すら設けないということではよろしかったですか。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

教育長。

○三島正昭教育長 種々の議論を頂いているところでありますけれども、第三中学校の部活動の見直しについて保護者の皆様から学校の教職に対する要望が上がっているということも承知をしております。様々な形で協力をしていきたいという内容になっているということも聞いております。

そうしたことから、野球部の皆様に限らず部活動に関わる保護者の方々に対して市内の現状も含めて今後の部活動の在り方なども含めて、様々保護者の皆さんと話し合う場を、三中の保護者の皆様方と話し合う場を設けることで早急に考えていきたい、早急に設けることで考えていきたいと、学校長とも調整を図っていきたいというふうに考えております。そこで様々御意見、または教育委員会としての今後の考え方もお話をさせていただきながら、進めてまいりたいというふうに考えています。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 三中の学校側、教育委員会が入って、保護者、要望のあった民間団体と協議の場を設けていくということで理解いたしました。

人口減少、少子化が進む中で、中学校部活動の問題はほかの学校でも出てくる網走市全体の問題であります。前回も質問したとおり、小学校時代から続けてきたスポーツや文化活動を中学校年代でも継続していけるよう、各学校単位での話し合いで終わらせるのではなく、教育委員会が中心となり体育協会や民間団体、その他組織と連携し、網走市全体でトータル的な視点で協議を進めていくべきものだと考えております。

子供たちが夢や希望を持って、この網走でしっかりと育ていけるようにより一層の工夫、検討、協議、努力を重ねていっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

スキー場の人件費について伺います。

これまでも質問させていただきましたが、昨年度のスキー場の委託料の決算の結果というのはどのようなものなのか伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 スキー場の人件費の支払いということでございますけれども、指定管理者の方から令和2年5月29日に網走市公の施設事業報告書を頂いておりますと、それによりますと、令和元年度実績で人件費についてはスキー場においては総額1,007万8,444円ということで報告を受けております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 そのうち、今答弁があったように人件費として積算しているのは1,300万円を積算して支払っているわけですが、実際には1,700万円ということですが、この人数だとか、実際に払われた金額、人数、詳細について伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 市のほうで指定管理の方に対して委託料の人件費の積算をしておりますが、それについては令和元年度のスキー場分で1,302万円ということで、議員がおっしゃった額だと思います。そして先ほどの指定管理者の方からの実績ですが、細かい積算に関しては内容、こちらのほうから積算値として何名かというようなことで、人数等の積算には用いておりますが、実際に指定管理の方が誰に幾らぐらい払ったかということは、把握をしております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 個人情報もありますので、理解いたします。

結果、300万円程度であります。人件費として支出されておられません。これは指定管理者制度上、返還されるものではないということは承知しております。昨年度に至っては、過去に例のないほどに積雪不足や天候不良でスキー場の稼働日数も大幅に少なく、過去最短の稼働日数だったと伺っております。それに伴い、働く予定をしているため、体を空けているのにスキー場が稼働しないため、生活に困るほどの賃金状態であった方々が多数おられたのが実情であります。他の委託契約においても考え方は同様だと思いますが、働く人たちの最低保障制度などを設けなければならないと私は考えます。

網走市は管理者であり、責任者として指定管理先の事業内容をしっかりと把握し、働いている人たちに理解してもらえるような賃金体系にすべきだと考えますが市の所見を伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 議員のほうから令和2年のスキー場の運営の点のお話も頂きました。令和2年度については、降雪が少なかったようなことで運営にも非常に支障を来すような中で、運営をしていたものと考えております。そのような中で、最低保障に対する考えでございますけれども、まず賃金などの雇用条件につきましては、基本的にはスキー場従業員の方と指定管理者との契約ということになります。ただ、おっしゃるスキー場の運営につきましては、非常に天候に大きく影響を受けるものでございます。令和2年度においても、当初見込んでいる運営が難しい状況もございました。通常、当初計画と大きく運営状況が変動した場合などは、指定管理者と運営上の協議を行いながら必要に応じて適

切な対応を取っていくこととなっておりますが、スキー場のような天候に大きく左右される、そういった運営上にも支障が及ぼされるような施設においては、雇用されている方の雇用状況が不安定な状況になるということは安定した雇用確保への影響が非常に懸念をされます。また、サービスの低下や運営管理にも支障を及ぼすものということも懸念をされていることと考えますので、最低限の保障を行うことこの議員の御意見については、市としても必要な考えというふうに認識をしております。

先ほども言いましたけれども、賃金などの雇用条件については雇用主である指定管理と被雇用者、従業員の方との雇用計画によるものではございますが、スキー場のように天候の影響に運営が大きく変動するスキー場運営においては、適切な人材確保のためには最低保障の考え方が必要というふうに考えますことから、指定管理者と市の積算している人件費、そして人員確保のための最低保障の考え方について十分理解をしていただいて、その運営について協議を行っていききたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 前向きな答弁頂きました。今年も12月に入り、準備、スキー場のオープンに向けて準備が進んでおります。今後天候次第でたとえ1月に入っても、2月に入ってもスキー場がオープンしない場合も想定されます。そんなことがあっても、生活ができるような最低の賃金というのは保障するようなことで、早急に対応していただきたいと思います。

次に入ります。

コロナに関する網走市の対応問題について伺います。

冒頭、一つ確認しておきたいことがあります。それは昨日他の議員からも質疑ありましたが、今市民に求められているのは正しい情報の発信であると思えます。昨日から保健所から情報がない、知らされていないと繰り返しお話がありましたが、7月17日の記者会見では市内感染者の発生を公表しております。7月17日の発表は何だったのか。その際も感染者が非公式であると公表してございましたが、ここに矛盾があると感じます。7月17日だけ保健所から連絡があったのか、また我々議員有志グループの調べによりますと、保健所に聞き取りをした結果、市内に感染者が発生した都度、市とは情報共有をしてい

るというようなお話を伺っておりますが、これについてはどのように、説明をお願いいたします。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時19分再開

○井戸達也議長 再開します。

答弁調整のため、休憩に入ります。

再開は予鈴をもってお知らせしますので、御承知願います。

午前11時19分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

小田部議員の質問に対する答弁から。

健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 まず初めに、確認に時間がかかったことをおわび申し上げます。すみませんでした。

感染者の情報を保健所と共有している、このことにつきましてはこういった事実はございません。また保健所に確認をしたところ、そういったお話をした事実もないというようなことで確認をしております。

次に、記者会見の関係でございますけれども、当時複数の報道機関から網走で感染者が出たとの問合せが相次いでございましたことから、報道の情報を基に振興局長に面会を求めたところ、年代、性別、職業は非公表、居住地はオホーツク総合振興局管内とする感染事例の提供がございましたので、市といたしましては報道機関の情報なども踏まえて市内で感染が確認されたものと判断をいたしまして、市民に対する注意喚起を目的に記者会見を行ったという経過でございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 それでは、我々有志グループの聞き取りが誤っていたという認識でよろしかったのでしょうか。今のお話でいきますと、情報を求めたら、その範囲で発表ができるということではよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 御本人が同意をする情報であれば得られますけれども、保健所が非公表としている情報は基本的には得られないというようなことで、我々がお聞きしてもその情報は確認することはできないというようなことであるというふうに考

えています。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 7月17日の件は情報を求めたところ、教えていただいて公表することができた。今後網走市に感染者が出た場合も、同じように本人の同意があれば情報を求めて公表することができるということでもよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 7月11日の記者会見の関係ですけれども、ここは報道機関からの取材、問合せが相次いだというようなことがまず一つあって、振興局に確認を求めたところ、年代、性別、職業、居住地はオホーツク管内としますけれども、その他の情報は非公表でありました。ただ、その報道の問合せですとか、そういったことを総合的に市が市内で感染した事例というふうに判断をして公表に至ったというようなことですので、基本的にはこれまで答弁してきたとおり、非公表の情報は得られないというような考え方でありますし、そういった本人が同意していない感染事例については市から公表することはできないというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 同じことの繰り返しになりますので、次に行きますけれども、基本的に市民への命と安全を守るという観点から正確な、本人の意向もあります、情報発信というのは今後大切になってくるものだと考えております。

それでは、先般10月17日に開催されたSOMPOボールゲームフェスタ2020についてですが、これはどのような経緯で開催されることとなったのかを説明いただきたいと思います。あわせて共催とはいえ、実質主たる主催者は網走だと私は考えていますが、市の認識を伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 お尋ねのSOMPOボールゲームフェスタの経緯でございますけれども、こちらについては昨年度日本トップリーグ連携機構のほうから、全国で小学生を対象にボールを扱う運動の楽しさを元トップアスリートと体感しながら基本的技術の習得や技術力を向上させ、次世代の子供たちのスポーツライフを支援する目的で行っていることについての公募がございました。網走市としてはこの趣旨に賛同する形で昨年度この公募に応募をしたところ、12月に開催の内定を頂きました。そして、

今年度4月から開催に向けて具体的な準備を日本トップリーグ連携機構と共同で進め、9月公募をして10月の実施開催となったものでございます。

また、主催の関係でございますけれども、こちらのイベントにつきましては、先ほど言ったような目的で網走市と一般社団法人日本トップリーグ連携機構が役割を分担しながら連携して開催したということで、共催ということでございますので、日本トップリーグ連携機構、網走市ともに同等の主催責任があるというふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 市の認識はわかりました。

それでは、SOMPOボールゲームフェスタ2020に関わる連携協定に関する覚書、またはSOMPOボールゲームフェスタ新型コロナウイルス感染対応ガイドラインとは、日本トップリーグ機構と開催自治体の網走市とで事前に協議し運用することとなっておりますが、その内容、役割についてを伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 日本トップリーグ連携機構とは、事前協議で内容と役割の分担をしておりますが、日本トップリーグ連携機構側は主にイベント全体の管理運営、内容としては講師、運営スタッフの派遣、募集のチラシのデザイン制作、当日の会場運営といったものでございまして、網走市はその運営補助、会場の確保、提供、必要備品の準備、参加募集、大会サポートスタッフの手配、競技の補助や受付、イベントの司会などを役割分担としているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 市の説明ですが、いずれにしても網走市と共催ですが、網走市が市内小学校、全家庭にチラシを配布したということで間違いのないと思います。

そこで確認しておきたいのが、ボールフェスタに参加された講師たち8名は前泊していると聞いて、伺っておりますが、送迎などを含め、その行動経路について御説明していただきたいと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 講師の派遣に係る対応については、日本トップリーグ連携機構が全て行っておりますので、市としては詳細な旅程については把握はしておりません。ただ、日本トップリーグ連携機構の指示があった一部の講師の送迎については、

市の職員が対応したということでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 送迎はどこからどこまで、何名の講師を送迎したのかを伺います。そして何人の職員が送迎に当たったのかを伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 講師はアンバサダーと呼ばれる方を含めて9名いたのですが、そのうちの6名の方を空港のほうに送迎の指示がありまして、10月16日に講師5名の方を2台で送迎をしております。それから17日は講師1名の送迎、それから帰路の6名についても2台で送迎をしています。それからホテル会場間を四、五名の方を2台で送迎をしております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 空港からということで、空港から宿泊施設まで、宿泊施設から空港まで、また宿泊施設から会場まで、2台でということですがけれども、2名の職員が送迎に当たったという認識でよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 1台に1名の職員がついたということで、2台2名ということで間違いありません。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 わかりました。

あと10月27日にトップリーグのホームページにて、網走で開催されたイベントに参加した講師3名がコロナに感染したと公表されましたが、このとき事前に連絡がトップリーグ機構のほうから連絡があったとお聞きしておりますが、これに対して市はどのような検討協議をどのようなメンバーでなされたのか、対応を伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 トップリーグ機構からの連絡の件と対応でございますけれども、10月27日午後2時頃日本トップリーグ連携機構より10月17日の網走市で開催しましたイベントに参加していた講師3名が新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認されたため、その事実内容を公表するというような連絡でございました。市では3時と6時に、市対策本部で内容の情報共有と今後の対応について協議をいたしまして、その結果、トップリーグのホームページでの内容から参加者に感染者、濃厚接触者の報告がないこと、トップリーグ連携機構から示されてい

ること以上の事実を確認できる情報や市民に説明できるだけの情報を把握していないとして、市として発表できないということで、参加者からホームページを踏まえた問合せがあった場合には、日本トップリーグ連携機構が示している情報の内容や万一体調不良時などにおける相談先などの説明をするということにいたしました。そして、また今後もトップリーグ機構の情報を注視していくということにいたしました。その後10月30日、市対策本部においてトップリーグのホームページ内容が29日更新され、濃厚接触者とされていた方が全て陰性であったと、参加者に感染者及び濃厚接触者の報告がないというような情報でございましたので、そのことについての情報共有を行い、また参加者に対する主催者としての説明、対応について不安の声が寄せられているというようなことについての協議を行い、その結果でも参加者には感染者、濃厚接触者の報告がないこと、それからトップリーグ連携機構から示されていること以上の事実を確認できる情報、市民に説明できるほどの情報がこの時点もないというようなことのため、公式発表はできないという判断をして、参加者からホームページを踏まえた問合せがあった場合には引き続き日本トップリーグ連携機構が示している情報の内容、万一体調不良時における相談先などを説明するというような判断をしたところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 その会議のメンバーはどういった方々でしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 冒頭、最初のほうに説明しましたが、10月27日第一報があったときの3時、6時の会議においては、市の対策本部の幹部ということで関係者を教育長、社会教育部長の担当部署と副市長ほか全てで4名で協議を…。中身をちょっと確認させてください。

○井戸達也議長 暫時休憩します。

午後1時14分休憩

午後1時15分再開

○井戸達也議長 再開します。

小田部議員の質問に対する答弁から。

社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 申し訳ありません。

27日の3時の会議においては、副市長、企画総務部長、健康福祉部長、社会教育部長の4名、6時の

2回目の会議につきましては、そこに市長、教育長を加えた6名ということで協議をいたしております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 わかりました。

あわせて、同日の午前に保健所からイベントに関する聞き取りの連絡があったと聞いておりますが、その内容はどのようなものだったのか、そしてどのようにお答えしたのか、詳細について伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 27日午前中に網走の保健所からイベントに関する問合せということがございました。そちらにつきましては、スポーツ課のほうに電話が来ましたので、規模、イベントの内容、参加者等について確認をされたので、そこについてお答えをしたということでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 イベントの内容についてはどのようにお話、御説明したのか、感染対策などはどのように取ってとか、いろいろ保健所ですので確認してくると思うのですが、その辺はどのようにお答えしたのか伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 保健所からは、イベントがそもそもどのような内容だったかということでしたので、屋外、屋内で4つのラグビー、サッカー、ソフトボール、バレーといったグループに分けて、それぞれが講師と子供たちが一緒になってボールに関するレクチャーをするイベントということで内容をお伝えしました。午前から受付は名簿に沿って消毒を行いながら行うということ、屋内については密を避けるような形で換気を取ってやるというようなことをお伝えをしているところです。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 この保健所の問合せについてですが、教育長、部長、担当部局の方々全員がコロナに関することとは気づかなかつたと繰り返し御説明なさっていましたが、このようなコロナ禍の中でそんなことがあり得ますか。この保健所の聞き取りはどのようなものだと思っていたのか、また何のための問合せなのかを確認しなかったのでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 私どものほうでは、その時

点では保健所からイベントへの問合せということでございましたので、イベントの内容についてお伝えをしたということ、それからトップリーグ連携機構から、そのときは情報もなかったので単純な問合せをお伝えをしました。

その日の午後、トップリーグ連携機構から講師の感染の連絡を受けた際には、トップリーグ連携機構からの感染者3名ということが網走以外で、帰京後に発症したというような情報がありましたので、私のほうから午後3時のトップリーグ連携機構からの連絡の各事項を、具体的には網走来た講師3名が帰京後に陽性と判明したということについて、この事実がトップリーグ連携機構としてはホームページで公表するというようなことの内容の報告と、そもそも市の対策本部に対してイベント内容について対策本部に説明をした際に、午前中には保健所からイベントに関する問合せがあったというようなことで規模、内容などをお伝えしましたということは対策本部会議で説明をさせていただいたということでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 再度確認しますが、保健所の問合せに対して、なぜイベントの内容を聞いたのか伺わなかったということでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 保健所からイベントに関する問合せということで、教えてほしいというようなことの情報に対して答えたということです。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 保健所はイベントに興味あったのでしょうかね。わかりました。いずれにしても市の説明により、問題がないと保健所は判断したことなのだと思います。

先日の所管事務調査では、副市長の説明でもこのイベントに対して感染対策に万全を期して行われていたといった発言の旨がありました。ボールゲームフェスタのコロナ感染ガイドラインには、ハイタッチや集合写真は十分な距離を保つことができず感染リスクが高いと予想されるため実施しないと記載されています。しかし、マスクなしで集合写真を撮り、ハイタッチをしているというのが現状であり、このガイドラインが守られていなかったというのが事実であります。ここにその写真もあります。

私は参加者の保護者としてイベントをずっと見ていましたが、このガイドラインと照らし合わせても

感染対策が徹底していたとは言い難いものがあると思いますが、副市長は現場を見て御説明していたのでしょうか、お尋ねいたします。

○井戸達也議長 副市長。

○川田昌弘副市長 さきの委員会で説明した事項については、私は現場は承知しておりません。ただ、その関係者からの状況の報告を受けて、そういう発言をさせていただきました。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の私の発言、事実関係とこのガイドラインと照らし合わせながら感染対策には徹底していたと言い難いものがあると思いますが、市の所見を伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 感染対策、当日のということでございますが、マスクの着用については運動時のマスク着用は身体への影響を考慮いたしまして、参加者の運動中におけるマスクの着用の義務づけはしていないというガイドラインになっておりました。また、運動中にマスクを着用する場合には、逆に呼吸が苦しい様子が見られる場合には、必要に応じてほかの人と距離を取るなどして休養させるよう注意喚起を促すこと、また本市スタッフなども同様の対応としてお互いに注意を促すということで対応に当たっていたということになっております。

それから、集合写真につきましても、6月に作成させていただいたガイドラインでは行わないこととされておりましたが、当日のトップリーグの判断で短時間、マスクを外して撮影を行ったということは承知しております。また、ハイタッチにつきましては、本来閉講式後の退場に講師が参加者を見送る際に行うこととなっていたもので、そこでは実施していないというふうに思っておりますが、各運動ごとに講師により参加者とそうした接触があったとすれば、感染対策として密集、密接、換気などの対策をはじめ、講師スタッフにおいても当日の小まめな手洗い、手指消毒、感染防止について、お互いに注意を促すなどの意識づけを行っていた中で、さらなる配慮が必要であったのではないかとということで反省をしなければならないというふうに感じております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 要するに、感染対策の徹底はしていたという説明が間違いだということではなかったのでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 マスク着用など、運動を伴うイベントということでありまして、一部マスク等が着用できないような状況になっても、ソーシャルディスタンスやお互い同じ人間と向かい合わせて、長い時間置かないなどのそういった注意喚起はしていた中で徹底ということと認識しております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 単純にここに感染対応ガイドラインがあります。ここに明記されているのが、ハイタッチや集合写真は十分な距離を保つことができず、感染リスクが高いと予想されるため実施しないと明記されています。こういうことが実施されていたにもかかわらず、感染対策は徹底していたとおっしゃるのですか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 マスクの着用、ハイタッチにつきましては先ほども説明したとおりでございますが、集合写真については当日のトップリーグの判断ではございましたが、議員のおっしゃるとおり徹底というところでは徹底がなされていなかった部分はあったということではないかと思っております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 現場では講師と3時間にわたり触れ合い、同じボールを使い同じバッドを使い、マスクを外し、この写真にもありますが、講師もマスクをずらして一緒にイベントをしている様子が写っております。とても感染対策が万全を期していたとは言い難いものがあるなど、私は感じております。

続いて、10月28日にイベントに参加した3名の講師がコロナに感染したとのことが全国ニュースで報道され、同日北海道新聞にも記事が掲載され、30日には地元紙で掲載され、参加された皆様をはじめ多くの市民の皆様がこの報道で初めて事実を知ることとなりました。子供たちの心配はもちろん、参加者に感染が広がっているのではないかと、主催者である網走市はなぜ何の説明もしないのかなど、不安と不満の声をたくさん頂きました。それを受け、参加した保護者として、また議員として私は30日、教育長のところへ参加された市民の皆様には事実経過の説明、丁寧な対応をしていただきたいと思います。その中身として、一つ、参加者はもちろん市民に対して今回の件に関し経緯をしっかりと説明し、体調不良などがあれば対応できるような窓口を設けること。一つ、コロナ発症の経路、関係者、

濃厚接触者などの情報公開をするべきである。一つ、参加者並びに関係者全員のPCR検査をすべきであると申入れをし、あわせて最悪のケースになれば学校や病院などでクラスターが起きかねない状況であること、また感染した講師の皆さんと事前に打合せなどをしていただいていたスポーツ指導員、市職員が保健所から濃厚接触者として連絡が入っていないか確認すべきだと申入れをさせていただきました。それに対して、検討するというお話を頂きましたが、その後はどのような検討がなされ、どのようなメンバーで何を会議し、どのようなことを決定したのか伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 10月30日市の対策本部におきまして、参加者に対する主催者としての説明、対応について不安の声が寄せられていること、参加者への丁寧な対応、場合によっては参加者へのPCR検査の対応などの要望があったというようなことを市の対策本部において共有をして、その対応についての協議を行ったところでございます。

その中のPCR検査につきましては、行政検査以外での対応については実施されていないというようなことから、当時は難しいというような判断をいたしました。また、今回感染者の居住する保健所から感染者に関する情報が一切なく、そうした情報がない中でトップリーグのホームページ内容が29日、この時点が更新され、濃厚接触者とされていた方が全て陰性であったこと、参加者に感染者及び濃厚接触者の報告がないというような内容であったことから、参加者には感染者、濃厚接触者の報告がないこと、トップリーグ連携機構から示されていること以上の事実を確認できる情報や市民に説明できるだけの情報を把握していないとして、市としての発表はできないとして、引き続き参加者からの問合せがあった場合には、日本トップリーグ連携機構が示している情報の内容や万一体調不良があった場合における相談先などをお伝えするという判断をしたところでございます。

初動において、トップリーグ連携機構の情報を参加者にお知らせして、体調不良が発生した場合は速やかな相談先をお伝えするなどの対応をすべきであったということは、反省をしているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 スポーツ指導員並びに市職員が講

師と事前に打合せなどなどして、私から見ても濃厚接触者に当たるのではないかということで、保健所から問合せがないか確認すべきであるというお話をさせていただきました。その件については確認したのでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 先ほどもお話ししていましたが、網走市においては参加者に感染者及び濃厚接触者の報告が市のほうにないということであったことから、特段確認のほうはしておりません。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 130名の市民の参加者ではなく、講師と密に事前に打合せを行っていたスポーツ指導員のお手伝いをしてくれている関係者の市民、そして並びに市職員の方々の保健所からの濃厚接触者としての連絡が個人に入るものでしょうから、あるかないかを確認すべきだと私は教育長にお話しさせていただきましたね。その確認はしたのかしないのか、しなかったら、なぜしなかったのか、教育長お答えください。

○井戸達也議長 教育長。

○三島正昭教育長 当日協力いただきましたスポーツ推進委員並びに市職員については、確認をしております。先ほど部長から言いましたように、参加者からの濃厚接触者、感染者の報告がないというトップリーグ機構からの情報だけではないのですけれども、スポーツ指導員からのそういった情報もないという中で、こちらの判断としてしなかったと、それが適切であったかどうかということになれば適切ではなかったというふうには考えておりますけれども、当時は確認はしておりません。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 情報がないからこそ確認すべきであると申し上げたつもりなのですが、これも同じ繰り返しになりますので、次に行きます。

それから10日以上何の音沙汰もないままでした。なぜ何の対策も打たなかったのか、大変疑問に感じております。そして、11月12日に私に教育長から連絡があり、参加保護者へ手紙を出すことを決定したと伺いました。イベントから約1か月も経過してから手紙を出すことを決定したのは、一体なぜなのか伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 トップリーグ連携機構のホームページの更新では、30日6時まで新たな感染

者、濃厚接触者はないとの情報を最後に新たな情報発表はありませんでした。ただ、参加者から情報がないことへの不安や市への説明、対応についての声も、議員もはじめ寄せられていたというようなことで、11月11日の市の対策本部により協議をして、参加者に感染者、濃厚接触者の報告はないが参加者の安心を確保する対応が必要であったというようなことを反省点として踏まえ、参加者に対してお知らせが遅くなったことへのお詫びを含めて経過のお知らせ文書を発出すべきとの判断になり、内容を検討して11月17日に参加いただいた方、協力いただいたスポーツ推進員の方へ文書を発送したということでございます。参加者から情報がないことへの不安や市への説明、対応についての声が寄せられていることに対して、遅くはなってしまったがお知らせをすべきというような最終的な判断になったということでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 大変時間がかかったの判断、全然納得いきませんが。

次に、トップリーグ連携機構の公式ホームページによりますと、今回のイベント参加者には感染者または濃厚接触者はいなかったと報告されております。しかし、参加者以外にも当日のイベント運営に関わった網走市民は多数おられます。参加者以外の関係者、網走市民の中で感染者または濃厚接触者はいなかったのでしょうか、市の認識を伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 トップリーグ連携機構のホームページでの情報では、講師3名が新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認されたこと、濃厚接触者とされた3名が陰性と判明し、10月30日午後6時まで新たな感染者、濃厚接触者の情報はないという情報しかホームページとしてはございませんでした。したがって、市としてはトップリーグ連携機構の発表した事実以外に情報はございません。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 我々議員有志グループの調査結果とは異なります。改めてお聞かせいただきたいと思えます。参加者以外の市民の中で感染症または濃厚接触者はいなかったのでしょうか。教育長、お答えください。

○井戸達也議長 教育長。

○三島正昭教育長 感染予防法ですか、法律による感染者、濃厚接触者はいないというふうに認識をし

ております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 我々有志グループの調査では、参加者以外の市民で保健所から濃厚接触者として指定を受けてPCR検査を受け、イベントから数えて2週間目まで自宅待機するよう指示された市職員がいるはずですが、よからぬ誹謗中傷を避けるために氏名は明かしませんが、この市職員が濃厚接触者の可能性が高いと判断されPCR検査を受け、2週間自宅待機させていた事実を市民に報告しなかったのはなぜですか、その理由をお聞かせください。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 職員の服務の関係でございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほどから議論のありましたトップリーグ連携機構の発表に関連して、送迎業務に当たった職員につきましては市の取扱いにより感染症の拡大を防止することに該当するというふうに判断をし、職務専念義務の免除を指示し自宅待機といたしました。この措置の期間は10月27日から10月30日の4日間で、この期間については保健所の助言によるものでございます。

新型コロナウイルス感染症に関する職員の服務につきましては、3月2日付企画総務部長名で通知をしております。職務専念義務の免除とするのは3つのケースがございます。一つは職員が新型コロナウイルスの病原体保持者である場合、二つには所管保健所より濃厚接触者とされた場合で出勤自粛要請を受けた場合、これらこの2つについては該当がございません。そして今御指摘のありました内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止をするために出勤自粛要請を受けた場合で、この取扱いはこれまでに4月と7月の2件でございます。

また、特別休暇とする取扱いがあり、学校等の臨時休校により子の世話を行う必要がある場合、職員や家族に発熱等の症状がある場合などとなっております。また、この取扱いにつきましては、2月18日付で北海道から示された事務連絡、また3月1日付国からの通知に基づいた内容で、正職員だけではなく会計年度任用職員等も対象とする内容となっております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 今まで散々我々議員有志グループの調査では、そのような事実はお知らせいただい

いませんでしたが、今のお話によりますと、つまりこのイベントの講師でコロナの陽性者が3名出たと、その送迎に当たっていた市職員が何らかの危険性があるかもしれないから市の判断で休ませたという、今のお話だったと思うのですが、それだけ陽性者と濃厚接触していたであろう市民130人の、まず第一に行政がやるべきは参加された市民130人の安全の担保だと思います。そちらに説明をせず、説明することもせず、市の職員の何かあっては大変だということでお休みさせたということすら状況がおかしいのではないかと、判断がおかしいのではないかとありますが、どういうお考えなのかお尋ねいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 参加者につきましては、先ほど教育委員会のほうから答弁がありましたとおり、トップリーグ機構のほうからそういう内容がないよという情報を得ていたので、お知らせしなかった、そのことについては初動としては不適切な部分があったのではないかとこの答弁のとおりでございます。

先ほど御質問があったとおり、いわゆる参加者の中に職員や体育指導員などが含まれるかどうか判断は、私はできませんけれども、企画総務部としましては感染症の拡大を防止することも必要だろうということで、これは保健所にも御相談をしてこういう対応を取ってもいいのだろうかという御相談をさせていただいて、それについては必要であれば対処をしてくださいということです。また、これにつきましては、4月にも事例がありましたので、それを参考にして取扱いをしたということでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 先般の所管事務調査でもそういった事実の説明はなかったのですけれども、それはなぜでしょうか。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時51分再開

○井戸達也議長 再開します。

小田部議員の質問に対する答弁から。  
教育長。

○三島正昭教育長 所管事務調査の委員会において、先ほどの職員を職務専念義務で休ませたということの説明がなかったというお話でしたけれども、委員会の中でそういった内容の質疑がなかったとい

うことから説明というか、こちらからの話はしていないということでございます。

また、10月末からの議員との話の中でもそういった話がなかったということでございますけれども、感染者、濃厚接触者についてはいないということの説明をしてきたかというふうに思いますけれども、職務専念義務免除で休ませたということにつきましては企画総務部で判断をしたということもありますし、また職員の個人情報とかプライバシーに関わることでもございますので、そういった説明をなされたということでございます。

また、保健所に問合せということにつきましては企画総務部のほうからお答えをさせていただきま

す。  
○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 保健所への問合せ、助言を受けた内容でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、4月にも新型コロナウイルスの病原体保持者でもなく濃厚接触者でもない場合について、例えば高熱があるとかという事例だったので、そういうときの対応をどうしたらいいのかという御相談をさせていただいたときに、北海道から事務連絡が出ている通知、あるいは国から発出されている通知に基づいて対応していただきたいというアドバイスを受けましたので、4月にそのような対応をしました。それを参考にして7月、また10月について感染症の拡大を防止することということに該当するので、職務専念義務の免除を指示を自宅待機をするという判断に至ったということでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 一番大切なのは参加された130人の健康と命であると思います。そちらのほうに説明もしないままそれだけ市の職員が危険性があると判断して職員を休ませた、それはなぜなのか認識を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 先ほど教育委員会のほうから答弁があったように、空港からの送迎業務に当たって感染者と行動を共にする時間があつたということが、いわゆる密に当たる可能性があるのではないかとこの判断でございました。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 それだけ危険な講師と130人の市民も一緒に触れ合って3時間も一緒にあ

のですけれども、そちらに説明しないという判断はどうしてそんな判断ができるのでしょうか。事実関係の説明もしない時点でお休みさせていますよね。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 私、企画総務部としてその状況を把握したのは、先ほど答弁のあった3時の時点でございますけれども、その段階で参加者に感染者、濃厚接触者の報告がないということでしたので、これは私たち所管する部分ではないかもしれませんが、職員については北海道あるいは国からの通知がございまして、これに該当するというふうに判断するのであれば速やかに対応すべきというふうなことが企画総務部の判断でございます。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 教育委員会といたしましては、市の対策本部とも情報共有をしましたが、トップリーグ連携機構のホームページの情報により参加者には感染者、濃厚接触者の報告はないということでしたので、そういった情報は出さなかったということですが、何度も言いますけれども、そこに関しては適切な対応に欠ける部分があったというふうに感じています。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 つまり我々有志グループの調査結果によりますと、トップリーグ機構の公式ホームページにあったように、10月23日に講師1名がコロナ陽性となり、保健所からの指示でその濃厚接触者として網走市職員1名がPCR検査を受け2週間自宅待機の指示が出されました。続いて10月26日に2人目、3人目の講師、コロナ陽性が判明し、その講師の濃厚接触者としてさらに新たな市職員1名がPCR検査を受け2週間の自宅待機を余儀なくされました。もちろんこれは市職員として担当課に報告し、担当部局はもちろんコロナ対策本部の皆さんも承知のことだと思います。これが事実であったとしたら、所管事務調査で説明されました10月27日トップリーグ機構から連絡があり、コロナ感染について初めて知った、それ以上の情報は何もないと説明されてきましたが、これも事実ではありませんね。

隣町の大空町は役場職員が感染したことを保健所に相談し、二度にわたり公表いたしました。また、北見市は体育館の指定管理業務を担う民間団体の職員が感染したことを公表いたしました。加えてトップリーグ機構は公式ホームページで同機構の事務局員が濃厚接触者だと判定されたことを公表しており

ます。トップリーグ機構は濃厚接触者までなぜ公表したとお考えでしょうか。網走市に感染者が出て感染が広がってはいけないとの認識から公表したものだとは考えています。こうした事例を踏まえても、網走市は職員が濃厚接触者またはその可能性があったとして公表すべきだったとは考えておりません。濃厚接触者の職員が感染源となり、クラスターが発生してしまい、一部市役所を閉鎖しなくてはならないという状況から市民生活に多大な影響を与えている地域も出てきております。市職員が感染または濃厚接触者またはその可能性であった場合は、即座に公表し感染を拡大を抑え、市役所が通常どおりに業務を進める環境を維持すべきであると私は考えますが市の見解を伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 まず感染者に関しては議員のおっしゃるとおり、迅速な対応が必要だということなので、それは認識をしておりました。その部分についてはおっしゃるとおりだということに思いますので、前向きに主催事業等でもそういったことが行われるかどうか、保健所とまた感染者当人の方との確認を取りながらそういったことを進めるというようなことは昨日もお話の中で出ていたかと思えます。

○井戸達也議長 暫時休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時12分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

小田部議員の質問に対する答弁から。

社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 先ほどからお話ししましたけれども、情報については27日午後2時にトップリーグ機構のほうから講師の3名の情報が来たということで、先ほど言っていた、企画総務部長がお話していた空港送迎に関わった職員は、それ以降念のためにそういった処理をしたということでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の答弁については、所管事務調査の議事録も精査してまた別の機会に質疑させていただきたいと思えます。

そして、我々有志グループのこれまでの調査活動を踏まえ、7月の市内で開催された大会でも今回と同様のケースが起きていたことを知りました。7月

のスポーツ大会参加者が市内ホテルに宿泊した後、コロナに感染し陽性反応が確認されました。その選手は市外在住者であります、その大会運営に関わった市職員が保健所から濃厚接触者として判定され、PCR検査を受け2週間の自宅待機をしていたことは事実でしょうか、伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 おっしゃっていることが7月のイベントということでございますので、ホクレンディスタンスということであると考えると、ホクレンディスタンスにつきましては新型コロナウイルス感染症に関する情報はございません。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 このことについても、精査して別の機会に議論させていただきたいと思っております。

それでは次に、今後の対応、医療体制について伺います。

当市でもコロナ陽性者が出ているようですが、市はそれをどのように把握しているのか。また、市内では厚生病院しか対応できる病院はありませんが、コロナ患者で使える病床数を確保できるような対策が必要だと思っております、所見を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現在の網走市の陽性者数であります、これも種々議論しておりますけれども、感染者の情報につきましては、感染症法に基づき保健所が設置されている市以外では振興局単位で北海道から公表されています。これまで網走市を居住地とする公表がありませんので、市におきましては北海道から公表された以上の情報を把握することができない現状にあります。

今後の病床数の確保についてであります、北網圏域における感染症病床を有する指定医療機関につきましては、網走厚生病院、北見赤十字病院、遠軽厚生病院、広域紋別病院の4か所がございます。

本来の感染症病床数はそれぞれ2床ずつの合計8床となっております、北海道では患者推計を踏まえた3段階のフェーズを設定しております、現状オホーツク圏域は比較的大規模なクラスター発生や地域で感染拡大した場合のフェーズ2を想定いたしまして、医療機関との調整により病床を確保しているというようなこととございます。病床数については把握しておりません。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 病床数については把握していない

ということですが、市内での重症患者は何人まで対応できるのか、また対応しかねるような重症患者が出た場合はどのように。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 重症者数についてであります、網走でいけば入院設備が整っているのは網走厚生病院になりますけれども、重症者を受入れできる体制にはなっているというふうに認識しております。この重症者の数についても網走市で何人ですとか、先ほども申しましたけれども、圏域には4つの病院があつてそれぞれ連携をしながら重症者の扱い、よくテレビの報道でもありますエクモドとか、いろいろなICUで対応しなければならないような重症者もするというようなことで、ここは4病院が常に連携を図りながら患者の調整はしているというふうには伺っております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 つまるところ、厚生病院だけで何名というような判断というのか、できないということで理解いたしました。

これからの時期、PCR検査の数も増えてくるとは思いますが、陽性者はどのような扱いになるのか伺います。入院なのか、自宅療養なのか、またはホテルなどを借り上げて陽性者を隔離療養できるような対応も必要だと思っております、所見を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 PCR検査の体制といったところでございますけれども、最近の傾向として濃厚接触者に限らず念のための検査といたしますか、広域接触者といいますか、柔軟に対応している現状が今あるというふうに保健所からは伺っております。

今後の自宅療養、ホテルの借上げ、宿泊療養所というようなことになりますけれども、軽症者や無症状者につきましては医師が入院する必要がないと判断し、かつ患者本人が保健所や医療従事者などの健康観察、これは定期的な聞き取りになりますけれども、これらに対応できる場合は、自宅療養または宿泊療養が可能というふうに判断されるというふうに認識をしております。

宿泊療養施設につきましては、現在北海道におきましていつでも患者の受入れが可能となるよう、北見市での運営開始に向けて今準備が進められておまして、間もなく詳細が示されると考えております。

あと、自宅療養の支援というようなことも出てくると思いますけれども、健康観察につきましては保健所が行うこととなりますが、外出制限に伴い家族がいない場合における食事の提供ですとか、様々な課題があるというふうに想定されますので、支援方法や市の役割など今後保健所と協議をしてみたいというふうに考えてございます。

**○井戸達也議長** 小田部議員。

**○小田部照議員** しっかりと協議を重ねて、最悪の事態に陥らないような対応をしていただきたいと思えます。医療体制については理解いたしました。

それでは、網走市では今後も外部講師や外部選手を招いたイベントや大会などを開催されると思えます。新型コロナウイルスは簡単には収束しないと思えます。しかし、我々は前に進んでいかなければなりません。このコロナとの闘いに勝つためには徹底した感染予防が重要であり、そのためには可能な限りの正しい情報開示による市民の協力が必要不可欠となってくるところであります。市民と情報を共有することで網走が一つとなり、一丸となった感染予防策に取り組んでいけるものだと考えております。

今後、市民の命と生活を守るため、市長のコロナに対する認識と対策を伺いたいと思えます。

**○井戸達也議長** 市長。

**○水谷洋一市長** 一登壇一 お尋ねがございましたので、答弁をさせていただきたいと思えます。

今議論を頂きましたように、議論も答弁をさせていただいておりますが、学校の一斉休業、また3密の回避、マスクの着用、空気の入替え、外出の自粛、営業の自粛など、様々な感染拡大防止に向けた、そうした要請、協力の要請というのは、これは取りも直さず医療提供体制の提供度合いに応じて行われているものと、このように考えておまして、医療提供体制を確保するという観点からこうした施策が講じられているものと、そのように考えております。こうした観点から、議員のお話がありました点につきましては、オホーツク圏の感染症に対応する病院の連携の中でこれら医療提供体制の確保ということが非常に大切なものと、このように考えているところでございます。

こうしたことから、医療提供体制を確保するという観点から申しますと、全国的に感染者の増加が見られ、北海道においても集団感染が発生するなど医療提供体制を脅かす事態が発生をしているものと認識をしているところでございます。

こうした全国的な集団感染の状況を拝見いたしますと、いわゆる検査とその結果の出るまでの時間を要することが、原因の一つと考えられていることもあります。また、特に重症化リスクの高い施設での医療提供体制に及ぼす影響というものもありますので、いわゆる検査体制の充実の取組が極めて重要であると、このように認識をしております。そうしたことから、現在感染症指定医療機関と調整をしているところであり、こうした取組をすることが地域の安心を確保することでありまして、これら整備に対しまして関係機関と十分に協議をしてみたいと、このように思います。

また、情報提供につきましては取扱いにつきましては議論が種々ございました。担当部長からも答弁がありましたとおり、各自治体同様の議論が行われていると聞いておまして、各自治体とも苦慮していると、このように感じているところでございます。さはさりながら、議員もかように思うところがございますが、私どもがこうして住民と向き合う立場の基礎自治体にいる者として、いわゆる予防と治療、いわゆる医療機関、保健所そして基礎自治体が住民の不満を直接ぶつけられるのはこうした機関であるというふうに認識をしておまして、こうした場合、これらの間のコミュニケーションが適切に図られることが大変重要な課題であり、何がしかのトラブルが引き起こされるのはコミュニケーションの不足、またこれが説明が不適切、不十分な場合、また聞き手の理解が膨らまない場合に起こされるものと、このように認識をしております。人権の侵害ということを防止しながら適切なコミュニケーションを図った上で、広報が必要なものと存じます。そうした視点を踏まえ、議員が議論を重ねていただきました、10月に開催されましたボールフェスタについてのお知らせの在り方について、大きな反省の材料として今後に向けて取り組んでまいりたいと、このように思うところでございます。

**○井戸達也議長** 小田部議員。

**○小田部照議員** 終わります。

**○井戸達也議長** 松浦敏司議員。

**○松浦敏司議員** 一登壇一 日本共産党の松浦敏司でございます。

さきに通告しております2項目について質問をしたいと思います。

私は1項目めは、新型コロナ第3波感染拡大への取組についてであります。

昨日から先ほどの小田部議員まで、それぞれ質問がなされております。昨日から今の質問まで聞いて、率直な私の感想としてはなかなか情報の点でいえば非常に問題があるなというふうに思って、なかなか私たちが思うような形にはなっていないし、少なくともこの間の2日間の議論の中を見ても、やはり網走市のこれまでの新型コロナ対策に対する対応についてはやっぱり一定の問題があるのだということが明らかになったようにも思います。そういう点では、しっかりと対策本部をはじめとして、市全体でコロナ対策に対しての対応というのを改めて考え直すといえますか、反省すべき点は改善するということも含めて対応することが求められているというふうに思います。

今、議員もそうですが、私たち市民からたくさん声を聞くのは、結局情報が入らないためにいろいろなうわさも出てしまうということで、やはり少なくとも昨日、今日の議論の中でわかりましたけれども、北海道との関係でいえば権限の関係があって十分市としては単独で勝手に言えないというのは、それはよくわかります。ただし、私はそういう中においても、市としてできるものというものはあるはずで、独立した地方自治体ですから、その部分でもっと市民にわかりやすい形での情報というのをやる範囲でやるということ、そういう姿勢が私は必要なのだろうと。その部分がなかなか市民に見えない、議会議員にも見えないということで、いら立ちなども多分出てくるのではないかとこのように思うところです。そういったことも思いも含めて質問していきたいと思いますが、新型コロナウイルス感染拡大、いよいよ第3波、極めて深刻な状況になっていると。菅政権は危機感がなく無為無策の状況だというふうにも言われ、菅政権による人災だというふうにも言われております。新規感染者数は全国で11月28日に2,674人に達し、重症者も1週間で4割以上増えて11月29日に472人です。いずれも過去最多となっております。

日本医師会の会長も、このままでは医療崩壊が起こる、そしてGOTトラベルを中止するよう提言しております。道内においても、札幌市や旭川では感染拡大が止まらず深刻な状況になっており、特に医療機関が今医療崩壊に近い状況になっていると報道されております。今現在でいえば、さらにその深刻さは大変な状況になっているというふうにも私は感じております。また、オホーツク管内の新規感染

者も増えております。11月は全体で34名に達していることがわかっております。そして12月に入っても、それは勢いを増しております。12月6日現在でオホーツク管内の感染者は21名です。11月と比べても、勢いは相当増しているというふうに感じているところであります。そういったことを踏まえて質問していきたいと思っております。

まず、第3波の感染拡大の現状認識についてであります。

全国的な感染拡大と道内の感染拡大について、GOTトラベルキャンペーン、GOTイートが感染拡大の要因の一つに上げられておりますが、市はどのような認識を持っているのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 GOT事業への認識と当市の感染状況についてでありますけれども、失礼しました。

GOT事業への認識ということでございますけれども、観光サイドでいけば、観光の需要喚起策としては大変効果があるというふうには認識していません。一方で、感染リスクの関係でいきますと、GOTトラベル利用者の感染リスクが高いという報道が多くなされている一方、多くの利用実績があるものの感染拡大の主な要因とする根拠はないとの専門家の見解など、様々な情報があることから、市といたしましては判断ができないものだというふうに認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そういう答弁ですけども、私はそれはどうかなと思います。確かにそういうエビデンスがどうのこうのという学者も中にはいました。しかし、多くの専門家は、いわゆる人が動くことによってコロナの感染が広がるのだということで、こういったGOTキャンペーンのような人が動く、移動するというようなことはできるだけ避けなければならないというふうに言っておりますし、例えば昨日、おとといですが、菅首相は突如として何の根拠も示さないまま感染拡大を防ぐためだとして、突如GOTキャンペーンについては今月28日から11月11日まで一時中断すると。いわゆるそこでもさすがの菅さんでさえ、感染拡大を防ぐためと、これは菅さんが一番エビデンス云々というふうに言っていた人ですよ。しかし、結局はこの発表にもあるように、一時停止せざるを得ない状況になったというのは、やはりGOTキャンペーンというのは経済的

には非常に効果はあるのは、それはもう私も認めます。認めますが、そもそもどうだったのかということを見ると、そもそもこのG o T oトラベルキャンペーンというのは、感染拡大が一定程度収束した段階というふうに言っていたのですね。これが今年の春のことです。だからその時点では多分、まあ8月のお盆過ぎあたりには収束をするだろうということで、そこにG o T oトラベルキャンペーンの始まり、スタートを計画していたと。ところが5月下旬に自粛政策が解かれたという中で、人の動きが当然動きが大きくなるというふうになるとは思いますが、それに基づいて移動が進むと同時に感染拡大も進み始めて、当初のもくろみは狂ってしまったと。まさしく第2波が来る状況が、迫り始めていたということでありました。本来ならば、8月下旬に実施するものを、7月下旬に1か月前倒して強行してしまったわけです。案の定、このG o T oトラベルキャンペーンを実施すれば確かに人は一気に動きが広がりました。この網走にもたくさんの人たちが来ました。それはもう本当に事実であります。しかし、同時に感染拡大が進んだというのも事実ではないかと思えます。9月議会があったときにも相当感染が拡大して、9月議会のときは通常の形に戻れるだろうと私たちも思っていました、これはもうとんでもなく引き続きこの本会議場で委員会もしなければならぬということが続きました。

G o T oキャンペーンというのは税金を使って、お得感を持たせて人の動きを喚起するというものでありますから、本来コロナ感染拡大の対策とは相反するものだというふうに思えます。この政府の感染症対策分科会の尾身会長も、11月の中旬に一時停止を提言しておりました。人々の動きと接触を短期間に集中的に減らすことが、感染拡大の沈静化に必須だということにも述べています。日本医師会の会長さんの中川さんも、東京都連の会長などもはじめ専門家の皆さんも、一時停止して感染拡大を止めることを最優先にすべきだというふうに言っておりました。しかし、菅政権は専門家やこういった国民の声も無視してG o T oキャンペーンを続けるというふうに、つい先日まで言ってきたわけです。驚くことに予備費で3,856億円の支出を閣議決定しましたが、そのうちの3,119億円がG o T oトラベルに支出するというものであります。野党はこのお金を、医療機関の支援にこそ使うべきだというふうに政府にも申し入れております。この際、G o T oトラベ

ルを一時停止したわけでありましてけれども、網走市として政府に対して、このG o T oではなく、コロナ対策を最優先にすべきだという地方の意思を政府に対して要請する必要があるというふうに思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 今回のG o T oトラベルの一時停止についてですけれども、これにつきましては医療機関の負担軽減と感染拡大を食い止めることが目的とされ、来年の1月11日以降は感染状況を踏まえ改めて判断するとのこととありますので、今後国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 これが菅政権としてあと1か月前にこういった決断をしているのであればまだしも、もうここまで来て多くの人々が亡くなっているという状況もありますし、1月11日で果たして止まるのかといえば、私はこれはなかなか難しいというふうな、率直な意見を持っているものです。次に移ります。

オホーツク管内で高校生や小学校での感染が出ていると、先日も中学校でも、北見の中学校でも出たと。私の母校だというふうな話も聞いておりますが、ある高校では感染した生徒が学校に通うことができない状況になって退学をせざるを得なくなったという情報、これは正確ではないので、そういった情報もあります。これはただのうわさかもしれないでしょうけれども、しかし事実かどうかはわかりませんが、もしこれが事実だとしたら絶対にあってはならないことだというふうに思えます。網走の小中学校において、児童生徒で感染者が出ないという保証はありませんし、いつ出ても不思議でない感染拡大の状況ではないかというふうに思えます。そのことを想定した対策を講じておく必要があると思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校におきましては、学びの保障と感染症対策を並行して行い、万一感染者が発生したとしても感染が広がらないよう、文部科学省から示されている学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき換気やマスクの着用、リスクの高い学習活動や給食時の対応など多方面において対策を講じてきているところでございます。

万一児童生徒が感染者となった場合につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき対応することとなり、感染拡大の防止、感染者、濃厚接触者への配慮などに重点を置き対応していくこととなることを考えますけれども、保健所及び北海道教育委員会と情報を共有し、必要な指示を仰ぎながら対応していくこととなります。また、その情報の取扱いにつきましては、個人情報保護の観点から慎重に対応を進めていかなければならないと考えております。

学校におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の正しい理解と差別や偏見などの防止に向け、文部科学省からの新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた啓発資料等を用いて指導していく考えでございます。

**○井戸達也議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** ただ、小中学校というのは高校も同じですけども、誰かが例えばコロナの感染で休むなりした場合、コロナで休んだかどうかはわからないけれども、しかし特定しやすいのですね。そういう意味では、やはり誰がいつ感染するかわからないのだという、そういったことを想定して日頃から子供たちに対して指導する、絶対に差別したり指さしをするようなことをしないという、そういうことを日頃からやっていかないと、いわゆる一般網走市民の中でも感染者が出たという話があれば、もう特定の名前が出るほどのそういった状況があるわけですから、学校であればなおさらそういったことを注意しなければならないというふうに思います。そういった点で教育委員会としての基本的な考え方を伺います。

**○井戸達也議長** 学校教育部長。

**○林幸一学校教育部長** 今議員のお話のあったようなことは、絶対にあってはならないことだと私も思っております。また、学校におきましてもこういったことは指導していくと、先ほどお答えさせていただきましたけれども、現在指導はこういったところでも、差別、偏見等についての指導はしているところでございますので、引き続き学校で取り組んでいくということでございます。

**○井戸達也議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** 絶対感染がないという、感染が起きないということは、もうあり得ない状況にまで来ているのだなというふうに私は危機感を持っているところであります、学校においてのそういった

じめが起こらないようにしっかりやってほしいと思います。

次に、子供たちが感染しないための対策の一つとして、教室が密にならないことが大事だと。これは9月議会でも質問いたしました。答弁では学級によっては密にならないよう、特別教室などを活用しているとのことでありました。自治体の多くで少人数学級になっていないというのが現実でありますから、子供たちの間隔が十分取れない状況が続いているというような学校もあります。学校も苦心しているのが現状ではないかと思いますが、この際子供ファーストといいますか、子供たちを第一に考えたとき、少人数学級にすることが解決の大きな早道ではないかというふうにも思います。

新しい時代の初等、中等教育の在り方を議論している中央教育審議会、これは文科省の大臣の諮問機関であります、特別部会がありますが、10月28日に開かれ2日間の日程で教育関係者から聞き取りを行ったそうです。各団体からは、少人数学級の早期実現を求める意見が相次いだとのことでありました。聞き取りは中教審総会で中間まとめが了承されたことを受けて、初日は11団体が意見を表明した。聞き取りを踏まえて、11月に答申の素案が示されるとのことでありました。今臨時国会の中で、さきの臨時国会の中で、我が党の畑野君枝衆議院議員の少人数学級の実施を求める質問に対して、萩生田文科大臣は「皆さんと協力しながら頑張りたい。不転の決意で取り組む」というような前向きな答弁もあったところでありました。

国の新年度予算が決まってくるこの時期であります、少人数学級の実現の見通しについてどのように把握しているか伺います。

**○井戸達也議長** 学校教育部長。

**○林幸一学校教育部長** 少人数学級につきましては、子供たちが心身共に健やかに成長するためには一人一人に目が行き届くきめ細やかな指導が重要であります。北海道では35人学級について、従来の小学校1、2年生、中学校1年生に加え、今年度から小学校3年生に拡大、来年度には4年生に拡大する計画となっております。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点も含め、少人数学級制の拡大につきましては全国市長会、全国都市教育長協議会、北海道都市教育長会を通じて国に要望していますけれども、現在文部科学省において財務省と折衝が続いているところであり、その動向を注視しているところ

であります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 少人数学級を実施するには、新たな教室をつくらなければならないという問題があります。それから同時に、教員の増員がなされなければ少人数学級は維持できないと、こういうものもありますから、簡単ではありませんけれども、本当に子供たちのことを考えたときにできるだけ早く速やかに少人数学級にしていかなければならないと、こういうふうに思うのです。そういう意味で、教育委員会として政府に対してもしっかりと教員も含めてぜひ確保するというようなことで要望する必要があるのではないかと思います、その辺での見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 少人数学級の実現や教職員の定数改善などについて、全国市長会、全国都市教育長協議会などを通じて国に要望してきているところでありますので、引き続き要望してまいりたいと考えます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 網走市内にも教員免許を持っている人がいて、そして今現在仕事に就いていないという人が何人いるかわかりませんが、そういったこともこれから調べておく必要があるのかなというふうに思います。

次に移ります。

新型コロナ感染が長期化する中で、ストレスがたまることで子供たちの心がむしばまれる。放置すると鬱にもつながるといふに言われております。このストレスと上手に対処する方法として、ストレスコーピングという技法があるようであります。学校で子供たちの状況を把握して適切な対応が求められるといふに思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 今年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活環境の変化により、児童生徒は様々な不安やストレスを抱えているものと考えられます。各学校におきましては、児童生徒が学校の新しい生活様式に対応し、コロナ禍であっても元気に生活できるよう児童生徒が本感染症を正しく理解することが大切だと考えており、感染のリスクを自ら判断しこれを避ける行動を取ることができるよう、文部科学省が示しています新型コロナウイルス感染症予防資料などを用いて、繰り返し指導してい

るところでございます。また、同時に児童生徒が差別や偏見のない適切な行動を取れるようにしていくことも、安心して生活する上では大切でありますことから、保護者に啓発し、協力を求めながら指導を続けています。

児童生徒の状況の把握につきましては、日常的に丁寧の様子を観察する以外にも、面談の機会を設けたりアンケート形式で調査を行ったりするなど様々な方法で把握に努めています。また、児童生徒が不安や悩みを抱えている場合、自ら誰かに相談したり助けを求めたりすることが大切でありますので、担任や養護教諭、スクールカウンセラーなど学校の職員や保護者などに助けを求める行動を取ることができるよう指導したり、家庭児童相談室や子ども相談支援センターをはじめとする相談窓口を周知したりしています。

今後も児童生徒の状況を把握し、適切に対応してまいりたいと思います。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 やっぱりここでも私、学校内におけるコミュニケーションといひますか、子供たちと先生たちや学校全体のコミュニケーション、気軽に相談できるような、そういった雰囲気といひますか、そういうのも必要なのだろうという点で、これも先生たちに非常に負担がかかると思うのですが、やはりしっかり子供たちを細かく見ておくということも大事かなというふうに思うところです。

次に移ります。

医療機関の経営危機というのが指摘されているところであります。緊急包括支援交付金というのが、約3兆円投入したというふうに、菅首相は豪語しております。現状はどうなっているかといひば、全日本民主医療機関連合会の調査では、11月16日の時点でも医療現場には2割ほどのおよそ6,000億円しか届いていないと。民医連加盟医科法人99法人からの回答では、交付金を申請しているが10月末の段階でも4割超の42法人が1円も届いていない。これは全国的に、そういうふうな状況になっているというふうに聞いておりますが、コロナ禍が長期化する中で、現場は患者の対応など肉体的にも精神的にもぎりぎりの状況にあると聞いております。交付金の遅れの理由は、煩雑な申請手続で手間が取られるというふうにも聞いています。交付金のうち、収益への補填はコロナ陽性患者、疑い患者を受け入れる重点医療機関や協力医療機関への空床確保料などに限ら

れております。多数の法人に届くのは院内感染拡大防止の整備費用などの補助であり、この間の患者の受診抑制、受診控えや手術、各種検査、健診の延期による著しい収入の減少の穴を埋めることはできないようであります。

網走市内では新型コロナが蔓延している状況ではありませんが、少なからず受診の抑制があるというふうにも聞いております。市内における医療機関の影響についてどのように把握しているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市内医療機関への影響についてであります。国の緊急包括支援交付金医療分につきましては医療機関に確認したところ、交付金の種類や申請のタイミングなどにより、交付の状況が異なるとのことです。入金されないといったトラブルはないようであります。

医療機関への影響であります。医師会等を通じて確認したところであり、全ての病院というようなことではありませんけれども、入退院は安定しているものの薬の処方期間の延長ですとか、待合室が密にならないよう予約を調整するなど、現時点では外来の減少に伴い前年対比で1割から2割ぐらいの減少が見込まれるというようなことで伺っております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そういふことで、私もあるクリニックの先生に伺いました。やはり抑制はあるということで、できるだけ密にならないということも心がけるといふことで、一定の影響は出ていますということでした。ただ、1割ないし2割というような減少といっても、我々の収入とかとは違いますから、病院というのは桁がやっぱり違いますから、そういった点では1割、2割であったとしても相当経営には影響を一定及ぼすというふうにも私は考えます。

行政として医師会との連携を密にして、やはり情報を把握して医療機関を守らなければならないと、絶対にコロナによって経営難に陥って倒産するようなことは、絶対あってはならないというふうに思います。そういう点では適切な市としての支援なども含めて、国への要請などに力を尽くす必要があると思っておりますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 議員おっしゃるとおり、

医療提供体制の維持というものは大変重要なことであると認識をしております。今後につきましても、医師会との連携により市内医療機関における影響について状況把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 全国では、こんなに命がけでコロナの対策に頑張っている医師や看護師が、収入減によってボーナスも当たらないような病院があるというような報道もあって、非常に心痛いですし、中には心ない誹謗中傷するような人もいるというようなことで、非常に私もそういう人は本当にどうしてそんなことを言うのだろうかと思うぐらい、やはり医療関係者には最大限私たちは感謝をしなければならぬ、そういう人たちだというふうに思いますので、ぜひしっかりと対応していただきたいと思えます。

次に移ります。

高齢者施設等での検査などの対策についてであります。

全国全道の感染状況が収まる見通しは全く見えません。感染拡大が広がり続けているという印象であります。特にクラスターの発生が、病院や高齢者施設で発生していることは恐怖感さえ覚える状況です。新型コロナウイルスの特徴は、高齢者や基礎疾患を持っている人が感染すると重症化するという点であります。第3波における感染状況の特徴は、高齢者の感染拡大と重症者の増加、そして死亡者が急増しているということではないかと思えます。

そういう状況の中で、厚労省は高齢者施設等での検査の徹底を自治体に要請したと聞きます。概要は、一つには、高齢者施設等の入所者または介護従事者等で発熱等の症状がある人については必ず検査を実施すること。検査の結果、陽性の場合には入所者及び従事者の全員に対して、原則として検査を実施すること。二つ、高齢者施設等が必要と判断し、実施した自費検査は新型コロナ緊急包括支援交付金の補助対象となる。三つ、都道府県が検査しない場合は、高齢者施設等団体の相談窓口連絡すれば、厚労省が都道府県に善処を求めるといふものであります。

この事務連絡に基づいて、市として高齢者施設等への対応はどのように行われたのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 国の通知に対する市の対

応についてであります。本件につきましては医療機関や高齢者施設等でクラスターが発生していることを踏まえ、検査の徹底を周知する通知でありまして、当市におきましては令和2年11月30日付を持ちまして所管する地域密着型事業所へ遅滞なく通知をしたところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。さっき1から3まで言いましたけれども、1と2については周知しているということでもあります。

高熱が出るなどがあった場合は、対応できる体制は整っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 通知の内容でございますけれども、議員から御説明があったとおり、高齢者施設等の入所者または従事者で発熱等の症状がある者は必ず検査を実施し、検査の結果、陽性であった場合は、これはもう行政検査の拡充として捉えていただいておりますけれども、濃厚接触者に限らず当該施設の入所者、従事者全員に検査を実施するといったことがまず大きなことの一つです。また、高齢者施設等が必要と判断し自費で検査を実施した費用は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の補助対象となることが示された通知でございます。こういったことも踏まえまして、市といたしましても今検査体制の拡充といったところに取り組む、指定医療機関との調整を図りながら進めているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 通達が来て、出したばかりですから、直ちに十分な対応ができるかというのは、それはわからないということですが、いずれにしてもそういう方向で行っているということですから、クラスターが起こらないことを願うばかりです。

次に移ります。

高齢者施設は重要な役割を果たしているということも言うまでもありません。新型コロナは感染すれば高齢者や基礎疾患、先ほども言いましたけれども、そういったところで重症化するということで、第3波ではそのことが現実のものになったというふうに思います。高齢者施設で感染が発生すれば、全国全道の状況を見ても、クラスターとなり大変な事態、関係者のお話を聞くと施設で感染者が出たら施

設の運営も大変なことになるというようなことで、職員間で相当神経をとがらせていて、そういった中で働いているということで、非常にストレスで疲れているというふうに窮状も訴えている方がいらっしゃいました。現状における高齢者施設の感染防止対策というのは、どのようになされているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 高齢者施設の感染防止対策についてであります。入所施設、通所系、訪問系、それぞれ厚生労働省のマニュアルが示されておりまして、その中で感染防止に向けた取組、新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組が定められておりまして、各事業所におきましてこれらマニュアルを参考に感染防止対策を実践していただいております。

取組内容につきましては、感染症対策の再徹底、面会及び施設への立入り制限、外出時の留意事項、リハビリやレクリエーションの留意事項、送迎時の対応、職員の職場外での対応などが細分化されておりまして、介助等における留意点につきましては動画も公開されているようでございます。

また、厚生労働省が令和2年8月に実施をいたしました、高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検チェックリストによる自主点検結果に基づき、北海道におきましては今後も助言や研修の実施等感染拡大防止に向けた支援を行うことを示しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

家族の方が大変ですよ。面会できないということで、私も何人かの人に面会できないので本当につらいですということで、ただ中にはテレビ電話といえますか、今のLINEみたいなのでつないで面接できる場所もあるようですけれども、家族の皆さんやはり直接お話ができないのは非常に辛いというふうな話も伺っております。

次に移りますが、そういう中で神戸市では11月25日から、特別養護老人ホームや介護つき有料老人ホームなどの職員を対象に、全額公費で3ないし4か月に一度の定期的なPCR検査を実施するというような報道も伺いました。実施の理由としては、クラスター発生の防止、高齢者らの感染により重症病床が不足する事態を防ぐというふうに目的を明らかにして実施していると。当市も国の、先ほどの事務連

絡の制度も活用して高齢者施設等の入所者や職員を対象にPCR検査を実施することが必要ではないかというふうに思うのですが、その点での見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 高齢者施設等の入所者、職員を対象としたPCR検査についてであります。先ほども答弁いたしましたけれども、高齢者施設等において必要性があるものと判断し自費で検査を実施した場合の費用につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助対象となるため、同交付金を活用していただくことで考えております。また、新型コロナウイルス感染症につきましては全国的に新規陽性者数が増加しており、道内におきましても医療施設、高齢者施設、学校等で多数のクラスターが発生している状況も見受けられます。網走市内における医療施設等のクラスターの発生は医療提供体制を逼迫させるおそれがあるため、施設等で陽性者が判明した場合は関連する利用者、従事者等に対し迅速な検査の実施により感染拡大を最小限に食い止める必要がありますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、今指定医療機関と検査体制の拡充といったことで進めております。当面は行政検査というようなことでございますけれども、ただしその保健所のほうでも今行政検査を幅広に行っているという実態もありますので、そういったものを見据えながら、さらにこの検査体制の充実といったようなところには取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

中小・小規模業者、飲食業への支援についてであります。

○井戸達也議長 松浦議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

午後3時05分休憩

午後3時16分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

松浦議員の質問を続行します。

松浦議員。

○松浦敏司議員 次に、中小・小規模業者、飲食業への支援についてです。

新型コロナの感染拡大は、北海道では2月から始

まり10か月が経過しております。3月下旬から5月下旬まで休業要請で中小・小規模業者、特に飲食業の皆さんは収入が激減する、途絶えるというような大変な事態となりました。その後、国の特別定額給付金や持続化給付金、市の緊急対策、道の休業要請に対する支援金という、さらには家賃の補助などがなされたところであります。しかし、コロナの感染は7月には第2波の感染拡大が始まり、9月には第3波が始まり、中小・小規模業者、飲食業の皆さんは毎月が赤字という状況ではないか。市として支援策の状況やこの間の事業所の経営状況について、どのように把握しているか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、主に社交飲食業への支援状況についてでございますけれども、初めに社交飲食応援お食事券取扱い事業者への支援金では、登録された232店舗に対し1店舗当たり20万円の支援金を給付、給付総額は4,610万円、給付率は99.4%となっております。また、食事券の販売総額6,000万円のうち、事業者からの換金請求額は5,978万8,000円、券の換金率は99.6%となっております。

次に、北海道の休業等要請に対する協力事業者への10万円の上乗せ支援金は、北海道からの情報提供を基にこれまで171事業者へ支援金を給付、給付総額は1,710万円となっております。

網走地域応援商品券の販売総額は3億491万5,000円、これまでに事業者からの換金請求額は2億8,320万3,000円となっており、券の換金率は92.9%となっております。

社交飲食業以外の支援では、事業収入が前年同月比3割以上の減少など一定の要件を満たす方に営業継続支援金10万円を給付しており、これまでに支援金を給付した事業者は328事業者で、給付金総額は3,280万円となっております。

次に、各事業所の経営状況の把握でございますけれども、これまで支援金の給付やセーフティーネットの認定事務など、これらの業務を通じて経営状況を把握しているほか、網走商工会議所が実施しております四半期ごとの景気動向調査や新型コロナウイルス感染症の影響に関わる経営状況調査による把握、また日頃より商工会議所、金融機関、ハローワーク網走など関係機関や業界団体との情報交換により状況把握に努めているところでございます。

なお、現在集計中ではございますけれども、本年

度実施しております市の労働実態調査におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響や各支援策の活用状況など新たな項目を追加し調査をしているところでございます。

経営状況の認識ですけれども、直近の調査が8月に商工会議所が実施した新型コロナウイルス感染症の影響に関わる経営状況に関する調査がございまして、この調査によりますと業種別の飲食業で経営に影響が出ているとした方が89%、それから4月から7月の売上げについて前年同月比で減少と答えた方が89%、8月から12月の売上げ見込みについて前年同月比で減少と答えた方が78%となっておりますが、極めて厳しい状況にあるものと考えております。

また、その後北海道におきましては札幌を中心に11月上旬から感染が拡大しておりまして、集中対策期間が設けられ国のGoToイートやGoToトラベルも販売停止や停止になるなど、小規模事業者、飲食業はなお一層厳しい状況に陥っているというふうに認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 やはり相当大変だというふうに思います。

飲食業の経営者は国や道、そして市の支援によって何とか赤字の補填をして経営をしているという状況であります。しかし、年末の一番の稼ぎ時であるこの時期に第3波で仕事がなくなると、これからどうしたらいいのかという心細いお話をする経営者もございました。また、飲食業では少し客入りがよくなってきたと思ったときに、この第3波によって客足がまた止まってしまったというお話をしておりました。このままの状況では、年を越せないのではないかなという不安なども言っておりましたし、年を越したとしても春までもつかないというような声も聞いております。

国の第3次補正の話もあるわけですが、まだ具体的には見えてこない状況にあります。何らかの支援策や国への要望等を行う必要があるのではないかと思います。網走市の事業所の大半は、中小・小規模業者であります。この中小・小規模事業者が衰退したら、そこで働く労働者の雇用が不安定になるし、あるいは失業という形になります。こういうことは絶対に避けなければならないというふうに思います。

また、観光は網走の基幹産業の一つというふうに

位置づけもなされております。網走としても観光客を受入れ、網走の新鮮な魚介類などを食するためにも飲食業の衰退してしまえば、これもまた影響が大きいというふうに思います。そうならないための対策が求められているというふうに思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 現在小売店や社交飲食店で構成する団体などが、感染症の拡大防止に配慮しながら取り組む消費喚起対策に対する支援や、市内に店舗、事務所、作業所など有する事業者の換気扇やパーティションの設置、非接触型体温計の購入など感染症対策の取組に対して現在支援しているところでございます。

政府が8日に閣議決定しました新たな経済対策の中で、中小企業については事業継続、業態転換、新たな分野への転換に対する支援や実質無利子、無担保融資の継続、相談体制の拡充など、万全の構えで取り組むこととしておるところでございます。

また、GoToトラベル、GoToイートについては制度を見直ししながら、期間を来年の6月末まで延長することとしているところでございます。

第3波と言われる新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、徹底した感染症の拡大防止策の下、経済活動の活性化が求められると認識しているところでございます。国の経済対策の動向及び感染症の状況にも注視しながら、引き続き商工会議所、金融機関、観光協会、ハローワーク網走など、関係機関、業界団体と情報共有に努め、必要な経済対策をシームレスに実施してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そこで伺いたいのですけれども、国の中小企業対策の中で無担保、無保証人で据置期間が5年という制度資金がコロナ対策としてあるというふうに思います。当市ではこの制度資金を利用しているのは、およそどのくらいあるのか、また据置期間が5年間というのが基本だと思うのですが、その点でどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 金融機関の無利子融資の関係についてですけれども、市内金融機関及び日本政策金融公庫で無利子融資を扱っているわけですが、市内金融機関ではセーフティーネット保証の第4号及び第5号の一部も含むのですけれども、そ

これは少ないのですけれども、それから危機関連保障に認定された融資が無利子、無担保保証の対象になります。また、日本政策銀行において扱う新型コロナウイルス対策マル経融資ですね、マル経及び新型コロナウイルス対策特別貸付がこれも無利子、無担保の対象となります。市内金融機関のほうではこの4号保証及び危機関連保証で238件、それから日本政策金融公庫のほうでは45件、合計283件が、おおよそですけれども、5号とか除いていますのでおおよそ283件が無利子融資が使われたものと認識しております。据置期間なのですけれども、この融資につきましても融資期間が10年という形になっておりまして、この感染症に関わる貸付期間が10年で最大5年の据置きが可能となっているわけですけれども、据置期間については金融機関の考え方によって異なっているという状況でございます。単純に据置期間が5年制度としてあるので5年としている金融機関もありますし、利用者の返済を考えると5年間据え置いてしまうと5年で返さなければならないと、そういう厳しい状況を考慮して据置きを3年を中心としている金融機関もあると。これはもう金融機関の考え方ですので、そこは私どもが何とも言うことにはならないのですけれども、そのような状況で必ずしも5年にはなっていないというような状況になっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 よくわかりました。

国がコロナ対策としてやっているこの融資制度というのは、中小企業の経営者はおおよそ今回のコロナによって先が見えないということです。いつ収束するのかという状況。とりわけ、飲食業の皆さんは全く見えないという状況だと思います。この危機をどうやって乗り越えるのかということを考えながら、そのために当面資金はどれぐらいあればいいのかと。あるいは月々どれぐらい返済できるのか、こういったことを考えながら融資の準備といいますか、どうするかということを考えるというふうに思うのです。ところが今回のコロナというのは、先が見えないということで、結局据え置く期間というのはやはり長ければ長いほどある意味ではいいのです。つまり今の状況だと借りても返す、半年後に返せるか、1年後に返済することができるかというのはなかなか見通しができないということで、先日BSのテレビで下村博文自民党の政調会長が出ていたときに、中小企業の社長さんが出て言っていました

けれども、結局今部長が答弁したように、融資を受けると、本来なら1,000万円借りたかったけれども、実際には500万円しか借りられない。そして、据置期間は5年とっているのに実際には半年後、まだコロナの状況が変わっていない、そして仕事も全くない状況の中で返済が生じてきてしまっていると、そういうお話も具体的にあって、さすがの下村さんも、これについてはぜひ金融機関にもお話をしていきたいというふうに答えておりましたけれども、そういう状況があるので、確かに10年でそのうち据置期間5年となればその後大変かもしれないのですけれども、まず今ここ当面どうやって2年、3年生き延びていくかという、そういうことを考えたときに、やっぱりこの据置期間というのは非常に重要な役割を果たすというふうに思うのです。そういう点では、それぞれの金融機関の考えもあるのは確かです。確かですけれども、そこを何とか、より事業主が今後経営が続けられるというようなことを加味した形での融資というのが求められているというふうに思います。それは私の思いです。ぜひそんなことも何か機会があれば、行政から要請をしていたらなというふうに思います。

今もう一つ急がれるのは、持続化給付金なのです。もう持続化給付金がなくなってしまうのです。せっかく国から頂いたお金ももう間もなく途絶えてしまう。毎月が赤字ですから、毎月補填していついて。市から頂いたお金も補填に支払っていますから、もう正月前後であらゆる資金が途絶えてしまうということで、今急がれているのは持続化給付金の再度実施ということが、私どもは言っていますし、業者の皆さんもそのことを望んでいます。ぜひ国に対して市としても、年末年始を越していくためにも持続化給付金の再度の実施というのを求めてほしいというふうに思うのですが、見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 持続化給付金の再度の交付ということですが、これにつきましても、これについては現在いろいろな問題も出ており、いろいろな状況がございます。確かに制度としてはこれで終わってしまいますので、今後これについてはなくなるわけですけれども、今後につきましては国の判断になりますので今後の状況を見ながら、必要であれば全道市長会とかを通しながら要請してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 あとぜひ注視していただきたいのは、経営状況をできるだけ商工会議所とも連携を取ったり、商工会議所に入っていない人もたくさんいますから、そういった人たちのお話も聞いて、そして国ができなければ当面市が何ができるかということもぜひ検討してほしいというふうに思います。それは要請したいと思います。

次に移ります。

中小・小規模事業者は、今も前段で言いましたけれども、仕事をしていても固定費というものがかかります。家賃、電気料、水道料、下水道料というのがかかります。飲食店などはいくらお客さんがその日ゼロであっても、明かりはつけなければならないということでもあります。そしてもし雇用していれば、従業員には社会保険も払わなければならないと、こういった中小企業もいらっしゃいます。こういう体力の弱い事業者への支援も必要になってきているというふうに思います。ぜひこの辺で市としてどのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 体力の弱い事業者への支援についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして事業収入が減少した方には、さきにも御説明させていただきました支援金のほかにも税や社会保険料、それから上下水道料金などにおきまして納付の猶予制度などもございますので、まずはそれらを御活用いただければというふうに考えております。繰り返しになりますけれども、引き続き関係機関、業界団体との情報共有に努め、必要とされる対策について実施してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 よろしくお願ひします。

次に移ります。

2項目めは改正された種苗法についてであります。

残念ながら多くの農業者、あるいは私どもも反対しておりましたけれども、この種苗法がたった2か月という臨時国会の中で強行されてしまったと。これは私は思いますが、日本の食料に関わる問題、大問題だと思います。通常国会の中でこういったものを議論するならまだしも、通常国会でも出されなかった、それが臨時国会という極めて短期間の国会の中で提案されて、あっという間といいますか、通されてしまったと。私が質問項目をつくり、質問骨子を

つくっている段階ではまだ衆議院で通過した段階で、参議院では通っていませんでした。しかし、出来上がったころには通過していたということで、非常に残念です。そこで伺います。

種苗法の問題点についてであります。

種苗法は米や野菜などの新品種を開発して登録した場合、開発者の知的財産権を保障する法律であります。種苗法では、育成者権といい生産・販売する権利が与えられている。同時に種苗法は農家が種や苗を育て、収穫して翌年再び自分の農地で種苗として使うことは認められています。これを自家増殖というふうに言いますが、今回改正された種苗法は登録品種については自家増殖を原則禁止とし、登録期間の25年または30年の間は許諾料を払わなければならない。こういう大変な問題です。農家からは、自家増殖が禁止になって、種苗を毎年買うことになってしまう。もう営農はできないというような声も上がっている。

改正の理由として、優良品種の違法な海外流出を防ぐためというふうに言っています。しかし、これはごまかしであります。この法律で海外流出を防ぐことはできません。流出した種苗の生産を止めるには、海外で品種登録をすると、日本政府がこれをやれば、登録すれば止められることはできます。

シャインマスカットが中国や韓国で無断で栽培されるというふうに言われていますが、それは開発者である日本政府がそれぞれの国で品種登録をしなかったからであり、政府の怠慢だというふうに思います。自家増殖を原則禁止するのはお門違いであるというふうに認識しておりますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 種苗法の改正につきましては、優良品種の違法な海外流出の防止を目的として、今回の臨時国会で成立をされたところでございます。

主な改正点といたしまして、品種の出願時に開発者が栽培地域を国内や特定の地域に限定できるようにしたこと。そして登録品種について、自家増殖を許諾制にしたことということになっております。

農林水産省では海外流出のルートは、市中で流通する種苗と自家増殖の2つが考えられるというふうにも説明しております。このため、品種開発者が増殖を把握して流出防止への適切な対応が可能となるよう、自家増殖を許諾制にしたというふうに認識

をしております。これは種苗の海外流出防止には必要な措置というふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 許諾料を払わなければならないということは、大きな問題があるというふうに思います。

次に移ります。

農林水産省は自家製増殖が禁止されるのは登録品種であり、一般品種は対象外であり、大半の農業者は影響ないと言っておりますが、市としては農水省の言っているこのことについてどのように認識しているか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 自家増殖の許諾制に伴う影響についてでございますが、自家増殖の許諾制についてはその対象は登録品種となっております、農林水産省によりますと、この登録品種は種子全体の中では少数でありまして、それ以外の一般品種につきましてはこれまでどおり自家増殖できることから影響は少ないというふうに農林水産省では説明をしております、市としてもそういう認識をしております。

なお、改正種苗法は品種登録時の地域等の限定は令和3年の4月からであります、自家増殖を許諾制にするのは令和4年4月からとされております。今回の成立を受けまして、農林水産省では改正内容への対応を進めていくとしておりますが、今後の動きには注視をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。なかなか納得はできないのですけれども。

次に、自家増殖の禁止というのは農家負担の増加のほかにもどのような問題が出るのか、もしわかれば伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 自家増殖の許諾制に伴う問題についてでありますけれども、自家増殖の許諾制に伴い登録品種につきましては自家増殖を行う場合許諾料を支払うこととなりますが、それと併せまして許諾に係る事務手続が農業者の方の負担になることが懸念をされております。

今臨時国会での附帯決議におきまして、自家増殖の許諾手続が農家の負担とならないような運用を求めておまして、農林水産省でも簡易な許諾方法の

モデルづくりを検討するというような報道もされているところであります。今後、農業者の方の過度な負担にならないか、これらの動きを見ていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そんな附帯意見をつけるぐらいなら、そういう法律をつくらなければいいのだと、このように思います。

次に移りますが、改正種苗法の本当の狙いは何かということでもあります。

政府はなぜ自家増殖にこだわるのかと、それは2018年の主要農産物種子法の廃止とセットで考える必要があると思います。これは6月議会でも言いました。その背景には、国の研究機関や各県の農業試験場などの公的機関があると民間の種苗会社は参入できないというもの、同時に公的機関が持つ種苗生産の知見を民間に供給しなさい、提供しなさいという農業競争力強化支援法を成立させたということです。そこには世界の多国籍の農業関連企業があるというふうに思いますが、この背景について市の見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 種苗法改正の背景についての見解についてでございますけれども、今回の種苗法改正につきましては国会での議論において、外国企業による日本の種苗独占への懸念について議論があったところであります。農林水産省では外資系企業の品種で日本の市場が支配されることはない、小品目、大ロットで販売する目的で品種を開発する大企業の方針では、日本で栽培する品種は多様な気候や風土に合わせる必要があり大企業の方針に合わないと説明していることから、私どももそのように認識をしております。

種苗法の改正の背景につきましては、優良品種が海外へ流出し他国で増産され第三国に輸出されるなど、日本の農林水産業の発展に支障が生じることでありまして、種苗法改正によりまして流出の防止を図ることにより、育成者の権利を守り優良品種から高収益を得られる最大の受益者であります産地、農業者、そして農業の発展に寄与するものというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 本当にそうなるかというのは私は甚だ疑問に思っているところです。

次に移ります。

当市への農業への影響についてであります。

既にトウモロコシや野菜ではハイブリッド技術による一代雑種、F1というものですけれども、席卷し農家は毎年農業関連企業から種を買わなければならない状況にあります。さらに北海道農業にも大きな影響をもたらすのが、今回の改正種苗法だというふうに思います。当市の農業への影響もあるかというふうに思いますが、どのような影響があるか見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 種苗法改正による当市への影響についてでありますけれども、御承知のとおり、当市の農業は畑作産品が基幹作物となっておりますが、北海道で平成31年3月に成立しました条例におきまして、主要農産物に該当される麦や豆などについては基本理念として種子の生産は同品種育成者、種子生産者及び関係機関が相互に連携をして協力することにより推進せねばならないというふうにも規定をされており、種子の安定供給が図られることとなっております。また、種イモ、てん菜につきましてはJAを通じて農家に供給をしております、これまでもロイヤリティを支払っていることから今後も同様に取扱いがされるものと考えております。

こうしたことから、当市農業への影響は今のところはないというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 あくまでも今のところであります。いつまでこの地域で畑作産品でやれるのかというようなこともありますから、それはそれでわかりました。

次に、農水省は自家増殖の許諾料について、高額にすれば買う農家が減るから、それほど高くなることはないというふうに言っているようですが、そういう認識でいいのでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 自家増殖の許諾料についてでございますけれども、農林水産省では農研機構や都道府県などの公的機関は品種の普及を目的にしており、営農の支障になるような高額な許諾料を徴収することは通常ないとしておりまして、また民間種苗会社もこれらの水準を参考にするため高額になることは考えにくいとの見解を示しております。

また、開発される新品種につきましては、それを普及させなければならないことから、栽培の負担となる条件、許諾料になるようなケースは考えられな

いというふうに思われます。

さらには、これも附帯決議でありますけれども、種苗の適正価格による安定供給を目的に施策を講じることとしておりました、自家増殖の見直しをするのは、先ほども申し上げましたけれども、令和4年4月であることから、今後農林水産省の対応については注意深く見ていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 とは言っても、この種苗を出すところはアメリカの大手の種苗会社だというふうに思われます。そういったところのほぼ独占の状況だというふうに思いますが、取りあえず伺いました。

最後に伺います。

種は農家あるいは人類のものなのかというふうに言う人もおります。それとも、化学企業のものなのかと、これが今問われているのだというふうに言う方がおりました。種は百姓の魂、私も昔百姓をしていましたので、私は百姓という言葉が大好きです。多品種の栽培は、不作のリスクに備えるためだという農家の声を耳に傾けるべきだというふうに思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 国内農産物を供給する上でも、種は作物生産の基本であるというふうに私たちも考えております。

先ほども申しましたけれども、種苗法の施行から自家増殖するのは令和4年4月からとなっております。農林水産大臣も現場の懸念を払拭するため、引き続き改正の趣旨や制度の運用について丁寧な説明を行っていくと述べております。そこは非常に重要だというふうにも思っております。今後はその動向を見ながら農業者との意見交換、JAなど関係機関とも連携をしまして、種苗法の改正後について対応をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 いくら丁寧な説明をされても、種苗を買わなければならないし、許諾料、自家増殖する場合に許諾料を払わなければならないという事実は変わりません。それであくまでも令和4年から許諾料ということでありまして、その後というのはどうなるか私も見当つきませんが、いずれにしても農家にとっては負担が増えるのは間違いないだろうというふうに、私は考えています。最初から種苗を高い金額では当然売らないと思います。しかし、徐々

に徐々に上げていくというようなことは十分あり得るというようなことを考えたときに、農家にとっては選択権がない、買うしかないわけですから、そういう意味でも非常に種苗法というのは問題だというふうに指摘をして、私の質問を終わります。

**○井戸達也議長** やがて定刻になりますが、会議を延長しますので御了承願います。

平賀貴幸議員。

**○平賀貴幸議員** ー登壇ー それでは私からも質問をさせていただきます。

実際はもう、緊急事態宣言をしていただいたほうがいいのではないかと状況は、全国に広がっているように感じています。その上で何らかの支援を実際企業の方々に対して、国を含めてしっかりしていかなければならないような状況にある。しかしながら、国の判断が様々な形で遅くなっていくので、現場で経営されている方々、働いている方々が振り回されて困っているような状況に、私は本当に今あるのだらうというふうに認識をするところです。何とかせねばならないなというふうに思いを込めながら質問していきたいと思いますが、この状況にもかかわらず一生懸命頑張っている医療従事者の方々、あるいは生活を支えるライフラインとして食料の供給や流通などで働くエッセンシャルワーカーと言われるような皆様に対して、改めて本当に感謝とお礼を申し上げながら質問しなければいけないなと思います。

そこで最初に伺うのは、悪質クレーム、カスタマーハラスメントへの対応についてであります。

飲食店や小売店などで働く従業員の方々に対して、お客様であります消費者の方々が暴言を吐くようなこと、あるいは土下座を強要したりする悪質なクレームがここのところ問題となっており、コロナ禍の影響もあってか増加傾向にあると伺っています。

悪質クレームはカスタマーハラスメントとも呼ばれ、働く人の気持ちをくじき、貴重な人材が退職という形で失われることで経営的な大きな損失を受けたり、家計への影響を与えることになるとともに、一歩間違えれば犯罪にもなるものであります。

クレームというのは本来不具合などの指摘を受けながら、改善すべきことへとつなげることで、よりよいサービスが商品を生み出すことへと導かれるものであり、それは結果的に企業の業績向上や職員の能力向上につながるものであります。

しかし一方で、悪質クレームは苦情を伝えるということを超え、度を過ぎた迷惑行為や人権侵害を伴うような行為のことでありまして、通常のクレームとは一線を画すものであります。スーパーやドラッグストアなどで働く店員の方々が商品の場所を案内したところ、的確に教えられなかった、遠回りさせられたなどの理由で怒りだし、ばか、死ね、辞めろとどなられるようなケース、セクハラをする客への対応があったため110番通報し警察から注意をもらったところ、逆切れされてインターネット上の掲示板へ実名を上げられ拡散されたケース、ささいなことにもかかわらず土下座を強要されたケースなどがあるのが現状であります。

さらにコロナ禍においては、一時入手が困難だったマスクや消毒液、これらをめぐり様々な形で度合いを超えた悪質なクレームを受けた方々が働く現場にはいらっしやったということを私たちは忘れてはならないと思います。

こうした状況を踏まえて伺いたいと思います。

消費者協会には通信販売はもちろんですが、実際の売買や商品購入についても様々な相談やクレームが寄せられることがあるというふうに思います。それら相談の状況はどのようなものがあるのか。また、コロナ禍の現状とそれ以前とでどのような変化があるのか、基本的な見解を伺いたいと思います。そして、あわせてですが、その中には消費者自身に責任があったり、店舗側に過失を問うのは無理があるといった質の悪いクレーム、あるいは無理筋なクレームも一定程度あるのだらうと思いますが、実際のところはどのような状況なのか見解を伺いたいと思います。

**○井戸達也議長** 市民環境部長。

**○酒井博明市民環境部長** まず網走消費者協会に寄せられる相談の状況についてであります。相談件数は平成31年度161件、平成30年度174件、平成29年度183件と、ここ数年100件台後半の件数となっております。

平成31年度の相談内容で見ますと、インターネット関係のトラブルやアダルトサイトの登録など、運輸通信サービスに関する相談が37件で最も多く、次いで架空請求や架空訴訟など、商品一般に関する相談が26件、健康食品や美容品などの商品が届かない、定期購入とさせられ解約したいなど保健衛生品に関する相談が17件となっております。消費者相談における最近の相談傾向としましては、高齢者から

の相談が年々増加している状況にあります。

次に、質の悪いクレームなどへの見解についてと  
いうことでございますけれども、消費者相談室では  
基本的に消費者からの相談に対応しておりまして、  
業者や店舗側からの相談には対応していないという  
状況がございます。消費者からの相談内容が、悪質  
なクレームであるかどうかの判断を行うのは難しい  
状況にあります。

消費者からの相談の中で、業者や店舗側に過失や  
錯誤などがあると思われる場合は、相談員があっせ  
んという形で仲介し対応しておりますが、消費者側  
の一方的な言いがかりや錯誤ではないかと思われる  
ような相談につきましては、消費者側に再度契約内  
容や表示内容の確認を行っていただく、あるいは家  
族など身近な方への相談を促すなどの助言を行うこ  
とによりまして対応しているところでございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 一定数そういうものがあるという  
ことが改めてわかったところではありますが、そこで  
伺っていきますけれども、ある意味社会問題化して  
おります、この悪質クレームに対する網走市の認識  
と現在の把握状況というのはどのようになっている  
のか、基本的な見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 悪質クレームに対する市  
の認識と把握状況であります。コロナ禍において  
マスクの着用をお願いした従業員が客から過度な表  
現でクレームを受けるようなカスタマーハラスメン  
トが社会問題化しているということにつきましては  
認識しておりますが、当市の消費者相談室にはその  
ような相談や苦情は今のところは寄せられておりま  
せん。

消費者相談室におきましては、消費者からの相談  
が悪質クレームに該当するか否かを判断するのは難  
しいというのが現状でございます、悪質クレーム  
としての把握も行うことは難しい状況にございま  
す。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 そうですね。現在の行政の枠組み  
では把握ができていないのだろうというふうに思い  
ますし、なかなか難しいのだろうということも理解  
するところです。

そこで伺っていきますけれども、実際悪質クレ  
ームが働く現場であった場合の相談、あるいは通報に  
ついて網走市の認識を伺ってみたいと思いますけれ

ども、このような悪質クレームには犯罪行為と考え  
られるものも含まれておりまして、悪質クレームの  
被害に遭っている事業者や労働者が解決のために取  
る手段というのは、警察への通報というのも場合に  
よっては考えられるのだと思います。実際、産業別  
の労働組合でありますU Aゼンセンが作成した対応  
マニュアルを見ましても、状況によっては警察へ通  
報などの記載があるのは確かでございます。

一方、なかなか判断が難しく対処方法がよくわか  
らずにいる職場も少なくないことが同じく調査の結  
果明らかになっていると思いますが、こうした場合  
の相談はどこにどのようにして行えばいいと考えて  
いるのか、網走市の見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 悪質クレームについてです  
けれども、近年になって社会問題になってきた概念  
でありまして、正当な主張、要求との線引きが難し  
いことから相談や通報がためられる場合もあると  
考えられております。

悪質クレームが発生した場合には、一人でクレ  
ームを抱えるのではなく職場の同僚や上司、または専  
門の窓口相談すること、また今議員からもお話あ  
りましたけれども、急を要する場合にはためらわず  
警察に通報することも重要なのかなというふうに考  
えております。

クレームが発生した場合の相談についてなのです  
けれども、相談窓口については、市についても労働  
相談を受け付けておりますが、より専門的な機関と  
しては市における無料弁護士法律相談のほか、中小  
企業相談所、厚生労働省のポータルサイトころの  
耳、日本弁護士連合会の事業者向けの相談受付シ  
ステムひまわりほっとダイヤルなどがございます。

なお、ちなみにですけれども、現在のところ網走  
商工会議所、それから労働組合であります連合北海  
道網走地区連合会に確認したところ、このような悪  
質クレームについての相談はまだないということ  
です。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 ここはなかなか認識がないと、相  
談ができないということもあるのだろうというふう  
に思っています。

そこで伺いますが、悪質クレームに対応するた  
めにはこの悪質クレームを知った上で備えることが  
必要なのだと思いますし、個人での対応には限界が  
あり組織的に対応するということが必要なのだと思

ます。主に事業者での取組になるというふうには、そこは考えるのですけれども、その準備について網走市内の事業者ではどのような状況になっていると認識しているのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 御指摘のとおり、悪質クレームの実情を知り組織的に対応することは重要なことと認識しております。

現在のところ、市内事業者の悪質クレームへの対応体制に関する調査については行っておりませんので、今後網走商工会議所などとも連携しまして、市内の実態を把握したいというふうを考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 実態の把握にも努めていただきたいと思いますが、もう少し聞いていきますけれども、雇用主である事業者は労働者に対する安全配慮義務がございます。ですから、この悪質クレームはその性質上、労働者はもちろん雇用主でもある事業者にも大きな不利益になりますから、労働者を守るだけではなくて事業者にも備えを促して自ら事業者が自分を守るためにも、悪質クレームに対しての適切な対応ができるようにする準備が必要なのだと思います。そうすると、一例ですけれども、悪質クレームに対応するためのマニュアルの構築などは、やはり体制の整備としては必要なのだというふうに思います。雇用者が悪質クレームへの事前の対策を準備するように政策的に促すということが必要だと思いますけれども、その辺での網走市の見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 さきにも答弁させていただきましたけれども、市としましてはまずは実態を把握をしたいというふうに考えておりますけれども、その上で必要があれば事業者に対しまして厚生労働省で発しております「事業主が職場における優越的な環境を背景とした助言に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等の指針」、これはパワハラ指針なのですけれども、この中にも一部この悪質クレームのことに触れておりまして、これらを参考に社内マニュアルの作成を紹介するなどを検討したいというふうに考えております。

なお、事業者向けの対応マニュアルにつきましては、厚生労働省において来年度、標準的な考え方や現場対応策が盛り込まれた対応マニュアルが示され

ると承知しているところをごさいます、これらの周知についても地域のニーズを踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 おっしゃるとおりだというふうに思いますし、今年の6月に改正されました労働施策総合推進法の指針の中にも、企業が顧客からの迷惑行為で従業員が被害を受けないように対応することが望ましいというふうに定められていますので、ぜひその辺は市としても調査を含めてやっていただけるということなので、調査を含めてそういったマニュアルについての対応もやっていただきたいと思えます。

一方、この悪質クレームへの対策については考え方や実際の状況とその対策などについて、関係者で共有を図らないとなかなか一定の方向性を持って対応が難しいということもあるものだというふうに思っております。そのために、協議を行うということがまだまだ網走では十分にできていないというふうに思っているところでありまして、協議の場を設けながら検討することも必要だというふうに考えますけれども、見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 改めてまた同じ答弁になってしまうけれども、市の取組といたしましてはまず実態把握をしたいと、その後厚生労働省による対応マニュアルを基本的な方策の方向性として周知するのに加えまして、地域のニーズがあれば関係者との協議を含めて必要な対策の在り方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 前向きに進めていただけるというふうに、そこは確信しましたのでぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

この質問についての最後になりますが、この悪質クレームはその行為を行う人、顧客、消費者そのものに原因や課題があるために起こるものであるということをお忘れはならないのだと思います。消費者に対する啓発がその意味では重要でありまして、正しい消費行動を促すための教育や啓発が必要なのだというふうにも考えますけれども、この点についてはどのように取り組むのか見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 正しい消費行動を促すための今後の市の取組についてであります。本年度

北海道において第3次北海道消費生活基本計画が策定され、その中で今後総合的、計画的に講じるべき施策として消費者教育の推進が掲げられております。

定年年齢の引下げや単身高齢世帯の増加など、社会情勢の変化を背景に消費生活に関する啓発、情報発信を充実させ、倫理的消費を促進するなど、賢い消費者をつくる消費者教育を推進することが今後の方向性として示されております。

正しい消費者とは、商品や製品の知識、クーリングオフなど、自ら対応できる能力を有する消費者をつくる一方で、消費に対する倫理観やモラルを持ち合わせる消費者をつくるといった意味合いも含むものと考えております。このことから、市では現在、高齢者を対象とした消費者教育出前講座を行っておりますが、今後は成年年齢の引下げなども見据え若年層も対象とした消費者教育講座の開設も検討していくとともに、その消費者教育講座の中でカスタマーハラスメントに関する教育内容について、国や道の取組なども参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 この問題については7月から9月にかけて、UAゼンセンによる組合員2.7万人に対する実態調査がありました。2年間で客からの暴言などの迷惑行為を受けたと回答していらっしゃるのが1万5,256人、実に56.7%になっております。また、全体の20.3%の5,477人、つまり5人に1人は新型コロナウイルスの拡大で迷惑行為を受けたというふうに、実は回答されているところです。また、業種別でこの状況を見てみますと、ドラッグストアで66.6%、スーパーマーケットで43%と割合が高くなってきて、先ほど来述べているとおり、社会や暮らしを支えるエッセンシャルワーカーが、多くの被害を受けているのは明らかになっているところであります。また、この迷惑行為に対して特に対策がされていないというふうに回答されたのは実に43.4%に上っております、職場はもちろんですが社会全体で対策を進める必要があるのは明らかです。

今日の質疑の中で市として積極的に取り組む方向は見えましたが、こうした大きな問題に実はなっているということを認識した上でぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

○井戸達也議長 ここで換気のため、5分間休憩と

いたします。

午後4時09分休憩

午後4時18分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

平賀委員。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 次に、網走の観光事業について何点か伺ってまいります。

日本の経済規模や成長率を表すGDPを見ると、本年4月から9月の数字は、4月から6月がマイナス28.8%だったのに対してプラス21.4%と大きく回復しているものの、落ち込みからの反動という側面が大きいのが主な理由だというふうに認識します。また、特に外需の回復によるGDPへの影響が見られるということも認識しておりますが、消費は依然として厳しい状況にあるとも言えるというふうに理解しております。

こうした状況を踏まえながら伺ってまいりたいと思いますが、まずコロナ禍の影響が網走市の観光産業に与える影響は大きいものがあるというふうに思っています。網走の観光産業への影響と、それに伴う経済的な影響はどれほどと試算しているのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 新型コロナウイルス感染症の網走観光への影響ですけれども、令和元年度の観光客入込数は2月中旬まで宿泊者数、それから各施設、入込客数ともに前年を上回っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により2月中旬以降大きく落ち込み、最終的には観光客入込数は前年比94%、宿泊者数は前年比95%となりました。令和2年度に入りましても引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年を大きく下回る状況でありましたが、7月以降は網走に泊まろうキャンペーンやスポーツ合宿の底支え、どうみん割やGOTトラベルなどの施策の効果により、入込数、宿泊数ともに回復傾向が見られたものの、上期の入込数は35万4,000人、前年比46%、宿泊者数は13万4,000人で、前年比54%となっております。10月以降においては、主に道内から修学旅行の増加やGOTトラベルなどの施策の効果により宿泊数、施設入込ともに回復傾向にありましたが、11月後半から新型コロナウイルス感染拡大によりGOTトラベル事業から札幌発着分が除外されたことなどにより、団体旅

行のキャンセルが増えており、今後宿泊施設、観光施設とも厳しい状況になるものと思われます。

上期の観光客数、宿泊数から推計しました観光消費額は前年比55%となっておりまして、観光業界への経済的影響は大きなものとなっていると認識しております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 状況は明らかにしていただきました。

この厳しい状況にある観光産業を支えるために、さあ、網走へ行こうキャンペーンが実施されたわけですが、これまでの実績、それから状況とともに経済的な効果についてはどうだったのか、見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 さあ、網走へ行こうキャンペーンですが、12月7日現在の利用実績ですが、網走に泊まろうキャンペーン事業は2,137人泊、団体宴会利用助成事業は2,708名、プレGOTトラベルキャンペーン事業につきましては2,983名、それから長期滞在網走モデル事業につきましては1万2,730人泊、これは12月以降の予約も含んでおりますけれども、こういう数字になっております。

観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、本年10月の日本国内における延べ宿泊者数は対前年比33%の減でありましたが、当市の10月の宿泊客数は、毎月集計している施設のみと比較となりますけれども、対前年比14%の減であり、全国の減少率よりも19%ほど抑えることができたと考えております。また、市内の宿泊施設からも今回の対策事業に対して、非常にありがたかったという声を頂いております。観光による経済効果に対しまして市の取組が寄与しているものと判断しております。

○井戸達也議長 平賀委員。

○平賀貴幸議員 大きな下支えの効果があったということで、現場からも評価されているということでもあります。

また、GOTトラベルについてですが、大阪や札幌市、東京都などが対象除外や自粛があったと。先日はGOTの停止が今月末から始まるということでもあります。

こういったものについて、どの程度網走市内の観光については影響が及んでいると認識されているのか、見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 GOTトラベルの一部地域除外の影響についてですけれども、札幌市または大阪市を目的とする旅行の新規予約がGOTトラベル事業の適用を一時停止された影響につきまして、市内主要施設に対して聞き取りを行ったところ、一部の施設から北海道の警戒ステージが3に引き上げられたときのほうがキャンセルは多かったとの意見もありましたが、11月27日以降も各施設にキャンセルが発生しており、当市でも一定程度の影響を受けていると認識しております。

また、先日発表されましたGOTトラベルの全国12月28日から1月11日のキャンセル、これによりまして市内の主要な湖畔のホテルでは200名程度のキャンセルが出ておりますし、市内の主要のホテルにおいても数十件のキャンセルが出ているという状況を確認しております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 やはり少なからず影響が出てきているということでありまして、厳しい状況になるなというふうに改めて考えるところです。

現在もコロナ禍の影響は深刻でありまして、今後についても継続した支援が必要になるのだろうというふうに思います。今後どのような事業を実施する考え方を持っているのかの見解を伺いたいと思いますが、国の判断が遅かったこともあって食材ですとか、そういったものでもいろいろ考えられるトラブル等のキャンセル料、あるいは何らかの負担ということも考えられるのかなというところなのだと思います。現状でどのような見解をお持ちなのかを伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 今後の事業実施の考え方についてですけれども、本年7月より臨時交付金を活用し、激減した観光需要を回復させるため各支援策に取り組んできたことによりまして、当市の上半期の入込数は35万4,000人、前年比46%まで回復したところではありますけれども、今後も予断を許さない状況が続くものと認識しております。

状況によってはさらなる支援策を講じる必要があることから、引き続き国や道の経済対策を注視するとともに宿泊施設の状況把握に努め、必要な施策をシームレスに行っていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 ところで、あばしり割キャンペーンを今実施しているところですが、実施期間は1月末となっております。G o T oキャンペーンが停止されるということになりましたので、これについては扱いはどうなるのかということの見解を伺いたいと思います。あわせて、様々な状況から考えると、実施期間の延長も必要ではないかなというふうに考えますが、どのように考えるのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 まず、あばしり割キャンペーンについての状況等について、まず御報告させていただきたいと思いますが、あばしり割キャンペーンの12月7日現在の予約状況につきましては、2,000円クーポンが設定枚数1,600枚に対しまして発売が1,600枚、進捗率100%です。それから4,000円のクーポンが設定枚数1,100枚に対して、予約枚数が701枚で進捗率63.7%、それから6,000円のクーポンが設定枚数400枚に対して、予約枚数が177枚で進捗率が44.3%で、合計の予約進捗率は79.9%となっております。2,000円のクーポン券は設定枚数に到達しましたが、4,000円と6,000円のクーポンにつきましては実施期間までまだ利用可能な状況となっております。

なお、2月からはどうみん割が北海道のほうで開始する予定でありますし、G o T oトラベルも来年の6月まで延長が予定されておりますことから、まずは国と道の観光需要喚起策に期待するところではありますけれども、今後も観光客の入込みや宿泊状況を注視しまして支援事業の実施について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、このあばしり割のG o T oトラベルキャンペーンが12月27日から1月11日まで停止になることに対しましての取扱いですが、今回のG o T oトラベルの停止は旅行を禁止されているものではないと、旅行を禁止されているものではないですが、国の施策としてG o T oトラベルをやめているということですが、市のほうではあばしり割を委託しているホームページのサイトのほうでG o T oトラベルを停止する期間について、当キャンペーンの利用に当たっては控えていただきますよう周知する文章を載せていくということで、今検討しているところです。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 端的に確認させていただきます

が、利用を控えてくださいと書くけれども、あばしり割キャンペーンというのは利用はできる状態で1月31日まで実施するという形で、市としては動かすということによろしかったですか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 そのようなことで今検討しているところです。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 網走市内の感染状況から見ても私は適切な判断だろうというふうに、そこは思っておりますので、その形でいいのだろうというふうに思います。裏を返してみると、もう79.9%使われているということですから、実に効果が高い事業だということ市としてはもう既に実績としてお持ちだということなんです。

今後いろいろな支援については考えていくというふうに思いますが、またこれを一つの柱の一つとして検討をぜひしていただきたいというふうに思います。

また、先ほど長期滞在についても、1万2,730人泊ということで多くの利用があるということであり、移住促進などへつなげる事業展開を含めて、この事業をさらに強化する必要があるというふうに思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 すみません。先ほど私、G o T oトラベルの停止期間が12月27日と申しましたけれども、12月28日から1月11日までですので訂正させていただきます。

長期滞在の関係ですが、長期滞在からの移住促進についてであります。網走へ行くキャンペーンの長期滞在網走モデル事業の利用者に対してアンケートを実施し、随時その内容について分析をしているところでございます。途中経過ですが、アンケートの結果によりますと、約半数の方が仕事を長期滞在の目的としてされておりますけれども、そのほかには自然、景観の鑑賞、温泉、食べ物などを目的とした利用もあると回答されております。

ウィズコロナ、アフターコロナの時代の就労形態としてテレワーク、ワーケーションが注目されており、本市におけるワーケーションの可能性について今後観光客の網走に対するニーズ等を把握することにより検討したいというふうに考えております。

また、ひがし北海道自然美への道DMOが実施し

た調査では、ワーケーションに具体的に重要なものとして触れ合いなど地域の人との交流が求められておりますことから、移住担当部署とも情報共有を図り、まずは長期滞在を契機にした関係人口の増加を目指していきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 ある調査によりますと、東京圏では約1%の方々が地方に移住するということになるだろうというふうに言われておりますので、1%といってもかなり大きな人口ですので、ぜひそこは網走でも一定数をつかまえるということでこの事業は重要だと思っておりますので、引き続き強化していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

冬季には流氷まつり、あるいは屋台村など各種イベントも実施されます。一方、昨年とは大幅に状況が変わっているようで、これまでのような実施形態はもう困難だということ認識しなければいけないのだろうなというふうにも感じています。

北海道は年明けの1月15日まで、家族を含めた5人以上の会食の自粛や年末年始の挨拶回りの自粛など呼びかけているのは私も承知しておりますし、網走市についても成人式を8月に延期すること、あるいは新年交礼会を中止することなども承知をしているところでありますが、流氷まつりや屋台村などの冬季イベントを含め実施をするのかどうかということも、様々な自治体でもいろいろな判断が出てきている状況の中で注目されているものだというふうにも思っております。

北海道や国の要請、あるいはステージがどのような段階にあるのか、緊急事態宣言の有無だとか、網走市及び近郊における感染症の状況などによって開催の是非というのは、左右されるのだろうなということも認識はしているところです。つまり、開催場所、実施内容、対象者を含めた方向性について大きく見直すことが状況によっては必要になるのだろうと思いますし、場合によっては中止だとか実施形態の大幅変更など様々なことを視野に入れなくてはならないというふうに考えますが、基本的な冬季イベントに対する見解についてまず伺いたいと思っております。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 網走を代表する冬季イベントあばしり流氷まつり、それから屋台村の件についてですけれども、流氷まつり及び屋台村につきまし

ては、双方の各実行委員会において新型コロナウイルス感染症の影響から規模を縮小し開催する方向で検討してきていたところですが、感染症の拡大が縮減しないこの状況から、近日中に再度実行委員会を開催し事業実施等について改めて検討していることと伺っているところです。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 そうすると近日に規模縮小での実施をするのか、事業そのものを中止するのかという判断がなされるということで、そこは理解をさせていただきたいと思っております。

この中で、なかなか実行委員会だとかそういうところだけの判断では難しいこともこれからいろいろ出てくるのだろうなというふうに思います。冬季には様々なイベントがあったり、冬季ならではの取組があったりするのだと思います。

そこで一例ですけれども、北見の厳冬の焼き肉まつりについてはホームページやSNSでA4一枚なのですけれども、開催の基準が公開されています。開催中止の判断基準については、1月8日までに入場券を販売できなかった場合、それから北見市民が1月22日以降にコロナウイルスに感染した場合など、6項目について開催中止の判断基準について示されているのです。私は昨日からの議論を聞いていて、マニュアルというのはこういうものも言うのだろうと思っているところなのですね。市民が目安にする指標がなくて、イベントを開催していいのかどうかよくわからなくて困っているのだと思うのですね。ぜひこういったものをしっかりとそろえて、市として示していくことをやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 屋台村の実行委員会のほうともいろいろとお話しさせていただいております。その中で北見のやり方についても承知しているところでございます。しかし、昨今のコロナウイルス感染症の拡大が全然収まっていない状況の中で、果たして食を出して本当に感染を、拡大を防ぐことができるのかどうなのか、その辺の議論も改めてしたいというふうに考えているというふうに伺っておりますので、そこは実行委員会の判断をちょっと待ってみたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 そこは私も理解できるのです。私が申し上げているのは、それ以外にもいろいろなイ

イベントだとか地域でやることだとか、これからたくさんあるのですよ。あるのだけれども、どうしたらいいかの目安がなくて困っているのが、市民の皆さんなのですね。行政としてマニュアルをつくるというのはいろいろなやり方があるのですけれども、イベント開催に当たっての一つの判断基準について、こういったものがありますということを示していくのも、これは対応のマニュアルといえはマニュアルの一つだと思うので、そういったものを市として用意してはいかかということなのですから、どうでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 イベントにつきましてはいろいろなイベントがありますので、統一的なマニュアルというのなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、各種イベントについて今後研究しながら検討していきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 これは実は商工だけでやってほしいというわけではなくて、企画でやるのが本当はいいのかなと実は思っております。あるいは健康福祉部も含めてトータルでこういった目安、物差しで示してあげるのも大事なのかなというふうに思います。市民の皆さんは、この状況の中でいろいろなストレスを抱えながらも何かないかな、何かしたいなと思っはいらっしやるのですよね。でもそれをやっていいのか、やっはだめなのかよくわからないで困っているというのも実はあるものですから、ぜひこういった目安を示していくのも一つの方法だということで検討いただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。

流氷館や各種観光施設の運営にも官民かかわらず大きな影響を受けております。経営方針の変更を迫られるというほどの実態だというふうに理解しておりますが、現状と今後の見通しについての見解を伺いたひと思ひます。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 流氷館や各種観光施設の運営方針の現状と今後の見通しについてですけれども、オホーツク流氷館をはじめ各観光施設の入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により本年度当初から激減しており、5月には緊急事態宣言による閉館期間があったことありまして、対前年比1%程度まで落ち込んだ施設もあつたところす。

その後、網走に泊まろうキャンペーンやどうみん割、Go To トラベルキャンペーンなどの施策の効果により、個人観光客の動きが活発となつたほか修学旅行による利用も増え、オホーツク流氷館を例にしますと11月の入館者数は前年比77%まで回復しております。11月、月で見ているのですけれども、77%まで回復しております。

しかしながら今後につきましては、団体旅行が回復しておらず、インバウンドにつきましても渡航制限解除の見通しが立っていないことから集客が見込めず、厳しい状況が続くものと考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 流氷館についてちょっと伺ひますけれども、飲食店が撤退したまになつているのは御承知のとおりです。ここも大きな課題だというふうに思つておひまして、なかなかすぐには難しいということは理解しておりますけれども、賃料を見直さなければいけないだろうなというふうに正直思ひますし、積極的な打開策を打つておかなければいけないだろうなというふうにも思ひますけれども、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 流氷館の今後の事業展開、課題の対応についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして旅行形態はエスコート型といひますか、募集型企画旅行、旅行会社が企画する団体旅行です。その団体旅行が敬遠されまして、個人化が顕著な状況となつており、本年度は11月までの入館者の約4分の3が個人客となり、個人客に関しては11月以降前年の実績を上回る数字となつております。

今後の事業展開としましては、関係団体と連携しまして国内の個人観光客集客に向けたSNSでの情報発信やイベントなどでのPR施策を積極的に展開するとともに、団体観光客集客に向け、これまで来ていただひている旅行会社などへ営業活動も引き続き実施していきたいというふうにごひしております。

流氷館のレストランにつきましては、現在空き店舗となつておりますけれども、早急に新テナントを決めなければならぬというふうには考えておひますが、現状団体客及びインバウンドが皆無な状況でござひまして、営業を開始しても経営が成り立たないというおそれもあることから、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や観光客の動向を注視しましてテナント募集について検討していきたいというふう

に考えております。

また、現在展示改修計画を策定中のリニューアルについては、国内外個人客はもとより団体旅行エージェントへの営業戦略として新たな提案が必須であり、商品造成の上でも重要なものと考えているところでございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 リニューアルをしても飲食店がいままだと、私は困るのだというふうに思いますし、個人事業に展開を中心を移していくという考え方を持っているのであれば、賃料は明らかに、月たしか30万円ぐらいだったと思いますけれども、見直さなかったら採算が取れるわけがないのだと思います。そもそもの賃料の設定が、間違っている状態のまま進めてはならないと思いますので、ここもぜひ見ていただきたいと思いますが、リニューアルの話がございました。中間報告が先日示されて、委員会でも必要な予算についての審議があったところですけれども、実際の工事の実施時期、あるいは個人客の集客を考えた内容の適正化についてはもう少し煮詰めたほうがいいように感じますし、工事の実施時期も果たしてどうなのだろうという考え方もあるのだろうと思います。これについての見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 オホーツク流氷館のリニューアルの関係ですけれども、展示改修計画ではコロナ禍で主要な客層となっている個人客の満足度をアップさせる展示やアテンドスタッフのスキルアップなど、個人客の満足度を高めるための方策も研究しているところでございます。

リニューアルの時期につきましては、今後新型コロナウイルス感染症の状況などを注視し、改修工事、リニューアルオープンについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 事態がある程度収束の方向が、見えてからの工事のほうが、私はいいのだろうというふうに率直に思っておりますので、計画ができたからすぐ工事に入るといような形でぜひ進めないように、ここは慎重にやっていただきたいと思いません。

次の質問に移ります。

コロナ禍の影響と今後について何点か伺います。

これまで国の事業や北海道の事業はもちろんであ

りますが、網走市が実施した市民や事業者に対する各種支援事業も多くあったというふうに理解しておりますが、これらは総額でどのくらいになっているのか、改めて確認したいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 新型コロナウイルス感染症の緊急対策予算の総額についてでございますけれども、4月の第1回臨時会の第1弾から今定例会に提案をしている第13弾までの予算総額は60億4,800万円になります。そのうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など国や道からの財源は51億2,300万円を見込んでございます。

五つの対策ごとでは、一つ目は感染症予防対策で約2億3,000万円、二つ目は生活支援対策で約37億2,000万円、三つ目は経済対策で約6億5,000万円、四つ目は新しい生活様式対策で約13億9,000万円、最後に五つ目はその他の対策で約6,000万円でございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 それでは、これまで実施した各種コロナ禍対策の評価というのは、現状でどのようになっているのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 これまで実施している新型コロナウイルス感染症緊急対策の内容は、ただいま答弁をさせていただいた大きく五つの対策になりますが、一つ目の感染症予防対策では9事業、二つ目の生活支援対策では8事業、三つ目の経済対策では16事業、四つ目の新しい生活様式対策では13事業、五つ目のその他の対策では2事業、合計48の事業に取り組んでまいりました。これらは議会の議論も頂きながら、日々刻々と変わる状況の中で実施をしてまいりましたが、特別定額給付金などは道内でも比較的早く給付を開始し事故なく事業を終えたこと、また緊急宿泊施設利用促進事業も長期宿泊の誘客に効果があり、生活支援や経済対策などは当市において機動的に必要な応じた対応ができていたというふうには判断をしております。

今後も国の追加補正が見込まれることから、状況に応じた対応を迅速に取り組んでいくこととし、全体的な評価はしるべき時期に行いたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 これまでに経験のない状況であるにもかかわらず、網走市は積極的に対応をしてきた

自治体の一つであるというふうに認識をしております。

一方で、学校閉鎖というのが知事の北海道独自の緊急事態宣言でありましたけれども、これについては網走市における新型コロナウイルス感染症の発生が確認されていない中で、北海道の求めに応じたということが果たして適切だったのか。また、その際、自宅待機を余儀なくされた子供たちの学びは十分に保障されていたのか。こうしたことについてはその対応を責めるということではなくて、今後の対応を適切に行うためにも検証が必要だろうという一例だというふうに思います。私は、必要がなかったというふうに考える方も当然いらっしゃるのだろうなと思う例なので、しっかりここは検証しなければいけないことだというふうに思います。

さらに、先日のSOMPOボールゲームフェスタにおける初動対応、種々指摘ありますけれども、大きな課題があります。万が一これをきっかけに感染拡大が、しかも情報伝達の遅れが原因で起こったということがもしあったとすれば、責任者の進退に関わるほどの大きな問題が発生するものであったこと、このことは改めてもう少し認識を深めてほしいと指摘をせざるを得ない状況だというふうに思っております。これについても適切な検証が不可欠だという事例だというふうに思います。

そのほかにも、これは網走市だけの責任ではありません。法的制約や国や北海道の方針の影響もあるというふうに理解をしておりますが、種々指摘あります市民への情報伝達についてもやっぱり課題はあります。検証を行いながら適時見直しを図っていくことは、不可欠だろうというふうに考えるところで

す。

北海道においては、9月7日ですけれども、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめを公表しております。網走市においても、こうした対応を進めていく必要はあるというふうに考えますけれども、見解を伺います。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 市の新型コロナウイルス感染症対策に関する検証と公表についてであります。学校における一斉臨時休業につきましては、感染症の早期収束のための極めて重要な時期であることを踏まえ、多くの子供たちや教職員の健康、安全を考えた対応でありましたが、現在は学校衛生管理マニュアルが改訂され地域一斉の臨時休業は避ける

べきとの明記にされているため、今後地域の感染状況を踏まえた対応が必要であるというふうに考えてございます。

また、SOMPOボールゲームフェスタの初動対応につきましては反省すべき課題であると考えており、今後市の主催事業で感染者が発生した場合には関係機関と調整を図り、本人からの申出等による事実確認に基づき市の対応等を公表する方向性としたところであります。

市といたしましては、北海道が出している検証中間取りまとめといったことでございますけれども、専門的な知見もありませんし、感染症対策に伴う有識者会議の機能を有していないので北海道と同様の検証や取りまとめは難しいというふうに考えておりますけれども、これまで講じてきた感染症対策を担当部署で評価するとともに、関係機関や業界団体等の様々な意見を参考といたしまして、今後の取組に生かしてまいりたいというふうに考えてございます。また、これらの情報につきましては、感染症対策本部で共有し検証してまいりたいというふうに考えてございます。

**○井戸達也議長** 平賀議員。

**○平賀貴幸議員** ぜひそういったことを実施した上で、その結果を公表し、議会はもちろんですが市民に共有するという視点も持っていただきたいと思っておりますけれども、確認したいと思っております。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** そのことにつきまして、感染症対策本部のほうで意見を交換してまいりたいというふうに考えてございます。

**○井戸達也議長** 平賀議員。

**○平賀貴幸議員** すぐに公開をしますという答弁を本当は頂きたいところですが、そこは公開されないわけがないというふうに私は思っておりますので、公開されることを前提に見守っていきたいというふうに思います。

次に、コロナ禍による企業経営の影響は、大変大きいものがあります。ここも種々議論がありますけれども、雇用調整助成金を含めた様々な対応で何とか対応を施策しているのだというふうに理解をしておりますが、一方で雇い止め、あるいは減収など、雇用への影響についても全国各地で深刻化する状況が報道や各調査により明らかになっております。また、医療や介護の現場にも減収、先ほども影響については数字が答弁ありましたけれども、その影響を

伴って手当の削減を行うような状況が出ているというような報道もあり問題化しているのがありますけれども、網走市の事業者、各分野でどのような状況にあるというふうに考えているのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 コロナ禍による企業経営や雇用への影響につきましてですが、本年8月に商工会議所が実施しました新型コロナウイルス感染症の影響に関わる経営状況に関する調査によりますと、本年8月から12月の売上げ見込みにつきましては、前年と比較しまして28%が増加、60%が減少、12%が不明としておりまして、総じて減少の傾向が見られます。このうち、医療、福祉分野の事業者は前年と比較して50%が増加、33%が減少、17%が不明としております。

雇用の実績または予定ですが、現在のところ雇用、雇い止めが目立つ状況とは網走市内ではないというふうな状況でございます。

続きまして、医療、介護の現場についてですが、医療機関における現状につきましては、医師会等を通じて確認したところであり、入退院は安定しているものの薬の処方期間の延長や待合が密にならないよう予約の調整を行うなど、外来の減少に伴い前年対比1から2割の減少とのことであります。また、感染拡大により出張医の確保が難しく、常勤医の負担増といった影響も伺っております。現時点では手当の削減を検討している医療機関はございませんが、長期化による影響が懸念されるということでございます。

介護の分野でございますけれども、市内介護事業所における2月から10月のサービス提供実績に関わる報酬を前年同期と比較したところ、若干影響が生じている通所系事業所がありました。複数事業を含めた法人全体としての減収は10%程度にとどまっている状況にあります。また、減収が生じている事業所における雇い止めや手当等の削減につきましては、現在のところ実施していないと伺っております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 状況については理解をさせていただきましたが、今日も地元紙の報道にもありましてとおり、求職と求人についてはなかなか厳しい状況もありますので、引き続き様々な形での取組をさせていただきたいと思いますが、次の質問に移っ

ていきますけれども、網走市内で事業を実施する事業者に対しては法人市民税を納税をするということになるのだというふうに思います。現在、超過課税を実施しているというふうに理解をしていますけれども、この目的と税率及び網走市には実際にどの程度の企業がこの税を納めており、どのくらいの歳入になっているのか基本的な見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 法人市民税は、市内に事業所または事務所等を有している法人に課される税で、国税である法人税額に税率を乗じて課税する法人税割額と資本金額や従業員数に応じて定額で課税をする均等割で構成をさせていただきます。

現在当市は安定的な財源確保を目的とし、地方税法に規定された超過税率を採用してございまして、それは法人税割で標準税率6%に対し超過税率8.4%、均等割につきましては標準税率の1.2倍としていただいております。超過税率は札幌、室蘭、帯広、苫小牧の4市を除く全道35市中31市で採用している状況でございます。

平成31年度法人市民税の納税義務者数は990件、歳入調定額は総額で約3億490万円で、このうち超過相当分は約5,650万円、令和2年度11月末時点では納税義務者数803件、歳入調定額は総額約2億2,720万円で、うち超過相当分は4,490万円となっております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 合計で1億円弱の超過課税があるのだということがわかったところでございますけれども、厳しい経済状況からも、国も法人税の減額などの措置を検討しているというふうに伺っておりますけれども、網走市が独自に実施できるものがあるとするれば、この超過課税の減額なのだろうというふうに思います。私の知る限り、石川県がこの減額を行うということを報道によって発表しているのみで、今のところそれ以外には実際には広がっていないというふうに思いますけれども、ただ繰り返しますが、網走市として独自に実施できるようなものがあるとするれば、これなのだろうというふうに思うのです。状況によっては、これを実施することも考える必要があるのではないかというふうに思います。全て減免しろと言っているのではなく、減額で率を下げるとかそういうことなのだと思いますけれども、実施の可能性についてどうなのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 近年国におきまして、法人における税負担の軽減が段階的に図られてきておりますけれども、新たな減額等の措置については承知をしてございません。また、当市独自の減額等による法人支援につきましては、財源確保の観点や道東6市におきましても、今御指摘があったとおり、実施しているところはないことなどから、当市でも実施をする予定はございません。一時的に税の納付が困難な法人につきましては、法人市民税に限らず固定資産税なども含め、市税の徴収の猶予の制度を活用いただきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 ここは必ず実施してくださいというふうに申し上げるつもりはありませんけれども、一つの選択肢としてあるということをおきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

我が国において、自死を選ぶ方々はコロナ禍により年初来の死者の数、10月の時点で超えております。警視庁が発表した同月10月の自殺者数については2,153人、前月から急増しているのですが、一方で厚生労働省がまとめた日本の新型コロナウイルスに関する死者の合計というのは11月27日の時点で2,087人となっているのが現状で、自死を選ばれる方のほうが多いというのが大きな問題となっております。専門家は感染症の拡大が、精神衛生上の危機を起しかねないという警告を発しています。

我が国では長年にわたり、自殺者の多さが問題となっております。WHOによると日本の自殺率は世界でも最も高い水準の一つだというふうに言われていまして、2016年に日本で自殺による死亡した人の数は人口10万人当たり18.5人ですから、西太平洋地域においては韓国に次いで高い割合。また世界の平均は10.6人なので、倍にはいきませんが、ほぼそれに近いというふうになっていると思います。

それでも厚労省の統計を見ていきますと、2019年までの10年間で自殺者数は減少を続けておりまして、19年の自殺者数は年間2万人ということで、1978年の統計開始からは数えると最も少ない状況になっていました。しかし、本年に入り自殺者は急増しております。10月の女性の自殺者数は、前年同月比で83%という驚くべき増加です。また、男性でも22%増加しておりますが、女性は約4倍ですので、

本当に深刻な状況になっていることがわかります。

コロナ禍の影響による職業への不安、収入面での不安、子供の健康面や将来への不安が増大している状況にもあるにもかかわらず、相変わらず行政による相談というのは電話が主流となっていることも、この状況に残念ながら拍車をかけているということをおきなければならぬのだと思います。

6月にも実は同様の質問をしているところでありますけれども、こうした状況について網走市の現状と認識について見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 網走市の相談体制の現状と認識についてであります。現行の相談体制につきましては北海道いのちの電話、網走健康ダイヤル24といった電話相談に加えまして、保健所を窓口とした来所によるこころの健康相談、電話、来所、訪問による体制として保健センターを窓口とした精神保健事業がありますが、議員御指摘のとおり、電話による相談が主流となっております。

本年1月から9月の相談実績であります。北海道いのちの電話は17件、249コール、昨年同期との比較で件数26件、コール数16件の減少。網走健康ダイヤル24は延べ1,099件、昨年同期との比較で142件の減少。この網走健康ダイヤル24の1,099件のうち、ストレスメンタルヘルスの相談は例年並みで1割程度となっております。また、こころの健康相談は実績1件で、昨年度同期との比較では2件の減少となっております。また、保健センターが行っております精神保健事業による自殺に関する相談につきましては、例年1件から2件といったことでありますけれども、担当職員によりまして、今年度は若干多い印象を受けているとのことであります。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 我が国はG7と呼ばれる主要7か国のうち、唯一自殺が15歳から39歳の若者の死因で最も多い国というふうになっています。また、厚労省によると二十歳未満の自殺は、パンデミックが起る前から増加傾向にあったというふうにされています。

国立育成医療研究センターが子供と保護者8,700人以上を対象にネットで実施した最新の調査によりまして、我が国の学童の75%がコロナ禍に起因するストレスの兆候が見られるということの結果も出ています。

相談面については、従来から電話による対応だけ

では若い世代が相談が難しいことから、SNSを活用した体制の構築を求めてきたところでもあります。

網走市においても、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金などを活用するなどして、早期にこうした体制を実施すべきと考えますけれども、見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 若い世代の相談体制の構築への交付金の活用についてであります。当市におきましても、平成31年3月に策定した網走市自殺対策行動計画におきまして、メール、SNSを活用した若者へのアウトリーチを強化するため、相談窓口の開設を掲げており、体制構築に向けて検討を進めているところでございます。

一つの方法といたしまして、現在保健センターを窓口として開設をしております自死遺族のためのメールによる相談がありますが、今後対象者を自死遺族に限定せず、心身に関する悩みや健康上の不安など幅広く対応できるよう検討しているところでございます。

また、今年度妊産婦等に対するオンラインによる健康相談等の環境を整備したところではありますが、顔の見える相談体制として活用できないかも検討してまいりたいというふうに考えてございます。さらに、厚生労働省におきまして、自殺対策を目的にSNSを活用した相談事業が展開されているため、ホームページやリーフレットで積極的に周知をしてみたいと考えてございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 少し前に進んできたなというふうに思いますけれども、ぜひ網走市でも必要になれば独自のものを含めて、今後検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

文部科学省が2019年に実施した問題行動・不登校調査結果によりますと、不登校とされるお子さんは小学生で5万3,350人、中学生で11万7,922人、合計で18万1,272人となっております。また、コロナ禍での子供たちの実態を調べている各種調査、こういったものを見ていると全国的に20%を超える学校で不登校が増えたというふうに回答しておりまして、コロナ禍による感染の不安、学校休業や休業明けの心の動きなどが影響しているのだろうというふうに考えられます。網走市においては、どのような実態になっているのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 現在のコロナの状況により、子供たちは不安やストレスを抱えているものと考えております。特に4月、5月が臨時休校になりましたことから、6月の学校再開後は各校で登校が安定しない児童生徒が、少なからずいるとの報告を受けたところでございます。一概に全てがコロナの影響とは言い切れないものの、網走市全体で15名ほど登校が安定しなかったと聞いております。

各校では早寝早起き朝ごはんを奨励するなど、保護者と協力して子供の生活リズムが整うよう努めるとともに、コロナウイルス感染症に対する正しい理解への指導や児童生徒、保護者に対する面談などを通して子供の不安や悩みに対応しており、次第に登校が安定してきた児童もおります。しかしながら、休校明けから不登校が続いている児童生徒数が数名おります。コロナウイルス感染症のストレスを含めた様々な要因が考えられるため、一人一人の状況に応じて面談や家庭訪問を継続したり、関係機関と連携したりするなど丁寧に支援を起こってきたところでございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 以前の国あるいは自治体の不登校対策というのは、子供を学校に復帰させることが目標になっていたのだというふうに思います。しかし、2017年に全面施行されました教育機会確保法を受けて、無理に登校させない方針に転換をしております。文部科学省も昨年10月には、民間のフリースクールなど学校外の施設で学んでも、一定の条件を満たせば出席扱いするというのを、全国の教育委員会に通知したのは御承知のとおりだと思います。これをもっとわかりやすく言いますと、行きたくなければ行かなくていいのだということを法的に国が認めたのです。大きな政策転換なのですね。これを受けて、網走市はどのような周知や具体的な対応を進めてきたのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 令和元年10月25日に文部科学省から発出された通知、不登校児童生徒への支援の在り方については、不登校児童生徒への支援の視点として、児童生徒が学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があること、児童生徒にとっては不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持

つことがあること、一方で学業の遅れや進路上の不利益期や社会的自立へのリスクが存在することが示されています。その中では、学校教育は子供の資質を培うことへの役割は極めて大きいとされ、不登校児童生徒の支援につきましては、児童生徒が不登校となった原因を的確に把握、関係機関が情報共有し組織的な支援をしていくことが必要であるとされており。

これまでも各校では子供一人一人の状況を把握し、道徳教育や生徒指導を充実させるとともに個別面談やアンケートなどを通して、子供の悩みや不安に対応するなどして不登校の要因の早期発見、早期解決を図っています。

不登校児童生徒の学びの場所として、当市ではクリオネ学級を設置しており、登校や下校の時刻を柔軟に扱ったり、体験入学等の機会を設けたりするなど、利用しやすい環境も整え、各校を通して支援が必要な児童生徒や保護者に周知してきており、現在も数名の児童生徒が学校外の学びの場として活用をしております。

指導要録上の扱いにつきましては、クリオネ学級への登校については出席扱いとするとともに、学校への保健室登校や放課後学習につきましても校長の判断により出席扱いとすることができることから、各校では子供の努力を認め、積極的に出席扱いしているところでございます。

**○井戸達也議長** 平賀議員。

**○平賀貴幸議員** それでは教育委員会も我々議員も、認識をある程度改めておかなければいけないというか、ニュートラルにしなければいけないのだというふうに私は思います。

不登校が増えることが問題なのではなくて、不登校の児童生徒が学ぶ多様な場の確保ができていないことが、実は問題なのだと思うのです。ですから、今後教育機会確保法に基づき、多様な学びの場を保障する取組を、網走市も予算化して事業として着手すべきだというふうに思います。

先日、エコセンターでは、不登校カフェが初めて網走で開催されました。私も実際に足を運んで、北見の市民団体の皆さんから取組についてお話を直接伺いましたし、網走で実際に不登校のお子さんや家族からのお話も伺ったところです。こういった場をしっかりとつくっていくことが、これからは必要になるというふうに思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

**○井戸達也議長** 学校教育部長。

**○林幸一学校教育部長** 児童生徒の不登校の原因は一律ではなく、家庭環境に起因するものや思春期特有の不安によるもの、既存の学校教育になじめないもの、また本人も家庭も原因がわからないものもあり、対応は多岐にわたっております。各校では事後的な対応だけではなく不登校の未然防止のため、教育相談体制を確立したり、個に応じた指導の充実を図ったりするなどして、よりよい学校づくりを進めてきました。

当市といたしましても、各中学校へのカウンセラーの配置や家庭児童教育相談室の相談窓口の周知など、相談体制の整備に努めてきておりますけれども、多様な学びの場を保障する取組につきましては、他市の事例なども参考にしていきたいと思います。

**○井戸達也議長** 平賀議員。

**○平賀貴幸議員** 市民団体によるフリースクールの整備に予算をつけていくかどうか、様々な学びをつくっていくために予算化をしていくかどうか、そういったことがこの教育機会確保法では、実は求められているのだということだというふうに思います。それぞれの適性に合わせた学びの場をくぐって次の進学あるいは就職へとつなげていくという、多様な学びの場を整備しなければいけない。つまり、学校だけを整備するという時代ではもうないのだということ、我々はしっかり認識しなければいけないのだというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

最後の質問になりますが、ふるさと納税の状況とコロナ禍の市内経済への影響を見据えた取組についての見解を伺ってみたいと思います。

まず最初に、ふるさと納税の状況はこれまでと比較してどのようになっているのか、また今年度の見込みはどのような状況なのか見解を伺いたと思います。

**○井戸達也議長** 観光商工部長。

**○田口徹観光商工部長** 今年度のふるさと納税の寄附の件数、金額ですけれども、12月13日現在で4万2,800件の寄附件数、それから寄附金額については11億8,600万円となっております。

比較のできる11月末現在では、寄附件数、金額の対前年比は件数が167%、金額は157%となっております。

今年度の見込みについては、現時点では正確に予

測することは困難ですが、寄附件数は既に昨年度を上回り、寄附額も前年同月比を上回ると考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 様々な取組が、成果を上げてきている状況もあるのだというふうに理解をさせていただきたいと思いますが、このコロナ禍で網走市内の経済には大きな影響が及んでおります。こうした状況を打破する一つの方策として、このふるさと納税に力を入れる自治体が増えているのも御承知のとおりだというふうに思います。

網走市は今年度も積極的な取組を進めてきていることは、先ほどの数字からも明らかだというふうに思います。

ところで、国を相手に裁判を行いながら、ふるさと納税の制度への復帰を果たした大阪府泉佐野市がございます。この訴訟には3,000万円がかかったそうですけれども、網走市のような各種ふるさと納税サイトを通じた返礼品の仕組みだけではなく、さのちよくと呼ばれるふるさと納税の特設サイトを自治体自らが運営しております。ここからのふるさと寄附については中間手数料は引かれませんが、直接市の貴重な財源として活用できるというような取組を取り入れております。また、ふるさと納税を原資として市内で新しい商品やサービスを生み出す事業者に補助金を出す仕組みを整えるとともに、事業企画そのものを公募し、審査を経た上でその企画自体をウェブ、インターネットに公開をして計画を支援したい人がその計画に対して、さらにふるさと納税での寄附をしていくというような新たな仕組みをスタートさせたところです。

先日、千代松泉佐野市長に直接お話を伺う機会もありまして、伺わせていただきましたが、ふるさと納税制度がいつまで存続するかも見通せない中がやっぱりあるのだと。地場産業を育成する方向で動くということがさらなる寄附の増加につながるのももちろんだけれども、現在のコロナ禍で苦しむ企業を救う手段につながるのと同時に、制度に頼らずに発展できる強い経済の仕組みを構築することにつながるの、こうした取組を進めるのだということでありました。

この方法は企業版ふるさと納税にも応用できるのだというふうに私は考えます。網走市も企業版ふるさと納税の取組にぜひとも着手してほしいというふうに思いますし、あわせてこれまでの取組を大きく

進め、この泉佐野市のような積極的な手法を進めるべき状況に今この経済状況ですから、あるというふうに考えておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 企業版ふるさと納税制度につきましては、今年度より税額控除割合の上げや手続の簡素化など大幅な見直しがされ、企業が活用しやすい仕組みになったと認識しております。

今後様々な情報収集に努めながら企業に賛同いただける事業の企画、立案など推進してまいります。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 企業版ふるさと納税については取組が行われるのだろうということで、ここは期待をしていきたいと思いますが、これまでのふるさと納税、企業版ではないほうについても、ぜひ今申し上げたような取組を取り入れながらやっていただきたいと思いますと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。こういった取組をすることで、網走の企業がこのコロナ禍に打ち勝っていくという方向性を見据えることができるというふうに私は思うのです。実際に網走市でも似たような取組があるのですけれども、その取組をさらにふるさと納税で応援するというこの仕組みですから、ぜひこの仕組みを取り入れていただきたいと思いますし、さのちよくのような網走市が中間手数料を取らずに、経ずに、直接支援を受けられるような仕組みも含めてやっぱり必要だというふうに思います。その辺についていかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 泉佐野のように民間のふるさと納税のサイトを使わないで市独自でやるということですが、なかなか金額も大きくなってくと人手もいるということもありますし、クレームの対応、それから返礼品の対応など、各種にわたって管理していただけるサイトというのは結構重要なものでありまして、そのような手法も検討はしてまいりたいというふうには思いますけれども、なかなか今変えていくのは難しいのかなというふうには思っております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 外部委託をするという方法もありますので、そこはぜひ考えていただきたいと思います。さのちよくのような特設サイトをつくらなくても、先ほど申し上げたように、ふるさと納税を原

資として市内で新しい商品やサービスを生み出すような事業をつくっていった、それに対して補助金を渡すと。それをインターネット上に公開をして、それを見た人がさらにその計画に対して、ふるさと納税で応援をするというような流れは、私は今でもつくれるのだと思います。ガバメントクラウドファンディングをちょっと形を変えたものですが、こういった形をすることによって市内の企業は目標を持ってものづくりだとか、返礼品づくりをする中で取組ができるので、今より見通しを持っているいろいろなものに取り組めると思うのですよ。ぜひ、この方向は実施していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 そのような手法についても研究してみたいというふうには思います。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 ここは引き続き今後に向けて議論していきたいと思いますが、厳しい経済状況があつてなかなかものが売れない、人が来ないという状況を乗り切る一つの大きな手段だというふうに私は思いますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

また、企業版ふるさと納税には、以前も申し上げましたが、首長の動き方一つで大きく変わるものだというふうに思います。これについては、今日の質疑にはならないと思っておりますけれども、ぜひ水谷市長の動き方もここは期待をしながら見守っていきたいと思いますので、ぜひ実現へとつなげていただきたいと思います。

終わります。

○井戸達也議長 これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

再開は明日午前10時としますから、参集願います。

本日はこれで散会とします。

大変御苦労さまでした。

午後5時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井戸達也

署名議員            小田部 照

署名議員            川原田 英世

1 2 月 1 7 日 (木曜日) 第 5 号

令和2年第4回定例会  
網走市議会会議録第5日  
令和2年12月17日(木曜日)

○議事日程第5号

令和2年12月17日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告案9件  
(議案第1号～第9号)

日程第2 委員会審査報告案1件  
(請願第13号)

日程第3 議案第10号～第15号

○議事日程第5号の追加及び変更

日程第4 委員会審査報告案6件  
(議案第10号～第15号)

日程第5 その他会議に付すべき事件(1件)

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正予算  
(原案可決)

議案第2号 令和2年度網走市国民健康保険特別  
会計補正予算(同)

議案第3号 令和2年度網走市介護保険特別会計  
補正予算(同)

議案第4号 令和2年度網走市後期高齢者医療特  
別会計補正予算(同)

議案第5号 令和2年度網走市水道事業会計補正  
予算(同)

議案第6号 網走市公の施設に係る指定管理者の  
指定について(同)

議案第7号 市道の路線認定について(同)

議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の策定について(同)

議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の変更について(同)

議案第10号 令和2年度網走市一般会計補正予算  
(同)

議案第11号 令和2年度網走市市有財産整備特別  
会計(同)

議案第12号 令和2年度網走市網走港整備特別会  
計補正予算(同)

議案第13号 令和2年度網走市介護保険特別会計  
補正予算(同)

議案第14号 令和2年度網走市後期高齢者医療特  
別会計補正予算(同)

議案第15号 市道の路線認定について(同)

請願第13号 「おいしいまち網走」の学校給食の  
未来をともに考えることを求める請  
願(取下承認)

その他会議 付託事件の閉会中継続審査について  
に付した事(承認)  
件(2)

○出席議員(16名)

石垣直樹

井戸達也

小田部照

金兵智則

川原田英世

工藤英治

栗田政男

近藤憲治

澤谷淳子

立崎聡一

永本浩子

平賀貴幸

古田純也

松浦敏司

村椿敏章

山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一

副市長 川田昌弘

企画総務部長 岩永雅浩

市民環境部長 酒井博明

健康福祉部長 桶屋盛樹

農林水産部長 川合正人

観光商工部長 田口徹

建設港湾部長 吉田憲弘

水道部長 脇本美三

庁舎整備推進室長 後藤利博

企画調整課長 北村幸彦

総務防災課長 田邊雄三

財政課長 古田孝仁

.....  
教 育 長 三 島 正 昭  
学 校 教 育 部 長 林 幸 一  
社 会 教 育 部 長 吉 村 学

---

**○事務局職員**

事 務 局 長 武 田 浩 一  
次 長 伊 倉 直 樹  
総 務 議 事 係 長 神 谷 浩 一  
総 務 議 事 係 主 査 寺 尾 昌 樹  
係 早 渕 由 樹

---

午前10時00分開議

**○井戸達也議長** おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

---

**○井戸達也議長** 本日の会議録署名議員として、工藤英治議員、近藤憲治議員の両議員を指名します。

---

**○井戸達也議長** ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として議案6件、委員会審査報告案10件、その他会議に付すべき事件1件の合計17件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

---

**○井戸達也議長** 日程第1、委員会審査報告案9件、議案第1号から議案第9号までの合わせて9件を一括して議題とします。

本件は、去る12月10日の本会議において関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、立崎聡一委員長。

立崎委員長。

**○立崎聡一議員** 一登壇一 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第5号令和2年度網走市水道事業会計補正

予算、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての当委員会所管分、議案第7号市道の路線認定について、議案第8号辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について、議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての合わせて6件であります。

本件につきましては、去る12月10日開催の本会議におきまして本委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号及び議案第5号から議案第9号までの6件は、いずれも委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

**○井戸達也議長** 次に、文教民生委員会、永本浩子委員長。

永本委員長。

**○永本浩子議員** 一登壇一 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算、議案第4号令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての当委員会所管分の合わせて5件であります。

本件につきましては、去る12月10日開催の本会議におきまして本委員会に付託され、12月11日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号から議案第4号及び議案第6号の5件は、いずれも委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会

の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、議案第1号から議案第9号までの9件を一括して採決します。

お諮りします。

上程中の議案第1号から議案第9号までの合わせて9件は、各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

---

○井戸達也議長 次に、日程第2、委員会審査報告案1件、請願第13号を議題といたします。

請願第13号「おいしいまち網走」の学校給食の未来をともに考えることを求める請願は、令和2年第1回定例会において文教民生委員会に付託された案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

文教民生委員会、永本浩子委員長。

永本委員長。

○永本浩子議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、請願第13号「おいしいまち網走」の学校給食の未来をともに考えることを求める請願について、委員会審査結果の報告を申し上げます。

請願第13号につきましては、令和2年第1回定例会において当委員会に付託され、慎重に審査を行ってまいりましたが、請願者から取下げ願が提出されましたので、12月11日開催の当委員会において協議した結果、これを承認すべきものと決定した次第であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、文教民生委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。

上程中の請願第13号については委員長報告のとおり、取下げを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、請願第13号は委員長の報告のとおり取下承認されました。

---

○井戸達也議長 次に、日程第3、議案第10号から議案第15号までの合わせて6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第10号から議案第14号までの令和2年度網走市各会計補正予算につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案資料1ページ、資料7号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計では2,335万2,000円の減額、市有財産整備特別会計では328万6,000円を追加、網走港整備特別会計では79万5,000円の減額、介護保険特別会計では80万3,000円の減額、後期高齢者医療特別会計では152万5,000円を減額しようとするものでございます。款項の区分及び金額につきましては、各会計議案第1表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、今回の補正予算のうち人件費につきましては、一般会計と特別会計の各費目にわたっておりますので、ここで一括説明をし、事項別明細書の中ではそれ以外の補正項目のみ説明させていただくことで御了承いただきたいと存じます。

議案資料4ページ、人件費の補正概要についてを御覧願います。

人件費補正額は合計で4,671万1,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、特別職では市長、副市長、教育長で18万6,000円の減額、議員で34万1,000円の減額、一般職では4,618万4,000円の減額でございます。

す。詳細につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、人件費以外の項目について一般会計から御説明を申し上げます。

別冊でお配りをしております事項別明細書7ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源となります歳入の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただくことで御了承いただきたいと存じます。

初めに、民生費の高齢者福祉費では、人件費補正に伴う繰出金として介護保険特別会計繰出金で80万3,000円の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金で152万5,000円の減額でございます。

同じく、児童福祉費、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業では、国のひとり親世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費として600万円の追加でございます。

次に9ページを御覧願います。

衛生費の健康管理費、感染症検査体制整備事業補助金では臨時交付金を活用し、感染症指定医療機関が行う検査体制の拡充に対する補助金として500万円の追加でございます。

次に11ページを御覧願います。

商工費の観光振興費、女満別空港整備利用促進協議会負担金では、新規就航路線の定着支援事業に対する負担金として112万円の追加でございます。

次に13ページを御覧願います。

同じく、女満別空港就航路線支援事業では、臨時交付金を活用し定期便の就航支援に係る経費として226万円の追加、女満別空港新規就航路線利用促進事業では、臨時交付金を活用し新規就航路線の利用促進に係る経費として1,147万円の追加でございます。

以上が、一般会計歳出補正の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額として、地方交付税で4,920万2,000円を減額するものでございます。

次に16ページから18ページを御覧願います。

この表は給与費明細書でございます。

次に、各特別会計でございますが、人件費につきましては一括して説明をさせていただきましたので、説明を省略させていただくことで御了承いただきたいと存じます。

以上が、令和2年度網走市各会計補正予算の内容

でございます。

以上、議案第10号から議案第14号までの令和2年度網走市各会計補正予算につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第15号市道の路線認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料13ページ、資料8号を御覧願います。

今回認定しようとする路線は、網走小学校丙線でございます。

路線の認定理由でございますが、歩行者専用道路として市道認定するものでございます。

なお、認定の内容及び位置につきましては議案資料に記載のとおりでございます。

以上、議案第15号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

ただいま提出されました議案第10号から議案第15号までにつきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、直ちに議事を進めることとし大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第10号から議案第15号までにつきましては、お手元に配付しております議案付託区分表（2）のとおり、所管の各常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで各常任委員会等を開催する必要がありますので、暫時休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから、承知願います。

午前10時16分休憩

午前11時40分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として委員会審査報告案6件を追加してお

りますので、承知願います。

次に、議事日程第5号の追加及び変更についてお諮りします。

既に印刷して配付のとおり、委員会審査報告案6件が提出されておりますので、議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定されました。

---

**○井戸達也議長** 次に、日程第4、委員会審査報告案6件、議案第10号から議案第15号までの合わせて6件を一括して議題とします。

本件は、休憩前の本会議において関係各常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、立崎聡一委員長。

立崎委員長。

**○立崎聡一議員** 一登壇一 先ほど本会議において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第10号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第11号令和2年度網走市市有財産整備特別会計補正予算、議案第12号令和2年度網走市網走港整備特別会計補正予算、議案第13号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算、議案第14号令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第15号市道の路線認定についての6件であります。

審査の結果といたしましては、議案第10号から議案第15号までの6件は、いずれも委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

**○井戸達也議長** 次に、文教民生委員会、永本浩子委員長。

永本委員長。

**○永本浩子議員** 一登壇一 先ほどの本会議において、文教民生委員会に付託されました議案につきま

して、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第10号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の1件であります。

審査の結果といたしましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

**○井戸達也議長** 以上で、各委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、議案第10号から議案第15号を一括して採決します。

お諮りします。

上程中の議案第10号から議案第15号までの合わせて6件は、各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第15号までの6件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

---

**○井戸達也議長** 次に、日程第5、その他会議に付すべき事件1件を議題とします。

本件は、付託事件の閉会中継続審査についてであります。既に印刷して配付のとおり、本定例会で関係委員会に付託した案件4件及び既に付託されている案件25件の合計29件は、それぞれ関係委員長から閉会中継続審査の申出がありましたので、承認することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

---

**○井戸達也議長** 以上で、本定例会の付議事件は全て終了しました。

これもちまして、令和2年網走市議会第4回定例会を閉会とします。

大変御苦労さまでした。

午前11時46分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井戸達也

署名議員            工藤英治

署名議員            近藤憲治

